

4. 現状・課題

本史跡の保存管理、活用・整備及び運営体制構築を進めていくにあたって、対応していくべき課題を以下に整理する。現状・課題については、①保存管理、②活用、③整備、④運用・体制の4つに分類され、それぞれ主要課題、小分類、構成要因という階層から課題分析を行う（表4-1、資料編-9）。

表4-1：課題総括表

	主要課題	小分類	構成要因
保存管理	石室や、本来の墳丘の形状を含めた王塚古墳の確実な保存と、指定範囲のみならず周辺と一体となった文化財の保全が必要	(1) 日常的な保存管理	石室の環境を計測するためのモニタリング機器を更新する必要がある データ解析に基づいた日常的な保存管理手法が確立されていない
		(2) 危機管理	地震や豪雨等の災害に対する防災対策と、被災した場合の対応策が不十分である
		(3) 現状変更に関する取扱い基準	現状変更に関する取扱い基準を定め、その運用を図っていく必要がある
		(4) 指定地外、周辺環境の保存管理の方法	王塚古墳の周辺環境保全の方針や景観コントロールの手段がない
		(5) 追加指定、公有化	将来的な墳丘全体の復元に向け、前方部の一部が削平されたままの状態にある等、古墳の全容を解明する必要がある
		(6) 調査・研究	遺構、遺物に関し、総合的な視点からの継続的な調査・研究が求められる
活用	王塚古墳の価値に触れる手段が少なく、地域内外において価値を十分に理解してもらえていない	(1) 石室の見学	石室内部が見えづらい 石室内部の公開頻度の拡充が求められる
		(2) 「桂川町王塚古墳テーマパーク」	周辺の構造物や樹木が眺望を阻害している 「桂川町王塚古墳テーマパーク」の見学環境を充実させる必要がある
		(3) 王塚装飾古墳館の展示	王塚装飾古墳館の展示内容が古い 多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる
		(4) 情報発信	情報発信やPR戦略が求められる
		(5) 観光やイベント等の地域活性	地域内外の多様な人を巻き込む、王塚古墳及び王塚装飾古墳館を活用した取り組みやイベントのさらなる展開が求められる 九州北部の装飾古墳や、遠賀川流域の古墳・遺跡、町内の文化財との連携活用が求められている 王塚古墳と桂川駅のつながり強化や、周辺の回遊促進が求められている
		(6) 学校教育	学校教育の中で王塚古墳について学ぶ機会を拡充することが求められる
		(7) 社会教育	新たな担い手の確保が求められる 関心を持ってもらうきっかけづくりや参画意識の醸成を図るような仕組みが求められる
		(8) その他	新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が流行した場合への対応策の検討が求められる
整備	「保存管理に係る整備」及び「活用に係る整備」に向けた、手法、財源、人材確保等の具体的な実施方針、見通しが無い	(1) 保存管理に係る整備	前方部及び周溝部の長期的な復元に向けた方針がない 保存に係る設備や機器の改修に向けた調査方針がない 価値を構成する要素以外の構成要素の整備・改善に向けた方針がない
		(2) 活用に係る整備	鋼管支柱の効果に関する構造工学的検証及び代替工法の検討が未実施である 照度確保を行う場合の保存科学の観点での検証が未実施である 「桂川町王塚古墳テーマパーク」内における見学環境向上に向けた具体的な検討がなされていない 王塚装飾古墳館の解説文章や図、写真等の展示内容更新および内容を拡充するための実施方針がない 王塚古墳と桂川駅を結ぶ周辺環境整備や、回遊を促すウォーキング・サイクリングコースの整備が求められる
運用・体制	王塚古墳単体としても広域観光プログラムとしても、活用の戦略、観光への展望、方針が必要	(1) 庁内体制	観光やまちづくりにおける各課の連携が求められる
		(2) 周辺市町村との連携	広域での活用展開戦略、体制の拡充が求められる
		(3) 地域や町民の参画	地域の担い手の確保が求められる
		(4) 保存管理、調査研究体制	検証を行うための専門委員会の立ち上げが求められる
		(5) 保存活用事業の運営・体制	保存活用事業推進のための体制強化が求められる

4-1. 保存管理

(1) 日常的な保存管理

装飾古墳は、その壁画の保存のために温湿度の変化を最小限にすることが重要である。石室は、保存管理の必要上、やむを得ず文化財担当の町職員等が入り作業する場合を除けば、完全に密閉された状態に保たれている。石室前面の保存施設も、特別公開や各種機器の確認で人が入るとき以外は、石室内部の状態変化を観測するための機器により温度・湿度・荷重の計測が行われ、観測データが蓄積されている。王塚古墳では、石室内の温湿度計と鋼管支柱に設置した荷重計により、環境変化をとらえるためのモニタリングを行っている。

石室と壁画は本史跡の中核をなす構成要素であることから、現状の姿を変容させることなく状態を維持し続けることが最重要である。そのためには、継続的なモニタリングとデータの解析により、室内環境を保持するためのきめ細やかな管理が必須であることは言うまでもない。

しかし、石室内外の温湿度計や荷重計などの観測機器の設置から一定の時間が経過し、機器類そのものの劣化や、それによりデータの信頼性が失われるなど、本来の目指すべきモニタリング成果が得られているとは言い難い状況にある。その結果、現状で収集されているデータの評価ができないため、内部環境が適切な状態にあるのかという判断については、管理を担当する職員による目視と経験に基づくデータの読み取りによって行われてきた。

そのため、機器の更新により信頼性の高いデータを収集するとともに、危険なシグナルを早期に察知するために、モニタリングしているデータに変動があれば速やかに注意が出るシステムが必要である。どの程度の変動であれば注意が必要であるかを定めるためには、どのような状況であれば“適正に保存されている”かという正常時の指標を早期に確立させること、また、様々なリスク低減のための追加対応措置を明確にし、モニタリングの方法、方針などについて速やかに改善を図る必要がある。

また、現在史跡指定地内に設置されている附属施設については、モニタリングについての新しい機器、システムへの更新を図る際に、王塚装飾古墳館でのモニタリングなど、その役割を代替できる手段を含め検討が必要である。

墳丘及び指定地内は、月に3回から4回程度、文化財振興係によって清掃を含めた点検を行っており、環境美化を維持するとともに異常個所の発見に努めている。また年に3回は、シルバー人材センターの派遣による除草作業が行われ、外観の見学環境が維持されている。これらは、今後も継続して取り組む必要がある。

●石室の環境を計測するためのモニタリング機器を更新する必要がある

●データ解析に基づいた日常的な保存管理手法が確立されていない

(2) 危機管理

王塚古墳は、鉱害復旧に伴う土取り工事により石室が発見されることによって見つかった。発見直後の段階で墳丘は大きく削平されており、保存整備が一応の終結を見た平成の時代まで、大雨ごとに石室内に水が浸入するなどの災害に見舞われてきた。現在は保存整備事業により、石室を含む王塚古墳全体は安定した状態に置かれている。しかし、昨今における自然災害は、激化の一途をたどっており、特に集中豪雨については、本史跡の所在する桂川町においても、発生を視野に入れた防災計画がまとめられている。集

中豪雨に加え地震等の自然災害に対しては、発生時の被害低減を図るための予防措置と、被災した場合の対応措置を両立させた対応を準備しておくことが求められるが、現時点で十分な措置が図られているとは言い難い。

地震や豪雨等の災害に対するリスクを適切に把握し、石室や墳丘で被害が起きた場合に早急に対応できるよう、災害発生時に被災を速やかに知るためのモニタリングや、災害から復旧するための必要なデータの蓄積など、応急措置の方法や被害が発生した際の対応マニュアル、緊急対応措置などを確立する必要がある。

●地震や豪雨等の災害に対する防災対策と、被災した場合の対応策が不十分である

(3) 現状変更に関する取扱い基準

王塚古墳の保存管理にあたっては、史跡指定範囲が保存管理の対象となる。史跡指定範囲内の現状を把握し、現状変更に関する取扱い基準を定め、その運用を図っていく必要がある。さらに、墳丘の復元を目指す範囲や現状変更要注意地域等についても、史跡指定地に準ずる形で保存管理を図っていく必要がある。

●現状変更に関する取扱い基準を定め、その運用を図っていく必要がある

(4) 指定地外、周辺環境の保存管理

王塚古墳は単体で存在しているのではなく、周辺環境と一体となり良好な歴史的風致を形成している。周辺環境が大規模に開発されなかったことによって、王塚古墳の価値が受け継がれてきたという側面もあり、現在まで、農村を主体とした集落の中に古墳が残された景観が守られている。

しかし、現在の都市計画法をはじめとした法令上の周辺環境の位置づけは、厳密な開発に対しての抑止効果を有するものではない。社会情勢の変化をみながら、本史跡周辺の景観保全や農地を主体とした土地利用の保全に関する対策について、法令上の保全も含め、長期的に検討を続ける必要がある。

●王塚古墳の周辺環境保全の方針や景観コントロールの手段がない

(5) 追加指定、公有化

王塚古墳は遠賀川流域最大級の前方後円墳であるが、墳丘復元は後円部と前方部の一部にとどまっている。築造当時の墳丘を復元することが、長期的な課題である。

そのためには、前方部の存在が想定される範囲や現在の史跡指定範囲の外に遺存していることが想定される周溝部に対する調査を進め、王塚古墳の全容を明らかにしていく必要がある。また、関係者の理解を得て、指定地外にある前方部や周溝の想定地も、適切に保存する必要がある。

●将来的な墳丘全体の復元に向け、前方部の一部が削平されたままの状態にある等、王塚古墳の全容を解明する必要がある

(6) 調査・研究

王塚古墳の出土遺物は、未盗掘に近い状態で発見されており、のちの聞き取りにより、出土位置もほぼ明らかになっている。古墳時代後期の首長墓級の前方後円墳で、完全な副葬品構成をとどめる貴重な事例である。発見後、地元で保管されていたが、重要文化財の指定を受けたのち、京都国立博物館に寄託された。平成10(1998)年度から13(2001)年度に再び保存修理を行い、現在に至っている。馬具、装身具、銅鏡など多種多様な遺物が含まれている。個別の研究は行われているが、各種遺物を総合的に取り扱った研究は進んでいない。

石室は、複室で、石屋形や石棚をはじめとする構造的な要素、阿蘇溶結凝灰岩の使用などに遠隔地の影響がみられる。王塚古墳の最大の特徴である装飾壁画についても、そのデザインから肥後地域からの影響が考えられている。それぞれの影響について研究が行われているが、要素ごとの研究にとどまっている。

現状では各論にとどまることの多い王塚古墳について、総合的な研究を行い、王塚古墳の価値をあらためて位置づけることが求められる。遠賀川上流域の首長墓としてだけでなく周辺に所在する古墳との関係、他の地域の装飾古墳との関係、大陸や朝鮮半島などの遠隔地との関係など、墳丘、石室、壁画、出土品、壁画の配置や図像学的な意味など、総合的に位置づける必要がある。そのため、発見以来保存修理や展示活用が主であった出土品の研究や、現地に残る墳丘、周溝、周堤、前方部端の詳細な内容の解明、石室などの総合的な研究を行っていく体制の強化が求められる。

●遺構、遺物に関し、総合的な視点からの継続的な調査・研究が求められる

4-2. 活用

(1) 石室の見学環境

石室内部を直接見て、その美しさを実際に体感してもらうことが本史跡の価値を理解してもらうための有効な手段であり、特別公開が春・秋の2回行われている。

特別公開は土曜日・日曜日に実施しているが、学習の機会とするためには、平日の開催が必要という声もある。若い世代の体験が、町民がより深く王塚古墳を理解する第一歩と考えれば、機会の拡大も検討すべき課題である。

加えて、特別公開に訪れた参加者からは、「石室内が暗くて見えづらい」、「鋼管支柱が視界を阻害していて見えづらい」などの意見がある。実物を見た際の満足度を向上させるため、見学環境の改善が求められている。

●石室内部の公開頻度の拡充が求められる

●石室内部が見えづらい

(2) 「桂川町王塚古墳テーマパーク」

石室内を見学できない通常時においては、墳丘を見学し、周辺を散策することが、本史跡の価値に触れる重要な体験となる。そのため、学芸員・ガイドによる説明や解説板、音声ガイドは貴重な情報ポイントとなる。

説明や情報ポイントの更新とともに、その内容、方法の充実が重要な課題である。

また、現状においては、周辺の構造物や樹木が王塚装飾古墳館から墳丘への眺望を阻害している状況にある。指定範囲を示す街路樹などその目的を持つものもあるため、植栽や樹木については、史跡地としてのあるべき姿を十分に検討したうえで、墳丘全体を眺めることができる王塚装飾古墳館からの視界の確保や来訪者の滞在に資する周辺の環境整備が求められる。

●周辺の構造物や樹木が眺望を阻害している

●「桂川町王塚古墳テーマパーク」の見学環境を充実させる必要がある

(3) 王塚装飾古墳館の展示

王塚装飾古墳館は、開館から25年以上が経過している。石室を体感する実物大の石室レプリカ等、展示を通じたガイダンス施設である。開館以後の研究の進展を踏まえた展示内容の更新、充実を図る時期を迎えている。リピーターや平日の来訪者、子ども連れの来訪者が少ない状況を見ると、魅力的なストーリーの構築ができておらず、それを具体化した展示や情報の発信、体験プログラムの充実が十分でない状況にあるといえる。新しい見学者の開拓につながる施設の利用のあり方、バリアフリーや多言語対応をさらに進める必要がある。

王塚装飾古墳館内には、実物大の石室の模型展示や、王塚古墳の歴史、各地の古墳壁画の紹介等の展示、スマートフォンアプリを用いた音声解説の導入も行っており、王塚古墳について学ぶための情報が充実し

ている。一方で、今後においても断続的に展示情報更新のタイミングが出てくることが見込まれるため、イニシャルコストを抑えつつ、展示更新のしやすさに配慮した展示手法を検討する必要がある。

また、王塚装飾古墳館においては、定期的に公開講座「コタイムふるさと講座」を実施しており、地域住民や子どもへの学習機会を提供している。レクチャー室や企画展示室のより自由度の高い利用を可能とするためには、町としての王塚装飾古墳館の利用規約等の見直しが必要となる。

●王塚装飾古墳館の展示内容が古い

●多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる

(4) 情報発信

現況においては、王塚古墳の専用HPを開設しているが、王塚装飾古墳館の展示内容や特別公開、遠賀川流域の古墳・遺跡同時公開の周知が主になっている。

今後は、SNS等を活用し、地域内外や若者層など、ターゲットごとへの効果的な広報周知の充実や、必要な人に届くような情報発信が求められる。

●情報発信やPR戦略が求められる

(5) 観光やイベント等の地域活性

年2回の特別公開時には、地域内外から多くの人々が訪れ、来訪者数は年々増加傾向にある。また、秋の特別公開時には、隣接するお祭広場を使った地元主催のイベントが開催されており、桂川町屈指のにぎわいを誇る一大イベントとなっている。

観光としての視点では、王塚古墳は交通としての立地は恵まれているが、周辺地域や桂川町内への回遊、近隣市町村への広域的な観光や回遊がほとんど生まれていない状況にある。桂川町内においては、桂川町の観光の目玉である王塚古墳をハブとした町内の観光資源をつなぐ観光戦略の構築が求められる。町内の観光、広域連携など観光的な視点を含め、王塚古墳をにぎわいの核として、桂川町全体のさらなる発展を目指し、地域内外で王塚古墳及び王塚装飾古墳館を活用した取り組みやイベントの展開が求められている。

●多様な人を巻き込むための取り組みやイベントのさらなる展開が求められる

●九州北部の装飾古墳や、遠賀川流域の古墳・遺跡、町内の文化財との連携活用が求められている

(6) 学校教育

学校教育の中での学びによる王塚古墳の価値は、地域の誇りであるとともに、教科書に載った事例もあることから町外に対しても町の誇りとして扱える効果は高い。子どものころから王塚古墳について知り、学ぶことは、町民全体の王塚古墳への理解促進につながるといえる。

しかしながら現時点では、石室の特別公開において、小中学校単位での見学機会は設けられていない。小・中学生を対象としたセカンドスクールの取組みも実施されているものの、町内の学校での取組みにとどまっている。また、王塚装飾古墳館の来訪者数を見ても小・中学生の来訪者は著しく低い状況にある。

石室の特別公開の日数が拡大された際には、学校教育の求めに応じた企画・対応を心がけ、学校単位での石室見学機会を設けるなど、学校教育の一環として王塚古墳についての理解を深める仕組みが求められる。

●学校教育の中で王塚古墳について学ぶ機会を拡充することが求められる

(7) 社会教育

桂川町教育委員会が管理する社会教育施設として、常設展示や企画展示のほか、王塚古墳の特別公開や同時公開、秋のイベントなど町主催の事業のほか、美術サークルや地元団体など町民による利用も行われている。

さらに、王塚古墳を例として地域を知るためのきっかけづくりを提案し、地域への理解を深めてもらう中で王塚古墳への愛着やまちづくりへの参画意識の醸成を図るような仕組みが求められる。

今後、王塚古墳をまちづくりや地域交流の核として位置づけ、町民により深い関心や愛着を持ってもらうきっかけを提供する地域交流や社会教育の場となることが望まれる。

●新たな担い手の確保が求められる

●関心を持ってもらうきっかけづくりや参画意識の醸成を図るような仕組みが求められる

(8) その他

令和2（2020）年より流行した新型コロナウイルス感染症は、これまで想定していなかった社会課題への対応の難しさを浮き彫りにさせた。王塚装飾古墳館においては、感染予防に向けた消毒液の設置や入場制限、換気の徹底等を導入してきたが、密閉空間である王塚古墳の観察室での見学である特別公開については、明確な安全性の確保に至らず、春、秋ともに中止に至っている。

感染症そのものの長期化を視野に入れ、「新しい生活様式」に対応した公共空間としての感染予防対策と、王塚装飾古墳館と王塚古墳の特別公開に対する「新しい生活様式」に沿った方法の検討が求められる。

●新型コロナウイルス等の感染症が流行した場合への対応策の検討が求められる

4-3. 整備

(1) 保存管理に係る整備

保存管理に係る整備は、大きく2点あり、1点目は、前方部および周溝部の長期的な視点での復元である。これらの整備には、当該箇所の継続的な調査及び研究が前提となる。実現のための体制構築が不十分で、地元地権者への概況説明を含めた将来的な合意形成に至るロードマップも現時点では確立されていない。実際に、公有化が現実に動き出した場合は、町としての財源確保も必要不可欠である。

2点目は、石室内の環境保全に関連する各種設備、機器の劣化への対策である。これらの設備、機器の更新が不可避であるが、機器の設置当時から30年弱の時間が経過しており、保存科学における知見や技術の蓄積も著しい。新たな設備導入に関しては、効率的で持続的な保存管理を実現していくための検証を十分に行った上で、モニタリング及び解析手法の導入を図っていく必要がある。

また、史跡指定地内に所在する現況の附属施設は、景観上の阻害要素であることから、国の補助事業により設置した施設としての償還期間等を十分に勘案しながら検討を進める必要がある。

●前方部及び周溝部の長期的な復元に向けた方針及び実施施策がない

●保存に係る設備や機器の改修に向けた調査方針がない

●価値を構成する要素以外の構成要素の整備・改善に向けた実施方針がない

(2) 活用に係る整備

活用に係る整備は、石室内の展示・見学環境の改善が最たる課題である。来訪者の多くから、「見えづらい」という意見があり、その要因として考えられる、支持用の鋼管支柱の改善と照度の確保に向けた対応を図っていくことが必要である。史跡の保護を前提として鋼管支柱の見直しによる見学環境の改善に向けた構造的検証及び工法の検討、また、照度確保を行う場合の石室内環境への影響という観点での分析が必要である。

さらに、石室内部の一般公開未実施期間において、臨場感を持った内部情報の提供を考えた場合には、王塚装飾古墳館の常設展示室の実寸大模型に加え、デジタルコンテンツを活用したVR等のプログラム提供も、今後検討していくべき課題であると考えられる。また、常設展示室は、展示の更新がなく、その後の研究や調査の成果が反映されにくい状況にある。展示の更新を含め、来館者に新しい情報を伝える方法の検討が求められる。

王塚古墳の墳丘を見る場合、王塚装飾古墳館のホールの窓からが最も良い場所となるが、樹木の管理や周囲の広場からの眺望などが整備されていない。また、「桂川町王塚古墳テーマパーク」内から王塚古墳の墳丘を見学するための案内や解説などの整備も検討課題となる。加えて、穂波側の河川敷など、「桂川町王塚古墳テーマパーク」外からの見学は、ポイントの案内や解説、周遊するためのコースなど幅広い視野での活用のための整備が長期的な課題である。

●鋼管支柱の効果に関する構造工学的検証及び工法の検討が未実施である

●照度確保を行う場合の保存科学の観点での検証が未実施である

●「桂川町王塚古墳テーマパーク」内における見学環境向上に向けた具体的な検討がなされていない

●王塚装飾古墳館の解説文章や図、写真等の展示内容更新および内容を拡充するための実施方針がない

●王塚古墳と桂川駅を結ぶ周辺環境整備や、回遊を促すウォーキングやサイクリングコースの整備が求められる

4-4. 運営・体制

(1) 庁内体制

王塚古墳に関する施策は、桂川町総合計画に取り上げられ、桂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略では4本の柱の一つとして、取組みをすすめている。文化財としては、桂川町教育委員会社会教育課が保存・公開活用の取組みを行っている。桂川町のPRの面からは桂川町企画財政課が、産業の面からは桂川町産業振興課が担当している。「桂川町王塚古墳テーマパーク」内に設置されている王塚装飾古墳館に社会教育課文化財振興係を置き、日常の王塚古墳の管理や「桂川町王塚古墳テーマパーク」の管理運営にあたっている。

王塚古墳まつり in 桂川などの取組みを通して、社会教育課文化財振興係と企画財政課や産業振興課などとの連携が行われているが、本計画策定を契機に庁内の各課で方針を共有し、さらなる庁内連携を図るため、庁内協議を行っていく必要がある。

●観光やまちづくりにおける各課の連携が求められる

(2) 周辺町村との連携体制

王塚古墳は交通アクセスには恵まれているが、周辺地域や桂川町内への回遊、近隣市町村への広域的な観光や回遊がほとんど生まれていない状況にある。広域観光拡大に向けては、嘉飯圏域定住自立圏における連携事業による広域観光プログラムの充実が求められる。

●広域での活用展開戦略、体制の拡充が求められる

(3) 地域や町民の参画

王塚古墳に関する地域の関わりとしては、桂川町郷土史会や王塚古墳まつり in 桂川実行委員会等の既存団体において、王塚古墳の保存・活用・普及を目的とした取組みが行われている。特別公開時や王塚古墳まつり in 桂川においては、こういった団体の地元ボランティア等の協力によって運営が成り立っている。

しかし、特に若い世代や新たな転入者の関心が高いとはいえ、積極的な関わりや新たな担い手が生まれていないことが課題であり、また、行政職員への特別公開やイベント等への負担が大きく、担い手不足が進行している。行政だけに頼るのではなく、可能な限り地域住民に王塚古墳を中心とした地域づくりに参画してもらえようような仕組みづくりが求められる。

●地域の担い手の確保が求められる

(4) 調査研究体制

保存に係る設備・機器の改修、鋼管支柱の見直しによる見学環境改善にあたって、構造力学的検証、照明設備改善のための保存科学的分析においては、専門委員会を設置したうえで、学術的な知見からの裏付けが求められる。また、継続した調査研究のために、考古学、歴史学等の観点から調査・研究を進めていく体制づくりが求められる。

- 検証を行うための専門委員会の立ち上げが求められる

(5) 保存活用事業の運営・体制

本計画を着実に遂行し、王塚古墳のさらなる保存活用を図るために、既存の王塚古墳テーマパーク運営企画委員会を中心として、毎年度の事業計画立案や各事業実施、評価の仕組みなどを整えるなど、事業の推進力を高めるための体制強化が求められる。

- 保存活用事業推進のための体制強化が求められる

時を超え 心ときめく メッセージ

～王塚古墳と描く私たちの未来～

1500年ほど前、人々の祈りや想いが形となり、王塚古墳が築造され、発見されるまでこの恵まれた豊かな地に、眠り続けてきた。昭和9（1934）年に発見されたとき、その鮮やかな色彩により生き生きとした表現の壁画は、人々に大きなおどろきを与え、精緻で豪華な馬具などの出土品とともに、日本有数の歴史的・文化的遺産として注目を集めた。その美しさは時を超え、人々を魅了し続け、その価値が人々の手によって守られ、桂川町の宝・文化財として、現在に至るまで脈々と保存継承されてきた。古墳時代のこの地域をおさめた人物の存在を物語る大規模な墳丘と石室、当時の人々の文化と祈りを伝える鮮やかな壁画、発見当時から献身的な努力を続けてきた保存継承の取組み、古墳をとりまく豊かな自然と人々の営み。こうした価値を未来へと受け継いでいく使命がわたしたちにはある。

王塚古墳の壁画の前に立ったとき、わたしたちは、様々な「感動」に出会う。これらの「感動」を次の世代へとつなげていくためには、王塚古墳に訪れ、より多くの人に理解してもらう必要があることから、本計画においては、以下4つの「感動」への出会いを創出し、その先にある未来へとつないでいくことを目指し、保存活用を推進していくための方向性を示すものとする。

4つの感動

●恵まれた立地、この場所が繁栄した時代背景や深い歴史

当時の権力の象徴として築き上げられ、王塚古墳築造に至るまでの重要な歴史的背景や地域的特性を有する。

●石室、壁画、副葬品から読み取れる他地域とのつながり

特徴的な複室構造の横穴式石室をはじめ、壁画の構成、副葬品から北部九州や近畿地域とのつながりの強さを読み取れる。

●当時の人々の美的感性や芸術文化の豊かさ

他の装飾古墳に類例をみない複雑華麗な壁画は、いつの時代においても極めて美しく、人々を魅了しつづけている。

●王塚古墳を守り伝えてきた人々への思い

寄り添いながら暮らしてきた地域の人たちの営み、保存継承に対する努力に対し感謝の心を忘れず、これからも受け継いでいかななくてはならない。

私たちの未来

●可能性を秘めたまち・桂川町の未来

王塚古墳を取り巻く環境や豊かな農村景観を背景に、王塚古墳によってうまれている桂川町民や地域内外とのつながりを拠り所として、王塚古墳が交流を育む中心となり、今後も桂川町の発展を支えていく。

6. 保存管理

6-1 方向性

本史跡は昭和初期に史跡指定を受けており、史跡の有する本質的価値と構成要素については、指定当時には体系的な整理がなされていない状況にあった。今回、本計画において、改めてその価値の明確化を図り、個別の価値を構成する要素の特定に至っている。

今後は、本史跡の価値を良好な状態で後世へと継承していくために、特定された諸要素の状況を踏まえ、適切な保存管理の方策の運用を図っていくとともに、削平された前方部をはじめとした未解明箇所の内容を明らかにするための調査研究を継続的に行っていく。

石室の彩色壁画の保存のためには、「装飾古墳保存対策研究会」では、「石室を密閉して、内部を築造当時の安定した状態に戻す」と結論づけている。その内容を踏襲し、現在、石室は密閉されているため、急激な温湿度変化などの環境の変動の無い安定した状態を維持することを基本方針とする。

一方で、史跡の価値は、本質的価値と副次的な価値によって構成されている。これらの価値とその体系を、地域住民及び桂川町民が深く理解することが、本史跡の確実な保存の前提となる。また、本質的価値の理解を促進していくためには、「本史跡への思い」に対する共感というプロセスが重要であることから、多面的な価値伝達のための情報発信を行うことで、本史跡の価値の共有化を図っていく。

特に、石室内の保存環境の持続的な保全に向けては、可及的速やかにモニタリングを含めた施設及び体制の刷新を行うものとし、本史跡の中核をなす構成要素のき損を厳に防ぐための手立てを講じていく。

6-2 地区区分

(1) 対象範囲

本史跡の保存管理にあたっては、まず史跡指定地が対象となり、遺構・遺物の適切な保存管理を行うための方策を定める必要がある。

さらに、削平された前方部や遺存の可能性のある周溝部等、本来の古墳が所在していたと想定され、昭和51(1976)年の保存管理計画で「現状変更注意地域」とされた範囲を「今後保護を図っていく範囲」とし、史跡指定地に準ずるかたちで保存管理を図る。

また、本史跡の立地する地形的特徴を把握し、今後の史跡の適切な保存管理や活用を進めるにあたっては、王塚古墳の周囲に広がる空間を緩衝地帯とし、この空間についても、史跡と調和した良好な景観保全を目指す範囲と位置づける。

(2) 保存管理の地区区分及び方針

上記の観点から、保存管理の対象範囲を次のように区分する（表 6-1、図 6-1・2）。

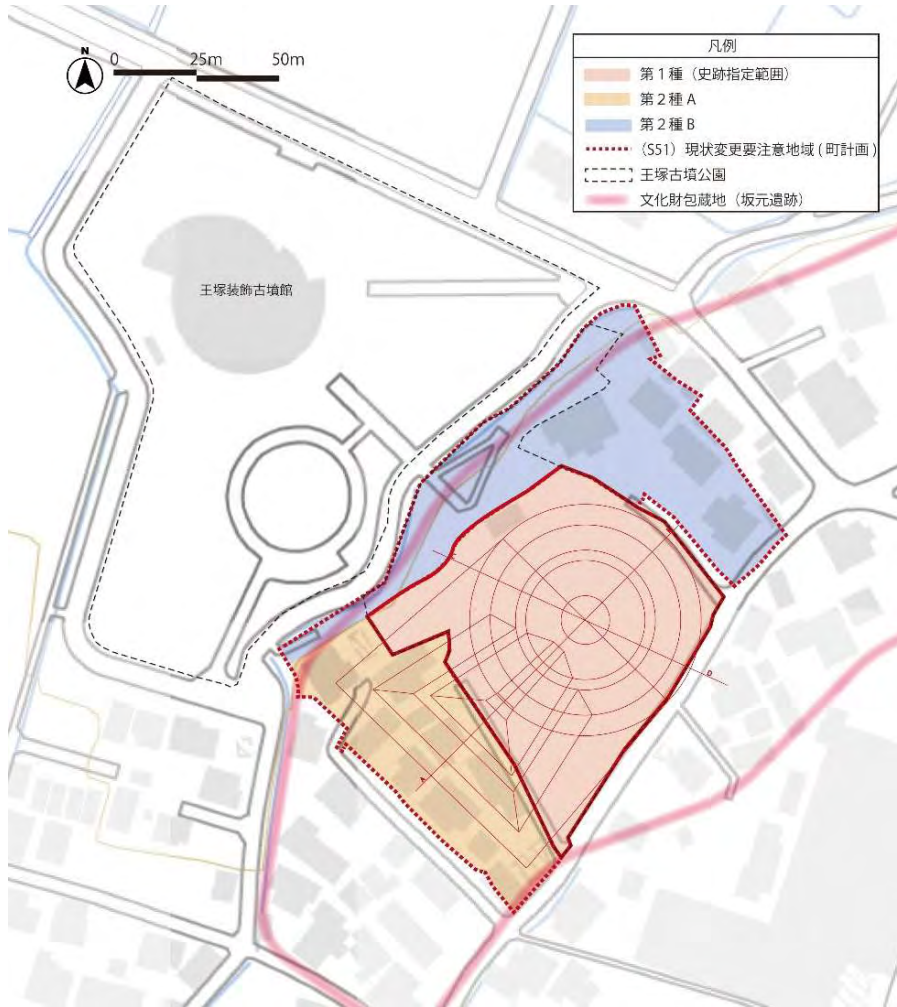


表 6-1：昭和 51（1976）年保存管理計画における現状変更注意地域(町計画)

所在地	地番
嘉穂郡 桂川町 大字寿命 字坂元	306 番、307 番 4、 316 番 1、 320 番、323 番 1、 323 番 2、324 番、 326 番、321 番 1、 319 番 2（以上の地 域内に介在する道路 敷を含む）
〃 大字豆 田字岩ヶ 鼻	28 番 1、28 番 2、 29 番 1、29 番、 30 番、31 番 1、 32 番 2、32 番 1、 31 番 2

図 6-1：保存管理の地区区分図

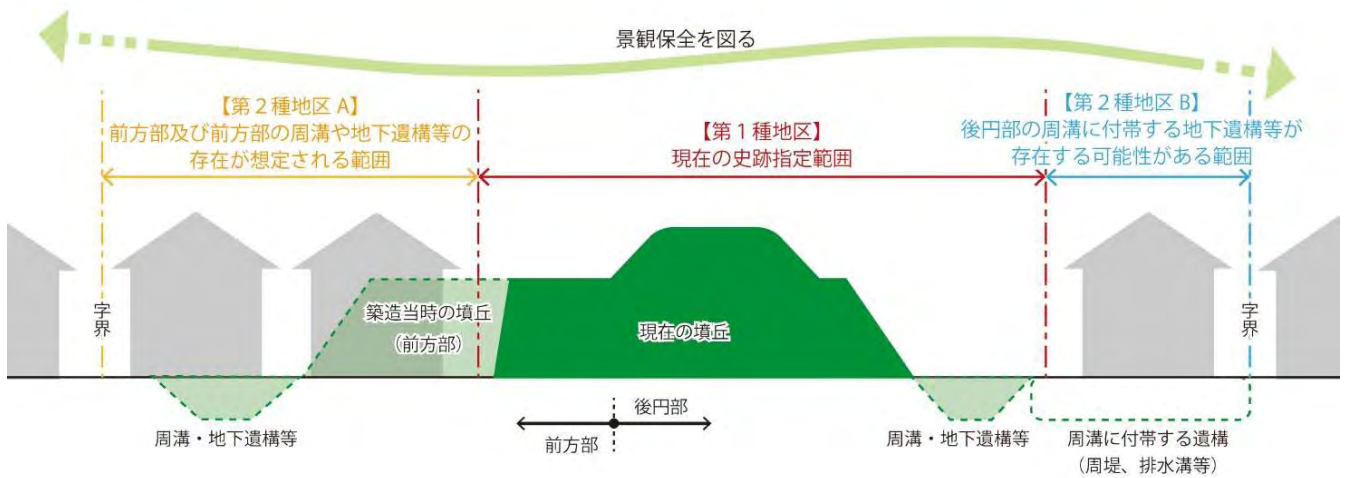


図 6-2：地区区分の概念図

1) 第1種地区

王塚古墳として、既に国の指定を受けた範囲である。文化財保護法に則り、確実な保存を行う。

2) 第2種地区A

前方部及び前方部の周溝や地下遺構の存在が想定される範囲。昭和 51（1976）年に策定された保存管理計画書に「現状変更注意地域」が設定されており、現在は住宅地となっているため追加指定し、古墳の墳丘復元を目指す。新規の建物建設、地形の改変を避けるべきであり、建物の改築が見込まれる場合は、所有者・占有者の意向を踏まえながら、現地での改築よりも追加指定、公有化の方向で協議する。

3) 第2種地区B

後円部の周溝に付帯する遺構（周堤や排水溝等）が存在する可能性がある範囲。昭和 51（1976）年に策定された保存管理計画書に「現状変更注意地域」が設定されており、周溝等の古墳の関連遺構が残存する可能性が高く、遺構・地形の保存が必要な範囲。現状では主として住宅地であり、新規の建物建設、地形の改変は望ましくない。建物の改築が予定される場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として、事前に確認調査を実施し、遺構・現地形を保存できる工法で行うように協議する。当面は遺構・地形の保存と住民生活の共存を図るが、調査が蓄積すれば第2種Aと同様の取り扱いを行う。

(3) 周辺環境の考え方

史跡地の周辺環境・景観として保存を目指す範囲。継承してきた歴史的風致を阻害しないよう、各種開発行為に際しては、周辺景観との調和に努める。王塚古墳の周辺景観を形成するバッファゾーンとして位置づけられることから、積極的に他の法制度を活用して史跡地周辺の風致景観の保全を図るものとし、周辺住民や事業者へ景観保全への意識醸成を行いながら、史跡と調和するような良好な景観形成や土地利用の保全に協力してもらえよう、地域住民の理解を促す。

(1) 日常的な保存管理

桂川町は、史跡の管理団体として、文化財保護法第 113～118 条に基づき、史跡等の管理及び復旧、施設の設置、届出等を行う。価値を構成する諸要素に関する保存管理は、点検を実施し、点検結果に応じた措置を講じる必要がある。また、王塚古墳においては、密閉されている石室内部と、墳丘等の遺構における保存管理では性質が大きく異なるため、本計画では、石室と石室以外（墳丘等）とに分けて保存管理の方法を示すものとする。

また、史跡の価値を構成する要素以外の諸要素についても、施設・工作物の保守管理、植栽管理、清掃等の業務を適切に行う必要がある。

上記を踏まえて、以下に保存管理の方法を示す。

1) 石室内部の保存管理

「石室を密閉して、内部を築造当時の安定した状態に戻す」という目標を今後も維持し、これを前提として石室内部の観測を実施する。

そのためには、継続的なモニタリングを担保するための機器類の更新及びデータの分析手法の確立を、文化財保存科学・地盤工学・考古学等の専門家の指導助言を得て実施する。

具体的には、既往の保存対策、保存管理手法を検証した上で、機器を更新し、温湿度等の保存環境、壁面の状態、石室の形状のモニタリングとそれによる保存環境の変化と石室・壁面に与える影響を評価する方法を確立させる。

なお、観察室への入室は、原則として年 2 回の特別公開の期間に限られることから、モニタリングについては、遠隔でデータの収集が可能な通信システムの導入を併せて検討する。

石室の保存については、特別公開時に合わせて、温湿度変化のデータを回収し、気象条件との対応から特異な変動がないかを読み取る。大きな変動があれば、観察室から石室・壁面の状態を点検する。また、荷重計の計測値を特別公開時に合わせて、確認、記録する。特異な変動があれば、観察室から石室構造の異常がないかについて確認を行う。

また、石室、壁面の状態を特別公開時に合わせて、目視・観察して確認する。石室は浸水、石の傾斜の変化、亀裂の進行具合、落石の有無、石の位置の変化を写真・図面と比較して確認、記録する。壁面については、色調・彩度、乾燥状態を写真と比較して確認する。これらの記録を図・写真に記入して、蓄積し、機器の観測データと照合できるようにする。

観察室への入室については、日時、滞在時間、入室者等について記録する。

これらの機器の更新は計画的に実施し、経年劣化による施設、機器の不具合等を未然に防ぐものとするが、不測の故障等も想定し、バックアップが可能なシステムの導入も検討する。

上記のような確認・記録を行った上で、石室、壁面については異常が発生すれば速やかに文化庁、県に連絡し、対応策を検討する。また、石室、壁面の保存管理の専門家に助言を得る。

2) 石室以外（墳丘等）の保存管理

墳丘部については、定期的な巡回点検を実施する。そのうえで、構成要素の内容や状況等に応じて、必要な管理や復旧のための措置を講じる。以下に、具体的な事項を示す。

- ・維持的措置の範囲としての軽微な補修を行う。
- ・史跡地内および周辺で遺物を発見した場合は、出土状況等を記録し保管する等、適切な措置をとる。
- ・人為的による被害（不法投棄、遺構のき損、防護フェンス等の損壊）を発見した際は適切な措置をとる。
- ・遺跡の劣化及び風化等の進行防止や速度低下のための処理を施す。
- ・き損又は劣化及び風化、破損している遺構をもとの材料及び工法を用いて、き損等の前の状況に復元する。

3) 付帯施設等の維持管理

史跡地内に設置された各種施設・工作物や植栽については、定期的な保守管理、植栽管理を実施する。また、快適な環境の維持のための清掃についても、定期的実施する。以下に、具体的な事項を示す。

- ・史跡の標識、説明板、境界標識、囲さく等の施設の点検を行う。
- ・植栽の定期的な剪定、枯損時の適切な除去を行う。
- ・史跡地内の清掃を行う。

(2) 危機管理

史跡が見舞われる災害には、風水害、地震等の自然災害によるものと、火災、破壊行為等の人為的原因によるものが想定される。災害の発生を確認した場合、人身の安全を第一としつつも、史跡の保存のために、緊急的・応急的措置を講じることが必要となる。

被害の発生について、関係機関にすみやかに報告するとともに、緊急・応急の対応を行う必要がある。その後、緊急的・応急的措置を行った部分については、随時観察を継続して安全等を確認しつつ、本格的な復旧について検討を進める。また、二次的災害の発生を防止する。

特に、台風等の襲来が予想される場合には、暴風・豪雨の予兆がみられる段階と、これらが収まってきた段階において、巡回・点検を行い、状況を確認する必要がある。また、被害の拡大防止、二次被害の防止の観点から、緊急的・応急的措置の必要性についても確認しておく。

これらの発生に先立って、災害発生時の対応を円滑に実施できる十分な体制を整えておく必要がある。この体制整備においては、文化財担当部局を中心とする緊急時の対応体制を整えておくとともに、普段から庁内組織・関係機関との間の情報収集・伝達体制を確立し、防災・事故防止に対する意識啓発を行うほか、災害・事故等が発生した場合の対応及び史跡における復旧の考え方・方法等について意識を共有しておく必要がある。災害発生に備え、庁内組織・関係機関と緊密な意思疎通と十分な合意形成に努める。

予防措置として、応急措置のために必要な土嚢・防水シート・木杭・立ち入り防止柵等の資材についても準備・確保しておく必要がある。

(3) 現状変更に関する取扱い基準

現状変更とは、建築物や工作物の設置等の開発行為を総称したものであり、今後想定される現状変更に対しては、前項で示した地区区分ごとの方針に沿った取扱い基準を定め、その運用を図っていくものとする。

現状変更に当たる行為は、工事等下記の事項が該当する（表 6-2）。

- ア. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等の地形の改変
- イ. 道路の新設、改築及び修繕
- ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転または除去
- エ. 工作物の新設、増設、改修、移転または除去
- オ. 公園施設の新設、改修及び修繕
- カ. 地下埋設物の新設、改修、修繕及び除去
- キ. 樹木の植栽、移植、伐採、伐根
- ク. 発掘調査及び保存のための整備
- ケ. その他史跡に影響を及ぼす行為

表 6-2 語句の定義

建築物	建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むもの（建築基準法〈昭和 25 年法律第 201 号〉第 2 条第 1 号）。
簡易な建築物、工作物	建築基準法施行令第 136 条の 9 で定められた建築物（布基礎を伴わない倉庫、物置、車庫等）のことをいう。具体的には、小規模な作業所、物置、門、生垣、堀、電柱、道路標識、信号機、ガードレール、小規模な各種の観測・測定機等である。
建築	建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう（建築基準法第 2 条第 13 号）。
新築	新築とは、新たに建築物を建築するもので、増築、改築または移転に該当しないもの。
新設	新設とは、新たに工作物を設置するもので、増設、改修または移転に該当しないもの。
増築	増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう。 ①既存の建築と同一敷地内であること ②既存の建築と用途が不可分であること
改築	改築とは、建築物の全部または一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう。
改修	改修とは、工作物の全部または一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう。
移転	移転とは、同一敷地内で建築物や工作物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

1) 第1種地区の現状変更に関する取扱い基準

史跡地で予想される各種の現状変更等に対し、地区区分別の具体的な取扱い基準（一般事項）を示す（表 6-3）。

表 6-3 現状変更に関する取扱い基準

地区区分 現状変更等	第1種地区	特記事項
ア. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等の地形の改変	原則として認めない。1)	1) 遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更は認める。
イ. 道路の新設、改築及び修繕	—	—
ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転または除去	新築、増築、改築、移転は、原則として認めない。2) 除去は認める。3)	2) 簡易な建築物で、基礎工事を伴わないかつ、遺構に影響を及ぼさない範囲で認める。 3) 除去の際に遺構に影響を与えないように配慮すること。また、現状で史跡指定地内に立地している附属施設については、保存設備としての機能を担保したうえで、史跡指定地外に移設することが望ましい。
エ. 工作物の新設、増設、改修、移転または除去	新設、増設、改修、移転は原則として認めない。4) 除去は認める。5)	4) 安全管理上必要な工作物や史跡の保存管理・活用に資する工作物については、史跡としての価値及び景観の保全に関する計画や方法等を十分に検討したうえで、遺構に影響のない範囲で認める。 5) 除去の際に遺構に影響を与えないように配慮すること。
オ. 公園施設の新設、増設、改修、移転または除去	新設、増設、改修、移転は原則として認めない。6) 除去は認める。7)	6) 安全管理上必要な公園施設や史跡の保存管理・活用に資する公園施設については、史跡としての価値及び景観の保全に関する計画や方法等を十分に検討したうえで、遺構に影響のない範囲で認める。 7) 除去の際に遺構に影響を与えないように配慮すること。
カ. 地下埋設物の新設、改修、修繕及び除去	新設、新設、改修、修繕は原則として認めない。8) 除去は認める。9)	8) 安全管理上必要な地下埋設物や史跡の保存管理に必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認める。 9) 除去の際に遺構に影響を与えないように配慮すること。
キ. 樹木の植栽、移植、伐採、伐根	原則として認めない。10)	10) 史跡整備に伴い、史跡としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲で認めるものとし、根などが地下遺構に影響を与えないように配慮すること。
ク. 発掘調査及び保存のための整備、活用のための整備	発掘調査は認める。11) 保存のための整備及び活用のための整備は、学術的調査の成果に基づく範囲で認める。12)	11) 遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。 12) 整備を行う場合には、その方法等を十分検討したうえで行う行為について認めるものとする。
ケ. その他史跡に影響を及ぼす行為	原則として認めない。	

2) 第2種地区に関する取り扱い

第2種地区A及び第2種地区Bについては、史跡と周辺地域の一体的な保存を図る方策を取るべく、第2種地区A及び第2種地区Bの住民の協力のもと、最適な運用方法を検討していく。

第2種地区A及び第2種地区Bは、現状においては史跡指定地外となるが周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、開発行為等については文化財保護法93・94条に基づき、確実に確認調査を実施し、桂川町と事前の協議を行う。協議においては、第2種地区A及び第2種地区Bの住民の協力のもと、基本的に第1種地区に準ずる運用を図っていくものとする。

(4) 指定地外、周辺環境の保存管理の方法

以下に、具体的な事項を示す。

- ・王塚古墳周辺の土地利用の保全
- ・桂川駅を含めた周辺地域の景観形成方針の策定、風致を守る努力目標の設定
- ・付帯施設の移設、樹木等の眺望を阻害している構成要素の撤去（公園管理の中で剪定）
- ・地域と連携した管理などへの提言

(5) 追加指定、公有化

本史跡は、特別史跡として非常に高い歴史的価値を有するため、墳丘本来の姿を復元することが望まれる。特に第2種Aについては、前方部の存在が想定される範囲であることから、将来的な墳丘全体の復元を目指し、所有者の理解を得ながら、追加指定を検討する必要がある。追加指定を検討している範囲については、地権者が複数にまたがっていることから、地権者との協議を踏まえ、段階的に追加指定していくことも考えられる。第2種地区Bについては、調査が蓄積し、地下遺構等の存在が明らかとなった場合には第2種地区Aと同様の取り扱いを行う。

また、前方部の存在が想定される範囲である第2種Aについては、所有者へ継続的な周知を図ったうえで、所有者の意向が確認できれば、順次公有化を図るものとする。特に第2種地区Aの前方部については公有化の優先度が高い。第2種地区Bについては、調査が蓄積し、地下遺構等の存在が明らかとなった場合には第2種地区Aと同様の取り扱いを行う。

(6) 調査・研究

前方部の復元に向けて、前方部の存在が想定される範囲や現在の史跡指定範囲の外に遺存していることが想定される周溝部に対する調査を進め、王塚古墳の全容究明を推進する。

また、過去の王塚古墳に関する調査・研究では、各論にとどまっていることが多いため、総合的な研究を行い、王塚古墳の価値をあらためて位置付けるような調査・研究を実施する。遠賀川上流域の首長墓としてだけでなく周辺に所在する古墳との関係、他の地域の装飾古墳との関係、遠隔地との関係など墳丘、石室、壁画、出土品など総合的に位置づけを図るため、発見以来保存修復や展示活用が主であった出土品の研究や、現地に残る墳丘、周溝、周堤、前方部端の詳細な内容の解明、石室の各要素の調査・研究を実施する。

7. 活用

7-1. 方向性

石室や壁画の保存環境に影響しないことを前提に、史跡の価値を学び、体感することが可能な活用を目指すことを基本的な方向性とする。特に、年間2回（計4日）の特別公開については、より多くの人に本物を伝えていくために、公開頻度の拡大を保存措置と併せて検討する。

一方で、史跡地そのものを見せていくという視点に留まらず、公園や王塚装飾古墳館を含む「王塚古墳テーマパーク」を一体的なエリアと捉え場所の魅力を高めることが、より多くの人へ王塚古墳の理解を深めることにつながると考える。そこで、ガイダンス機能の強化やデジタル技術の導入により、特別公開時の見学に準じる体験を提供し得る展示や体験プログラム、デジタルコンテンツの導入を検討する。

また、遺構・遺物だけでなく、周辺の地形や景観、土地利用、また人々の暮らし等が一体となって構成される史跡の価値を自分たちが守り続けていくという使命を持つこと、すなわち、王塚古墳に寄り添い暮らしながらその価値を守るという「シビックプライド」を醸成していくことを目指し、学校教育・社会教育の面からは学びを深める機会の創出、広域連携の視点においては、他の装飾古墳との連携等、多様なつながりを基盤とした活用展開を図っていく。

なお、資料編-8に活用のイメージを示す。整備基本計画策定に向けては、具体的な活用手法を検討していく必要がある。

7-2. 方法

(1) 石室の見学環境

石室内部の公開頻度を上げるためには、石室内の保存環境への影響評価やこれまでの公開時期では訪れられなかった人のニーズへの対応検討を行ったうえで、具体的な公開日数の拡大の方法を定める。

公開日数の拡大をはじめとした方法の変更に際しては、町で制定している「特別史跡「王塚古墳」の公開に関する規則」（資料編-6参照）の検討を行うとともに体制の拡充も行うものとする。

さらに、見学時の満足度向上を目指し、モニタリングデータの検証及び専門家の助言に基づき、鋼管支柱の見直しによる見学環境の改善、照度の確保等、石室内の見学環境の改善を検討する。

(2) 「桂川町王塚古墳テーマパーク」

史跡指定地内の見学環境の改善に向けては、復元されている墳丘をはじめ、今後の調査研究により明らかにすべき王塚古墳の全容を表現していくことを基本とする。

また、来訪者の理解を深めるための取組みとして、王塚装飾古墳館と王塚古墳を連続して見学する際の切れ目のない解説を実現するために、見学ルートの確立や各種サインの再整備を検討する。

一方で、「桂川町王塚古墳テーマパーク」としてみた場合に、この施設は、史跡及びガイダンスを内包すると同時に、町民にとっては、日常的に利用できるオープンスペースとしての役割も有している。史跡の持つ価値を、特に町民に広く伝えていくためには、この日常利用を促進するための環境を整えていくことも必要であることから、まず足を運んでもらい、王塚古墳に触れてもらう機会を創出していく。そのために、公園としての機能強化や、子育て世代をターゲットにしたコンテンツの強化といった取組みを推進していく。

(3) 王塚装飾古墳館の展示

王塚装飾古墳館の展示については、調査・研究の進展に応じて内容の更新を行うとともに、魅力的なストーリーを発信できる構成を検討する。そのため定期的な更新が可能な展示システムへの移行を含めた検討を継続的に行うものとする。

また、出土遺物等については、調査や研究と同時に再整理を行い、三次元計測等によるデジタルアーカイブ化も進めながら可能な限りレプリカの制作・設置を拡充する。さらに王塚装飾古墳館の展示環境を整えてから京都国立博物館に寄託している多くの重要文化財を「王塚古墳出土品里帰り展（仮称）」で展示するといった企画展の実施も視野に入れる。

なお、王塚装飾古墳館を利用しやすい環境づくりを進めるために、ホールやライブラリーで一般に利用者向けに王塚古墳の魅力を紹介するパネルコーナーや書籍コーナー、子供向けのコーナーの拡充を続ける。また、関連グッズや書籍などを販売するコーナーを整理し、地域の特産品などを紹介するコーナーの拡充など、「王塚古墳テーマパーク」とともに日常利用を促進する取組みを進める。

(4) 情報発信

地域内外、属性別など、専門家の協力を得て、魅力的ストーリーの構築、体験プログラムの構築などを行い、ターゲットごとに効果的な情報発信戦略を構築し、特にこれまで王塚古墳の情報に触れる機会がなかった層にも幅広く届ける手法を実施していく。

具体的には、ターゲットごとの情報内容をきめ細かく設定したうえで、ホームページの情報更新頻度の向上、SNS を活用したユーザー相互の情報共有などの仕組みを積極的に導入し、届けたい人に、届けたい情報が届けられる状態を創出していく。

地域外における情報発信に向けては、周辺地域の装飾古墳を管理する自治体と連携し、適切な補助制度を活用するなどして、関連情報をアーカイブ化するなど、広域連携における情報発信拠点としての機能拡充を図っていく。

また、王塚古墳は特別史跡に指定され、出土品は重要文化財に指定されている。王塚古墳について広報する場合に、「特別史跡」の言葉を添付しているが、特別史跡の重要性まで周知できていない。古墳が特別史跡であり、出土品が重要文化財であること、近年、報告書を刊行した金比羅山古墳が県史跡の指定を受けていることなど、王塚古墳を含む5基の前方後円墳について、史跡指定等を受けている評価とその価値について、改めて周知することも目標とする。

さらに、桂川駅は町外からのメインアクセスとなるため、桂川駅利用者への情報提供は重要な役割を担う。桂川駅や鉄道を活用した情報発信についても検討を行う。

(5) 観光やイベント等の地域活性

「桂川町まち・ひと・しごと創成 総合戦略」の中で掲げている「王塚プロジェクト」を町が一体となり推進し、王塚古墳の魅力を発信することで新たな人の流れを生み出し、王塚古墳の魅力を活かした町独自の個性の発揮を目指す。王塚古墳を中核として、桂川町の史跡を活かしたまちづくりへと展開させるために、周辺に所在する古墳やその他の文化財と連携したプログラムの充実を図っていく。まちづくりを主眼とした連携プログラムであることが重要であり、社会教育課の単独事業として実施するのではなく、その企画立案及び実施のための庁内外の連携体制を併せて構築する。

特に、観光という視点においては、町内の事業者をはじめとした関係機関と連携して多様なニーズへの対応を図り、以下の取組み例を参考として、ガイドツアーやモデルコースの設定など、観光や回遊を促すプログラム作りを推進する。

【取組み例】

■体験型プログラム

- ・「王塚古墳テーマパーク」を一体的に活用したユニークベニュー
- ・当時の暮らしやものづくりを体感しながら学びリビングヒストリー



■観光や回遊をプログラム

- ・桂川物語モデルコースを実走させるガイドツアー、周遊ルートの確立

長崎街道と
歴史ロマンを
巡る

土居と
秋月街道を
巡る

奥座敷
内山田へ
足をのばす

土師の里を
巡る

■民間事業者と連携した取組み

- ・王塚古墳をPRする商品開発の支援・推進
- ・王塚古墳に関連した新たなグッズや特産品の開発

(6) 学校教育

次代の桂川町を支える人材である子どもたちに、本史跡の価値を伝えていくことは、持続可能な本史跡の保存活用において、欠くことのできない取り組みである。そのため、町内の小中学校と協力し、出前授業の充実や遠足、社会科見学といった、学びの場の拡充を図る。

また、学校教育の一環として王塚古墳を活用していくためには、子どもたちに教える教職員が、まずその価値に対して理解を深めてもらうことが重要である。そのため、教職員向けの研修の機会の創出、さらには既存の様々な情報ツールの作成や、小学校で配布されているタブレットを用いたコンテンツなど、学校教育に求められる汎用性の高い教材として再編集するといった取り組みも実施していく。

(7) 社会教育

本史跡の保存に係る様々な場面への参画意識の醸成や、これに賛同する新たな担い手の確保のために、社会教育の場として、さらには地域交流までを視野に入れた活用を図る。

そのためには、多くの町民に王塚古墳への関心を持ってもらい、足を運んでもらうための機会を提供するために、前掲の公園的な活用の拡充等を足掛かりとした積極的な広報を行っていく。

さらに、町民が王塚古墳について学ぶ場としての歴史学習プログラムや普及・啓発を継続、拡充することで、多くの町民が自分たちの言葉で王塚古墳を語ることのできる段階を目指すものとする。

また、王塚古墳周辺地域においては、公民館等における地域主体の活動を積極的に支援する。王塚古墳に関連するイベントや講座等の開催・運営を支援することで、王塚古墳への興味や関心を喚起し、地域における担い手確保へと繋げていく。

(8) その他

令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染症の長期化を視野に入れ、「新しい生活様式」に対応した公共空間としての感染予防対策を継続して徹底する。特に、特別公開の再開を視野に入れ、来館者の適正なコントロールや最新の知見に基づく感染予防対策の実施に留意する。

さらに、「新しい生活様式」に対応した「桂川町王塚古墳テーマパーク」の活用を検討する。

8. 整備

8-1 方向性

墳丘、石室の保存を前提とした整備を行い、価値の保全・継承に努める。あわせて、価値の保存を前提条件とした上で、石室や壁画の見学、墳丘の形態や規模の体感を主とした活用を促進させる整備を行う。整備の実施にあたっては、専門家による委員会の審議を経て、計画・設計、整備結果の検証を行い、具体的な工法・材料、機器は、今後検討を行う整備基本計画及び基本設計において検討を行う。

8-2. 方法

(1) 保存管理に係る整備

1) 石室の保存のための整備

石室の確実な保存に向けては、モニタリング機器改修を行う。また、遠隔からモニタリングできるシステムの導入を検討する。

2) 史跡指定地内の環境整備

石室内の見学以外で、本史跡の価値に触れる機会の向上のために、墳丘全体を眺める視点場の確保や来訪者の滞在に資する周辺的环境整備を実施する。また、眺望を阻害している樹木等の撤去に向けては、効果的な視点場を設定し、史跡地景観の保全のための整備方針を検討する。史跡指定地内の環境整備として、調整が必要な要素について移設や撤去等の整備を行う。具体的には、附属施設の移設、水道管や埋設物の撤去、ごみ箱・喫煙所の撤去を行う。

3) 前方部復元のための整備

前方部や・周溝の復元に向けては、現状の墳丘の保存を確実にしながら、長期的には追加指定・公有化の進展に応じて、保存のための整備を行う。

(2) 活用に係る整備

1) 石室の見学環境改善のための整備

石室の見学環境改善に向けては、照明設備の改修及び鋼管支柱の改善が可能かどうか、石室保存環境や石室の構造の安定に留意したうえで、整備手法を検討する。

2) 「桂川町王塚古墳テーマパーク」の整備

石室の特別公開時以外の期間においても、来訪者に満足度の高い見学を行ってもらうため、「桂川町王塚古墳テーマパーク」内における来訪者の見学環境向上のための整備を行う。屋外空間においては、王塚装飾古墳館側から墳丘を眺めた際の眺望の確保のために、眺望を阻害している樹木の剪定や、王塚古墳公園内のルート設定に伴うサインの再配置を行う。

また、日常時から「桂川町王塚古墳テーマパーク」に足を運んでもらえるような環境を整えることで、王塚古墳への親しみが育まれるといえる。石室の特別公開時やイベント時、桜の開花時期以外の日常時

においても、訪れたい環境や滞在できる空間の創出を図る。具体的には、子どもに喜ばれる遊具の設置、カフェやキッチンカーなどにぎわいを創出する機能の導入、あずまやなど滞在を促す空間の創出などを検討する。

3) 王塚装飾古墳館の展示更新

王塚装飾古墳館の常設展示は、新しい研究や調査に基づいた成果の展示が可能なリニューアルや情報の追加などの整備が必要である。このため、デジタルコンテンツの導入も含め、展示内容の更新の検討が求められる。

4) 周辺地域の回遊を促す整備

史跡への来訪者増によるにぎわいの創出に加え、周辺地域へと広がる回遊行動を促進させることで、エリア全体への波及効果を生み出していく。そのために、周辺地域に数多く所在する地域資源を結ぶ回遊ルートの形成、町外からのメインアクセスとなる桂川駅からの誘導路整備、また穂波川沿いの遊歩道やサイクリングロード整備など、様々なネットワークを有機的に連携させ、多様性をもった回遊ネットワークの構築を検討する。

9. 運営・体制の整備

9-1 方向性

史跡の保存管理の主体は、管理団体である桂川町がその任を担うが、削平された前方部や周溝の遺存が想定される範囲においては、当該範囲に居住する住民の理解に基づく保存管理の推進が不可欠である。そのため、地域住民と行政、さらには各種団体等との協働・連携によりこれらを推進していくための十分な相互理解と協力体制の構築を図っていく。

また、王塚古墳に対しての町民の愛着を醸成していくことは、本史跡の保存を持続的に担保するために欠かせない視点であり、それを実現していくための様々な活用方策については、前項で示した通りである。特に、人材育成という視点においては、町民の愛着醸成から、王塚古墳を「自分ごと」として捉えることのできる、「関わりを持つ人」の裾野を広げていくことを目指していく。

一方で、本史跡の保存活用への新たな取組みは、桂川町の「史跡を活かしたまちづくり」を推進する大きな機会でもある。これらの事業の確実な実行のためには、国、県のような制度を活用することが必要であることから、今後、まちづくりへの展開を前提とした各種認定計画の策定を睨みながら、史跡及び多くの文化財を活かしていく多様な展開を図っていくものとする。

また、史跡の保存管理及び整備活用の具体的な手法検討に向けては、王塚古墳テーマパーク運営委員会とは別に専門委員会を設置し、助言・指導を得ながら継続的に検討を進める（図9-1）。

さらに、周辺自治体との連携を図ることで、広域的な活用展開と魅力情報の発信を充実させていく。

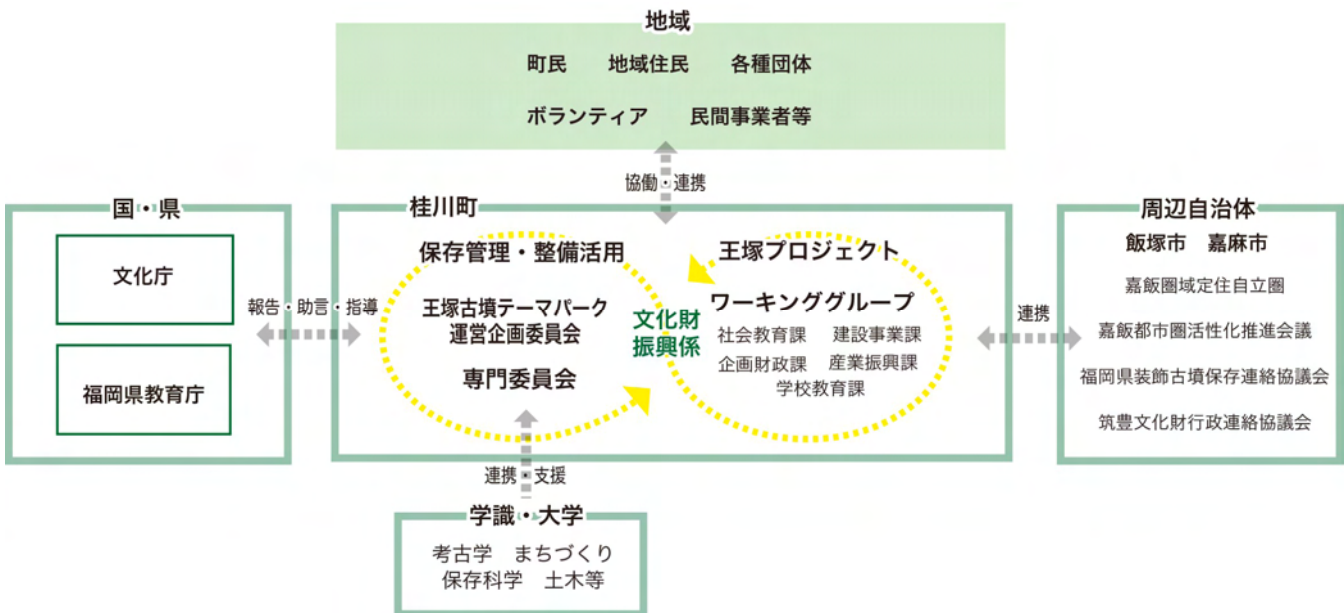


図9-1：連携体制方針図

9-2. 方法

(1) 庁内体制の整備

庁内においては、文化財、まちづくり、産業といった関連各課の庁内連携を図るため、横断的な協議やワーキンググループの設置など、弾力的に事業対応が可能な組織づくりを行い、コミュニケーション・対話の機会を創出する。

特に、「まち・ひと・しごと創生戦略」の柱の1つである王塚プロジェクトも進めているため、こうした庁内連携は必要不可欠であり、下図 9-2 のような連携体制により、町のイメージ戦略や観光政策での王塚古墳の活用を実施段階へと移行させ、最終的には町の重要な政策の柱でもある定住促進戦略への展開へと繋げていく。

一方で、役場職員が通常業務の範疇を超えた事業のディレクション、マネジメントに従事することは難しいことが予見されることから、事業全般を推進する中心人材として、広く地域活性化の取組みに関する知見やノウハウを有する外部人材を、ディレクターとして配置するといった人材登用方策についても、今後検討を実施していく。

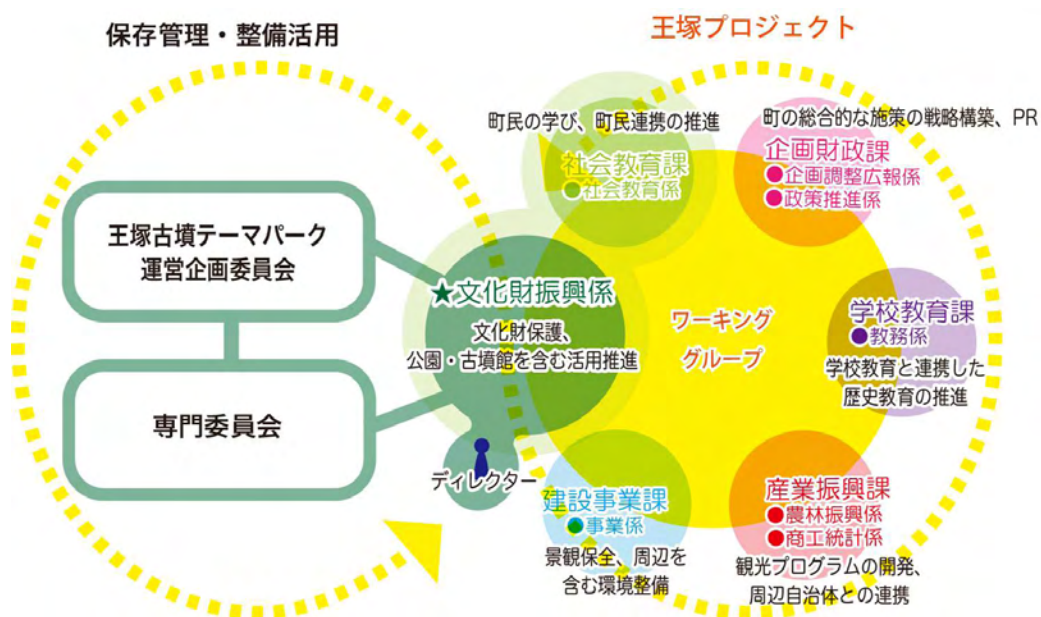


図 9-2：庁内体制

(2) 周辺市町村との連携

嘉麻市、飯塚市等、周辺市町村と連携を図る既存の嘉飯圏域定住自立圏などの連携体制を基盤として、広域としてのまちづくりや観光の在り方について継続的に連携を図る。

また、装飾古墳の魅力発信を行うため、装飾古墳が所在する自治体と連携し、既存の福岡県装飾古墳保存連絡協議会や筑豊文化財行政連絡協議会の取組みを基盤としつつ、保存に関する取組みだけでなく装飾古墳の活用面の取組みを進め、さらには、福岡県のみならず熊本県や大分県などとの連携拡大を目指す。

(3) 地域や町民の参画機会の創出

町民の日常的な利用や、教育の場での活用、イベント開催など、多様な場面での活用プログラムの拡充を図り、より多様な人々の主体的な参画を促す。

そのためには、桂川町郷土史会等の既存団体との連携による受け皿の強化を行い、町民参加の機会を創出する。具体的には、既存のコタイムふるさと講座の継続を図りつつ、ガイドの育成に向けた講習会や、交流の機会の拡充を図る。

また、商工会やJAといった産業関連機関との連携強化、民間企業によるイベント支援など、ブランド化やインセンティブビジネスへの展開を目指し、人材面、金銭面での多岐にわたる史跡の活用に向けた協力体制の構築に努め、今後、文化財保存活用地域計画を策定するなどして、役割を明確化していく。

(4) 保存管理・調査研究体制の整備

石室内環境の保存に向けた設備・機器の改修や展示環境の阻害要因となっている鋼管支柱の見直しによる見学環境改善に向けた構造力学的検証、照度確保のための保存科学的検証等においては、学術的な見聞からの裏付けを求めるために、専門委員会を設置する。

これらの保存活用や調査研究を推進するとともに、並行して町内の他の文化財の保存活用も可能とするように文化財専門職員を含めた町の体制を維持・充実させると同時に、国・県や大学等研究機関との連携を強化し、体制構築を図っていく。

また、石室の保存管理において、石室、壁画については異常が発生した際に速やかに文化庁、県に連絡し、専門家からの助言に基づき対応策を講じることが可能な体制を整備する。

(5) 保存活用事業の運営・体制

本計画を着実に遂行し、王塚古墳のさらなる保存活用を図るために、既存の王塚古墳テーマパーク運営企画委員会を中心として、毎年度の事業計画立案や各事業実施、評価の仕組みなどを整え、事業の推進力を高める。また、整備基本計画の策定に向けては、専門家からなる専門委員会を設置し、既存の王塚古墳テーマパーク運営企画委員会と連携を図る。

10. 施策の実施計画の策定・実施

10-1 実施項目

本計画では、6. 保存管理、7. 活用、8. 整備、9. 運営・体制の整備で示した各方向性を踏まえ、特別史跡王塚古墳の保存活用計画とする。それぞれの方法を実践していくにあたり、各施策を具体的に整理することにより、着実に実行していくことを目指す。

表 10-1 に、主な施策を挙げ、それぞれについて具体的な取組みをまとめる。

10-2. 実施期間・実施計画

本計画は、令和 3（2021）年 4 月 1 日より施行し、計画期間は令和 13（2031）年 3 月 31 日まで（10 年間）とする。周辺地域の状況、社会情勢の変化等への対応を考慮し、必要に応じて計画の内容を見直しながら、中長期的な将来目標に向けて引き続き検討を進めるものとする。

表 10-1 施策一覧

主な施策	計画期間											中長期	
	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	以降		
保存管理	点検、清掃、植栽管理等の日常的な保存管理の実施	[実施]											
	データ解析に基づいた日常的な保存管理手法の確立	[実施]											
	地震や豪雨等の災害に対する防災対策と、被災した場合の対応マニュアルの確立	[実施]											
	緊急時の対応体制の構築	[実施]											
	史跡地における現状変更の確認・許可	[実施]											
	王塚古墳の周辺環境や景観の保全	[実施]											
	前方部及び周溝部の調査・復元	[実施]											
	前方部の追加指定、公有化の推進	[実施]											
	遺構の詳細な内容解明及び出土品の研究をはじめとした王塚古墳の総合的な調査・研究	[実施]											
活用	石室の見学環境改善	[実施]											
	石室内部の公開頻度の拡大	[実施]											
	王塚古墳テーマパーク及び周辺エリアの整備	[実施]											
	王塚装飾古墳館の展示内容の更新	[実施]											
	多言語・バリアフリーへの対応拡充	[実施]											
	情報発信やPR戦略の拡充	[実施]											
	地域活性のための取組みやイベントの実施	[実施]											
	自由度の高い利用を促すための利用規則の見直し	[実施]											
	九州北部の装飾古墳や、遠賀川流域の古墳・遺跡、町内の他の文化財等との広域観光としての連携	[実施]											
	ガイドツアーやモデルコースの設定など、観光や回遊を促すプログラムの開発	[実施]											
	学びの場の拡充に向けたプログラムの実施	[実施]											
	汎用性の高い教材、情報ツールの制作	[実施]											
	歴史学習プログラムの継続及び拡充	[実施]											
	感染症が流行した場合等への対応	[実施]											
整備	石室の環境を計測するためのモニタリング機器の更新	[実施]											
	調整が必要な要素（樹木や付属施設など）の撤去・移設など、史跡地内の環境整備	[実施]											
	調査に基づく墳丘全体の復元	[実施]											
	構造工学的検証及び現代的な工法の検討に基づいた鋼管支柱の改善	[実施]											
	石室内の保存科学的検証及び検討に基づいた照度確保	[実施]											
	公園内のルート設定やサインの再配置等、王塚古墳公園内の見学環境の改善	[実施]											
	王塚装飾古墳館について、展示方法のリニューアルやデジタルコンテンツの導入検討	[実施]											
	王塚古墳と桂川駅を結ぶ周辺環境整備や、ウォーキングやサイクリングコースの整備	[実施]											
運用・体制	観光やまちづくりにおける各課の連携体制の構築	[実施]											
	広域での装飾古墳、その他文化財の活用のための体制の拡充	[実施]											
	地域や町民の参画機会の創出、地域の担い手の確保	[実施]											
	保存・活用を行う専門的な調査研究体制の構築	[実施]											
	事業進捗の評価及び検証の実施	[実施]											

1 1. 経過観察

1 1-1 方向性

本計画は、特別史跡王塚古墳について、保存管理、活用、整備、運営・体制のそれぞれの観点から具体的に整理したものである（表 11-1、資料編-9）。そしてそれぞれの施策を実施することにより、評価や改善検討、今後の計画の改善へ役立てるものである。

それぞれの施策の実施について、具体的に把握するため、経過観察を実施していく。

なお、施策ごとの評価指標については、以下の4つのパターンを設定する。

- ①評価指標A：実施頻度に基づくKPI（重要業績評価指標：目標達成度を図るための指標）を設定し、経過時期ごとに、その達成状況を評価、それ以降の施策実施に向けた改善を図るための定量指標。なお、KPIの設定については、総合戦略で示された指標を基本としている。
- ②評価指標B：実施頻度を目標値として設定しない定量指標。経過時期における実績値（回数等）を評価し、最終的な施策の達成時期に対する設定の見直しや改善を図っていくための指標。
- ③評価指標C：その施策が、達成されたか否かを評価する指標で、評価としては、実施済みか未実施かを判断する。実施済みの場合は、次段階の施策への移行検討や事後評価を行い、未実施の場合は、その要因課題分析と次段階での目標年次設定等を行う。
- ④評価指標D：評価項目として定量性をともなわず、施策や対象となる事業が、本史跡の保存管理に対して、どのような影響を与えたかを定性的に評価する項目。評価内容に基づき、具体的な対応施策の必要性等の検討を行う。

1 1-2. 方法

経過観察は、管理主体である桂川町が主体となり実施し、表 11-1 に示す経過観察の状況等を王塚古墳テーマパーク運営企画委員会に報告し、必要に応じて改善や検討を図るものとする。具体的に進捗状況を把握するため、各施策を経過観察の対象項目とし、それぞれについて観察の内容の例を示す。具体的な経過観察の内容をもとに、施策の実施に向けて検討を行うとともに、計画の見直し時における基礎資料とする。

また、今後の整備や活用、管理運営等についても、その進捗状況を把握しながら次のステップに向けてフィードバックしていくために、経過観察を継続的に実施することが効果的である。表 11-1 に、具体的な施策に対する経過観察の内容とその評価指標を示す。

本計画は、10年を計画期間としており、第9章においても、10年の計画期間内に実施する施策を提示し、それ以降の長期に実施を想定する施策については、長期事業（参考）として整理している。一方で、長期事業に位置付けられた施策についても、実施に向けた準備、分析等に係るそれぞれの施策については、経過観察の中において実施すべき項目があることから、表中においては細分項目として設定を行っている。

さらに、今後、町民の意見を継続的に取り入れる機会を設け、こうした経過観察の意義を共有し、具体的な取組みの実現を目指していくものとする。

表 11-1 経過観察一覧表

	評価項目	パターン	評価指標
保存管理	モニタリング機器の更新	C	—
	目視による石室内環境の変動把握	A	2回/年
	温湿度データの分析及び評価体制の確立	C	—
	温湿度データの分析及び評価	B	実施回数
	特別公開時における入室者数、滞在時間等の記録	A	4日/年
	石室以外の設備の点検作業	A	1回/月
	史跡地全体の清掃作業	A	1回/月
	史跡地における植栽の管理作業	A	3回/年
	マニュアル策定に向けた検討・協議の実施	B	実施回数
	災害対応マニュアルの策定と運用	C	—
	体制構築に向けた検討・協議の実施	B	実施回数
	人員配置を含めた体制の確立	C	—
	現状変更の届出件数	B	届出数
	史跡地周辺における建築物等の改修	B	事業件数
	史跡地周辺における公共工事等の事業	B	事業件数
	上記2項目に係る事業完了後の景観に対する影響の評価	D	影響の有無
	対象となる地権者への説明の実施	B	実施回数
	公有化に向けた具体的な相談	B	相談件数
	調査・研究の実施	B	実施回数
	活用	特別公開参加者へのアンケート調査（来訪頻度、満足度と要因の相関関係等の把握）	D
特別公開の開催日数		A	4日/年
特別公開見学者数【総合戦略におけるKPI】		A	4,000人/年
景観デザインを目的とした計画的な植栽管理		C	—
整備基本計画の策定及び該当箇所の実施設計		C	—
上記計画及び設計に基づく園路等の付帯施設の整備		C	—
上記計画及び設計に基づく解説板等のサイン整備		C	—
上記計画及び設計に基づく展示内容の更新		C	—
既存のメディア等の多言語化対応による外国人入館者数の増加【総合戦略におけるKPI】		A	50人/年
既存のメディア等の視覚障がい、聴覚障がいへの対応		C	—
空間のバリアフリーに対する対応		C	—
既存メディアの効果検証（アンケート調査）		D	情報伝達評価
情報発信やPR戦略の構築		C	—
情報発信実績（王塚装飾古墳館 HP の見直し、SNS を活用した情報発信）		C	—
各種メディア露出件数【総合戦略におけるKPI】		A	新聞・情報誌等：6件、テレビ・ウェブ等：20件
王塚古墳グッズの販売額【総合戦略におけるKPI】		A	750,000円/年
既存の企画展等を含めた誘客のためのイベントの企画運営		B	実施回数
特別公開時以外の王塚装飾古墳館の利用者数		B	5,000人/年
小学生の古墳館入館者数【総合戦略におけるKPI】		A	1,200人/年
王塚古墳の認知度【総合戦略におけるKPI】		A	85.00%
利用規則の検討		C	—
関係自治体と連携した事業、イベント等の実施		B	実施回数
本町ルート観光の参加者数【総合戦略におけるKPI】		A	100人/年
小中学生を対象としたプログラムの実施		B	実施回数
教材及び情報ツールの制作実績		C	—
コタイムふるさと講座の実施		B	件数
公民館活動等による王塚古墳に関連した活動の実施		B	実施回数
感染状況に応じた適切な対応策の実施		C	—
「新しい生活様式」に対応した活用の検討		C	—

	評価項目	パターン	評価指標
整備	対象となる地権者への説明会の実施	B	実施回数
	公有化に向けた具体的な相談	B	相談件数
	温度計及び計測システムの更新	C	—
	湿度計及び計測システムの更新	C	—
	整備基本計画の策定及び該当箇所の実施設計	C	—
	上記計画及び設計に基づく樹木の撤去及び移設	C	—
	上記計画及び設計に基づく附属施設の撤去及び移設	C	—
	荷重計及び計測システムの更新	C	—
	上記観測結果の分析及び評価	C	—
	鋼管支柱の改善に向けた対応策の検討	C	—
	石室内環境における照度の許容値の科学的検証	C	—
	照明設備の改修	C	—
	整備基本計画の策定及び該当箇所の実施設計	C	—
	上記計画及び設計に基づく園路等の付帯施設の整備	C	—
	上記計画及び設計に基づく解説板等のサイン整備	C	—
	上記計画及び設計に基づく展示内容の更新	C	—
	公園エリアの整備	C	—
	エリア周辺の整備（散策ルート、サイン整備等）	C	—
運用体制	王塚プロジェクトの推進に向けた庁内ワーキングの開催	B	実施回数
	各種協議会の開催と連携	B	実施回数
	小学生の古墳館入館者数【総合戦略におけるKPI】	A	1,200人/年
	コタイムふるさと講座の参加人数	A	80人/年
	学識経験者等を含んだ専門委員会の設置	C	—
	各種専門委員会による検討	B	実施回数
	王塚古墳テーマパーク運営企画委員会における事業進捗の確認	A	1回/年

資料編一 1 官報告示等 (抜粋)

(1) 昭和 12 (1937) 年指定官報

◎文部省告示第二百六十號
 史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス
 昭和十二年六月十五日
 文部大臣 安井 英二

第一類	名	地	地	域
史蹟	下府廢寺塔趾	島根縣那賀郡下府村字上寺イボカハ	六三二番續ノ一	
	富岡吉利支丹供養碑	熊本縣天草郡富岡町字首塚	三五九二番	
	王塚古墳	福岡縣嘉穂郡桂川村大字壽命字坂元	三〇九番ノ一、自三一〇番至三一四番	
	周防國衙趾	山口縣防府市大字東佐波令字國廳	一九九九番第一、一九九九番ノ二、自一九九七番至二〇〇五番、二〇〇一、二〇〇二番第一、自二〇〇六番ノ一、自二〇〇六番ノ一、自二〇〇七番、二〇〇八番ノ一、二〇〇八番ノ二、自二〇〇九番至二〇一六番	

(2) 昭和 52 (1977) 年追加指定官報

○文部省告示第百三十八号
 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九条第一項及び第二項の規定により、特別史跡王塚古墳(昭和十二年文部省告示第二百六十号及び昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十四号)に次の表に掲げる地域を追加して指定する。
 昭和五十二年七月二日
 文部大臣 海部 俊樹

所在地	地	域
福岡縣嘉穂郡桂川町大字壽命字坂元	三〇七番ノ一、三一五番ノ一、三一五番ノ三、三一五番ノ三、三一五番ノ一、三二二番ノ一、三二二番ノ二、三二二番ノ三	右の地域内に介在する道路敷を含む。

(3) 昭和 12 (1937) 年指定台帳

種別	名称	所在地	説明
史蹟	王塚古墳	福岡縣嘉穂郡桂川村	<p>穂波川右岸ニ位スル丘陵ノ南端ニアリ前方後圓型ノ古墳ニシテ封土ハ略三段ニ築カレ長徑約二百尺、後圓部ノ徑約百尺アリテ西々南ニ面ス昭和九年九月前方部ノ土砂ヲ採取シ後圓部ニ及ベル際石室ヲ發見セリ石室ハ玄室及前室ノ二室ヨリ成リ玄室ハ底部ニ於テ奥壁幅約十尺、長さ約十四尺高さ約十二尺アリ奥壁ニ沿ヒテ二體併葬ノ石床アリソノ前方</p>

指定ノ事由	保存ノ要件
<p>二個ノ石枕ヲ存ス。前室ハ幅略玄室ニ等シク奥行約六尺三寸羨門ニヨリテ玄室ニ連絡セリ玄室側壁石床等ニハ赤、黄、青ノ繪具ヲ用ヒテ各種ノ裝飾模様ヲ描キ特ニ羨門ノ兩側ニ在ル前室ノ奥壁ニハ顔料ヲ以テ馬ヲ描出セリ又玄室内ヲ漢式鏡一面、直刀、馬具、武器及管玉等ヲ發見シ前室ヨリ祝部土器ヲ發見セリ</p>	<p>史蹟ノ部第三及第九ニ依ル</p>
<p>公益上必要ニ已ムヲ得サル場合ノ外現狀ノ變更ハ勿論遺物ノ採取等ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス</p>	<p>壁畫等ノ毀損セラルル虞アルヲ以テ濫ニ石室ニ出入セシムザルヲ要ス</p>

籍	地	姓名	備考
	桂川	壽命坂元	三一〇
	山	山	〇、四一〇
	原野	原野	〇、三二六
	畑	畑	〇、七〇〇
	墓地	原中貞次郎	〇、〇二六
	〇、三二九	桂川村太中壽命	〇、四〇六
		原中勝太郎	
		中島大次郎	
		土田義信	

所在 福岡県嘉穂郡桂川町
区域

指定理由

一 基礎史跡の部第一類

二 説明

徳沢川の右岸に位する丘陵の南端にあり、前方後円型古墳で、ほぼ西々南に面し封土の全長約七十米を有す。昭和九年九月、前方部の土砂を採掘し、後円部に及んだ際、石室を發見した。石室は、主室及び前方室の二室より成り、主室奥壁に沿って厨子状の複雑な架構を設け、二体並葺り椀床あり、二個の石枕を存す。前方室は幅ほゞ主室に似しく、羨門により主室に連絡している。主室の各壁に石厨子及び前方室の窓正面等には赤、黄、青、緑、白の顔料を用いて各種の装飾模様を画している。玄室内より鏡、玉類、直刀、鉄鏃、馬具、武器等、前方室より須恵器を發見した。石室の構造が複雑であり、しかも華麗な装飾を有するものとして、わが國の古墳の中でもきわめて顯著

であり、學術上の価値が特

施行日：令和二年六月十日（令和二年法律第四十一号による改正）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。
- (略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第一百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

- 第一百二十二条** 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
 - 3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。
 - 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

- 第一百十三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
 - 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
 - 4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

- 第一百十四条** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

- 第一百十五条** 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三条の二第一項を除く。）及び第八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

- 第一百十六条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

- 第一百十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

- 第一百十八条** 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

- 第一百十九条** 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命じることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(略)

施行日：平成三十一年四月一日（平成三十一年政令第十八号による改正）

- 第五条** 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
 - 二 法第四十三条第四項（法第二百五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
 - 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
 - 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
 - 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
 - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限り。）
 - 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する

指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

第六条 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）

- 2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）
 - ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）
 - 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
 - 3 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。
 - 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
 - 5 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。
 - 7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。
 - 8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。
- 9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。
(略)

(目的)

第1条 この規則は、史跡指定に係る王塚古墳の公開に関し、必要な事項を定め、もつて町民の郷土愛や文化的向上に資するとともに、国内外の文化の進歩に貢献することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 王塚古墳の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称：特別史跡「王塚古墳」

位置：桂川町大字寿命311番地ほか

(行為の制限)

第3条 特別史跡「王塚古墳」(以下「王塚古墳」という。)において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。

(1) 観察室(「王塚古墳石室壁画等を観察する施設をいう。」以下同じ。)内において写真等を撮影すること。

(2) 業として写真等を撮影すること。

(3) 集会、競技会、展示会、その他これに類する行為を行うこと。

(4) 保存管理上必要と認められる場合の王塚古墳石室(以下「石室」という。)内で写真等の撮影をすること。この場合撮影者は、その結果を町長に報告しなければならない。

(5) 保存管理上必要と認められる場合に石室内へ入室すること。この場合入室者は、その結果を町長に報告しなければならない。

(6) その他町長が、王塚古墳の管理上支障があると認められる行為を行うこと。

2 前項の許可を受けた者が、当該許可を変更しようとするときは、改めて町長に変更の許可を受けなければならない。

3 町長は、第1項各号に掲げる行為が、王塚古墳の保護、保存に影響を及ぼさないと認める場合及び公衆の王塚古墳の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前2項の許可を与えることができる。

4 町長は、許可を与えるときは、王塚古墳の管理上必要な範囲内で条件を付し、又は指示をすることができる。

(行為の禁止)

第4条 王塚古墳内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 銃砲刀剣類を保持すること。

(5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(6) 張り紙若しくは張り札をし、又は公告を表示すること。

(7) 立入禁止区域内に立ち入ること。

(8) 指定された場所以外に車両等を乗り入れ、又は駐車すること。

(9) 指定された場所以外で喫煙、その他火気を使用すること。

(10) 興行、その他これに類する行為を行うこと。

(11) 行商又は募金を行うこと。

(12) 許可を受けた用途以外に使用すること。

(13) 許可を受けた以外の者で観察室内において写真等を撮影すること。

(14) 保存管理上必要と認められる以外の者が石室内へ入室すること及び写真等を撮影すること。

(15) その他町長が、王塚古墳の管理上不相当と認めた場合

(行為の届出許可及び報告)

第5条 第3条第1項の規定による行為の許可を受けようとする者は、王塚古墳行為許可申請書(様式第1号)を、同条第2項の規定による行為の変更の許可を受けようとする者は、王塚古墳行為許可変更申請書(様式第2号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の申請に対し許可をしたときは、当該許可を受けた者に対して、王塚古墳行為許可書(様式第3号)を交付する。

3 第3条第1項第4号及び第5号の規定により石室へ入室した者は、入室結果報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第6条 町長は、第3条の規定により許可を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めた場合は、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可に際して付した条件、指示を変更し、又は行為を中止させ、現状回復若しくは退去を命ずることができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき。

- (2) この規則に基づく条件若しくは指示に反したとき。
- (3) 法令に違反する行為を行つたとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(利用の禁止又は制限)

第7条 町長は、王塚古墳が損壊、その他の理由により、利用が危険であると認められる場合、又は工事のためやむを得ないと認められる場合においては、王塚古墳を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域若しくは施設を定めて王塚古墳敷地内の全部若しくは一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(観察室の開館等)

第8条 観察室の開館は、石室の保存に支障のない期間に限るものとし、春季は、4月1日から5月15日まで、秋季は、10月15日から11月30日までのそれぞれ10日以内とする。

2 観察室の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、開館期間若しくは時間を変更し、又は臨時に休館若しくは開館をすることができる。

(観察室開館時の記録)

第9条 前条において観察室を開館した場合は、観察室開館日報(様式第5号)を作成しなければならない。

(見学手続)

第10条 見学者は、観察室に入室する前に見学許可申請書(様式第6号)を提出し見学許可証(様式第7号)の交付を受けなくてはならない。

(見学者の義務)

第11条 見学者は、町職員の指示に従わなければならない。

(見学者の入室の制限等)

第12条 町長は、観察室の管理運営上、必要と認めたときは、見学者の入室を制限し、その他の必要な措置を講ずることができる。

(定期点検)

第13条 王塚古墳及び関連する施設においては定期的に点検を行わなければならない。

(定期点検の記録)

第14条 前条において定期的に点検を行つた場合は、点検記録簿(様式第8号)を作成しなければならない。

(損害賠償)

第15条 町長は、王塚古墳の利用者が施設若しくは施設備品を破損し、又は滅失したときは、それを原状に復させ、又は必要と認めた額を賠償させることができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、桂川町王塚古墳テーマパーク(以下「テーマパーク」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 テーマパークの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称：桂川町王塚古墳テーマパーク

位置：桂川町大字寿命376番地

(設置の目的)

第3条 テーマパークは、王塚古墳に関する資料の収集、研究、展示をはじめ、全国の装飾古墳の拠点施設として、幅広い情報の収集と提供に努め、学術文化の発展に寄与するとともに、町民文化の向上と郷土愛の高揚を図り、町の活性化を促進することを目的とする。

(施設)

第4条 テーマパークには、次に掲げる施設を設ける。

(1) 王塚装飾古墳館(以下「古墳館」という。)

(2) 史跡公園

(管理)

第5条 桂川町教育委員会(以下「委員会」という。)は、テーマパークを良好な状態で管理し、設置目的に応じ、効率的に運用しなければならない。

(職員)

第6条 古墳館に館長、副館長、事務職員、その他の職員を置く。

(運営企画委員会)

第7条 テーマパークの運営に関し、王塚古墳テーマパーク運営企画委員会(以下「企画委員会」という。)を置く。

2 企画委員会は、町議会議員、学識経験者及び町職員で構成し、委員は町長が委嘱する。

3 委員の定数は8人とする。

4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(入館料)

第8条 古墳館の入館料は別表1により算出した額に消費税を加算した金額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

(使用料)

第9条 テーマパークの使用料は、別表2により算出した合計額に消費税を加算した金額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

(委託販売等による手数料)

第10条 委託販売等、管理運営上必要と認められる場合は、手数料を徴収する。その場合の手数料は、別表3により算出した額とし、消費税は内税とする。

(入館料及び手数料の減免)

第11条 委員会は、次の各号に該当する場合は、入館料又は手数料を減免することができる。

(1) 町又は委員会が主催又は共催する行事等により入館するとき。

(2) 身体障害者手帳を有する者が手帳を提示したとき。

(3) 町又は委員会が後援する行事・団体等で、委員会が特に必要と認めたとき。

(4) その他委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の減免)

第12条 委員会は、次の各号に該当する場合は、使用料を減免することができる。

(1) 町又は委員会が主催又は共催する行事等により使用するとき。

(2) 町又は委員会が後援する行事等で、委員会が特に必要と認めたとき。

(3) その他委員会が特に必要と認めるとき。

(利用者、入館者及び使用者の遵守事項)

第13条 テーマパークの利用者及び古墳館の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 建物・施設・設備・展示資料及びその他の備品を損傷、破損又はそのおそれがある行為をしないこと。

(2) 他の利用者、入館者及び使用者に迷惑をかけること。

(3) テーマパークの管理運営上支障をきたす行為をしないこと。

(4) その他委員会の指示する事項に従うこと。

(使用の制限)

第14条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないものとする。

(1) 公安、風俗その他公益をみだすおそれがあるとき。

- (2) 建物又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) テーマパークの管理上支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) その他委員会が使用を不相当と認めるとき。

(損害賠償)

第 15 条 使用者が建物及び附属設備を破損若しくは滅失したとき、又は使用許可期限が満了しても使用を終わらず、若しくは許可を受けて設置した特別な設備を撤去しないで委員会に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(使用する権利譲渡等の禁止)

第 16 条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 4 項に規定する初年度の任期は、平成 7 年 4 月 30 日までとする。

附 則(平成 9 年条例第 5 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料編ー6 庁内ワーキング会議結果

■開催概要

日 時：令和3（2021）年2月1日 13：30～15：00

場 所：桂川町住民センター

■プログラム

1. 開会、あいさつ
2. 特別史跡王塚古墳保存活用計画について
 - (1) 計画書（案）について
 - (2) 策定スケジュール
3. 意見交換
 - (1) 町民が王塚古墳や王塚装飾古墳館・公園にもっと訪れるには？
 - (2) 庁内連携に関する意見交換

■出席者

	氏 名	所 属
参加者	大屋 智久	産業振興課 課長
	原中 康	企画財政課 課長
	小平 知仁	企画財政課 課長補佐
	平井 登志子	学校教育課 課長
	小金丸 卓哉	建設事業課 課長
	原田 紀昭	社会教育課 課長
事務局	尾園 晃	社会教育課文化財振興係／王塚装飾古墳館 館長
	長安 慧	社会教育課文化財振興係 書記



■主な意見

【町民が王塚古墳や王塚装飾古墳館・公園にもっと訪れるための工夫】

- ・子どもが遊べる遊具（町内には小規模の公園しかないので、魅力的な遊具があれば目玉になる）
- ・飲食スペース（散歩の途中など、立ち寄りたくなる場所があるとよい）
- ・「なぜ希少価値が高いか」をきちんと理解してもらう。伝わるストーリーが必要
- ・定期的なイベントを開催する
- ・日よけ、親が座って見守れるスペース、古墳館のロビーを楽しく（ミニ図書館や絵本、カフェなど）
- ・SNSを活用したPR

【観光や教育の場での活用の取組み】

- ・メディアを活用する。過去にテレビ番組で作成された映像を使えるようにしたい
- ・穂波川周辺と一体となったサイクリングロードや遊歩道の整備、ルートづくり、駅整備と連携した自転車利用の推進
- ・町立小中学校で児童生徒にタブレットを支給する予定。タブレットを使ったコンテンツや、教材づくり

【王塚古墳周辺の景観コントロール手段】

- ・都市計画の制度の整備が未着手のため、景観計画は難しい
- ・住民の理解を求める

【復元、公有化に向けた財政予算措置】

- ・クラウドファンディングやふるさと納税などの仕組みづくりについても検討が必要

【庁内連携】

- ・現状では、取組み内容ごとに役割が分担されているため、ワーキングのような体制が必要
- ・地方創生事業として、「王塚プロジェクト」を推進していく。町のPR、定住促進につなげる
- ・連携・プロジェクトの推進にはプロデューサーが必要（古墳館を活動拠点とした体制づくり）

■意見交換成果



資料編一七 保存に関わる過去の調査研究結果

ここでは、装飾古墳保存対策研究会（『県教委』）と王塚古墳保存整備調査委員会（『町教委』）により行われた、王塚古墳の保存に関わる過去の調査研究結果の概要を記載する。概要をまとめるにあたり基本的には、著者が記述した語句をそのまま使用した。また、本計画書では、図や表、写真の一部を掲載した。詳細は、各報告書を参照していただきたい。

（１）『県教委』（抜粋）

- ①坂上努「石室内温湿度の測定調査研究」
- ②関野克・江本義理「壁画の老化に関する調査研究」
- ③山脇忍「古墳内の微生物調査並びに撲滅に関する研究」
- ④江本義理「石材の風化に関する調査」
- ⑤樋口清治「石材の表面の科学的処理方法の研究」
- ⑥佐治泰次「構造力学的面からみた王塚古墳の現状」・「古墳の構造力学的調査研究」
- ⑦山内豊聡・巻内勝彦・安原一哉「石室崩壊に関する調査研究」
- ⑧佐治泰次「石室内の環境調整に関する調査研究」
- ⑨森貞次郎・岡崎敬・小田富士夫「王塚古墳の考古学的調査」
- ⑩西村二馬・桂川町教育委員会「王塚古墳の保存経過」※『県教委』参照
- ⑪森貞次郎「九州装飾古墳目録」※『県教委』参照

①坂上努「石室内温湿度の測定調査研究」

1970年5月～1971年9月の毎日の石室内の温湿度の値を出し、これから旬平均を求めた（表1・図1）。図1には石室内外温度、湿度の他、飯塚測候所の雨量および福岡の3.2m深さの地温も併記した。

外気温と石室内の温度が等しくなるのは10月と4月であり、環境の変化を望まない開室はこの時期が望ましい。湿度は100%前後で絶対湿度（水蒸気張力）は水銀柱11.8mm前後でほとんど変化がない。1971年7月のように旬間降雨量200mmを越えた場合は水銀柱12.9mmに増加しており、土中に滲透した水分の影響が見られる。このとき石室床面には水がたまって、壁にしずくが流下するのが見られた。

17ヶ月間の石室内の温湿度測定結果から、古墳の石室の温度は4m前後の地中温度に相当する変化を示しており、気温の日変化は全く見られず、年振幅も小さい。

湿度も100%前後でほとんど変化がなく、高湿度が保たれており、保存のためには飽和点近くに保ち、変化がないほうが良い。石室内の水蒸気張力の変化は、旬間150mm程度の雨ではほとんど問題はないが、それ以上の降雨となると結露が起これ、石室内に雨水が滲透し、湛水するので対策を講じる必要がある。

見学者の入室による影響については、入室すると石室内の気温は上昇し、湿度が低下し、石室内の環境が著しく変化し、保存のためには良くない（表2）。

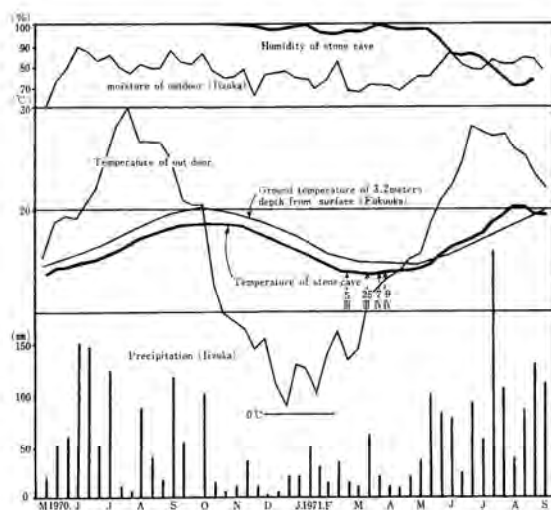


図1：古墳内外の温、湿度、降水量および福岡の地温の旬間値

表 1：古墳入室時の環境変化

1971年月日	入室時間	人数	環 境 変 化
3月5日	11:25~11:39	2	温度 0.3°C 上昇, 露点温度(D.P) 0.6°C 低下, 湿度(H) 89%に下降 11:40 にはほぼ正常に戻る
3月25日	13:08~14:02	20	温度(T) 30°C 上昇, 露点温度(D.P) 0.5~1°C 低下, 湿度(H) 60%に下降, 16:30はほぼ正常に戻る
4月7日	14:47~14:55	6	T 0.5°C 上昇, 露点温度(D.P) 0.1°C 下降, 湿度(H) 93%に下降 15:12, はほぼ正常に戻る

表 2：(5) 式による古墳入室時の湿度上昇

人数	ΔT		人数	ΔT		人数	ΔT	
	平常時	軽作業時		平常時	軽作業時		平常時	軽作業時
1	0.18	0.24	6	1.10	1.45	12	2.18	2.91
2	0.36	0.48	7	1.27	1.70	14	2.55	3.39
3	0.55	0.73	8	1.45	1.94	16	2.91	3.88
4	0.73	0.97	9	1.64	2.18	18	3.27	4.36
5	0.91	1.21	10	1.82	2.42	20	3.64	4.85

②関野克・江本義理「壁画の老化に関する調査研究」

石室の顔料の資料を採取し、蛍光X線分析とX線回折分析により顔料の材質を調査した(表3・4)。また、壁画の風化状況、顔料の老化状況の顕微鏡写真などによる現状記録を作成した。

カラー写真撮影、壁画の現状観察も行っている。

対策) 顔料を洗い流す作用をしていた漏水と泥の源である盛土、粘土が流出せぬよう対策を立てるべきである。石室の補強処置にも挙げられている漏水の防止、積石の固定、積石間の粘土の充填による壁画面へ泥が漏水とともに流下することを防ぐことが急務と考える。

表 3：検出された元素

試料	元素判定に使用したスペクトル線()内は強度	検出元素
女室古壁 黒(黒褐色)	MnKa(強), FeKa+MnKβ(強), FeKβ(中), CuKa(弱)	マンガン(Mn) 鉄(Fe); 銅(Cu)
灯明台 黒	MnKa(中), FeKa(強), FeKβ(弱)	"
" 黄	MnKa(?), FeKa(強), FeKβ(中)	鉄(Fe); マンガン(Mn)?
後壁 緑(岩くず混入)	FeKa(強), FeKβ(弱), CuKa(極微)	鉄(Fe); 銅(Cu)
" 緑	FeKa(強), FeKβ(弱), CuKa(極微)	"
" 赤	FeKa(強), FeKβ(中)	"

X線強度は 強>中>弱>微>±>? のみ段階で, ?は存在不確実のものである。

表 4：X線回折分析の結果

試料	検出された鉱物
灯明台 黒	α-石英, セクサイト(絹雲母), 緑泥石又はカオリナイト
灯明台 赤 1.2	α-赤鉄鉱, 斜長石, セリサイト
灯明台 黄 1.2	α-石英, 正長石, セリサイト
灯明台 緑	海緑石
奥壁 赤	α-赤鉄鉱
" 緑	海緑石

③山脇忍「古墳内の微生物調査並びに撲滅に関する研究」

調査対象 チブサン古墳、王塚古墳

調査項目

- (1) 装飾古墳石室内部の微生物発生状況
- (2) 微生物の分離、同定検査
- (3) 分離菌の化学薬品に対する感受性検査
- (4) 石室内部における微生物の殺滅並びに発生防止の検討

調査方法

- (1) 石室内部における微生物の観察
- (2) 石室内壁面付着微生物集落の同定検査、石室内落下細菌の検査
- (3) 真菌の科学薬品に対する感受性検査
- (4) 石室内部に発育せる菌集落に対する各種薬剤の効力試験

実験結果 石室内壁面に菌集落を形成しているのは真菌であり、その大部分は Penicillium 及び Monosporium で占められている。人の入室前に比較して明らかに入室後のものは菌数が多く、石室内への人による細菌の運搬は極めて高いことが推定される。人に由来するものと考えられる細菌と壁面で附着増殖し、菌集落を形成している細菌とは同一のものであった(表5~8)。

考察 人の入室により石室内の微生物が著しく増加していることは確かである。しかし入室禁止の状態でもわずかではあるが真菌及び細菌が認められるので、石室内部が外気と通じている状態では入室禁止だけで、簡単に微生物を撲滅することは困難である。

表5：菌数測定

№	培地名	開放時間	検査開始時間	菌数	
				37°C 24時間	37°C 48時間
1	H ¹⁾	30分	10時	5	13
2	H	30分	12時20分	多数 (confluent)	多数 (confluent)
3	S ²⁾	30分	10時	4	13
4	S	30分	12時20分	40	>115
5	M ³⁾	30分	10時	4	22

1) H: ハート・インヒュージョン寒天培地
 2) S: サブロー寒天培地
 3) M: マンニト食塩培地

a) 床館内 (人の入室前の午前 10 時および 6 名入室して観察、記録、検体採取の作業終了後の午後 0 時 20 分の 2 回にわたって検査)

表6：菌数測定

№	培地名	開放時間	検査開始時間	菌数	
				37°C 24時間	37°C 48時間
1	H	30分	10時	19	39
2	H	30分	12時20分	多数 (confluent)	多数 (confluent)
3	S	30分	10時	2	39
4	S	30分	12時20分	12	73
5	M	30分	12時20分	8	36
6	M	30分	12時20分	9	27

b) 石室内 (玄室) (人の入室前の午前 10 時および 6 名入室して観察、記録、検体採取の作業終了後の午後 0 時 20 分の 2 回にわたって検査)

表7：分離菌の希釈法による薬剤感受性

薬品名	含單位 mcg/ml	菌の発育の程度									
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
S M	200	+	++	###	###	###	###	###	###	###	###
	1,000	+	++	###	###	###	###	###	###	###	###
K M	200	+	++	###	###	###	###	###	###	###	###
	1,000	+	++	###	###	###	###	###	###	###	###
グリセオフラビン	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マイコスタテン	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーズニン	0.01%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	0.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対照		+	++	###	###	###	###	###	###	###	###

a) Penicillium 接種、37°Cで培養 (SM; Streptomycin, KM; Kanamycin, PC; Penicillin)

表8：消毒薬の真菌に対する試験管内効力試験

培養日数	薬品名	対照	石炭酸水 (5%)	ホルマリン水 (1%)	オスバン (1%)	飽和亜硫酸
1		±	-	-	-	±
2		+	-	-	-	±
3		+	-	-	-	±
4		+	-	-	-	+
5		++	-	-	-	+

d) 60 分後採取、37°Cで培養

④江本義理「石材の風化に関する調査」

石室床面において、積石の落下したもの、敷石の礫の中から石材として使われている石と同質のものを資料 6 点を採取。薄片資料を鏡検して、石質を同定。

石室内の観察から風化、変質の程度を推測すると、安山岩以外は風化、変質が進んでいると考える。花崗岩は長石、雲母類が微少片となり、剥離、剥落している。中には部分的に肌分かれている箇所、岩脈に沿った亀裂なども認められる。礫岩、砂岩、片岩の類は圧力による亀裂、破壊が認められ、つぶれて崩れ落ちている部分はかなり認められる。これらの機械的な破壊に、漏水の作用が加わり、成分が分解流失し、別の個所に皮膜状となって二次的に沈着析出した個所も観察された (表 9)。

対策；壁面の積石のゆるみと石の粘土のゆるみ、欠損の固定や充填を行い、漏水の防止が急務と考える。

表9：試料の採取場所と石質

試料	採取場所	石質
試料 1	前室左壁, 下部	黒雲母・角閃石・石英片岩
試料 2	玄室石壁奥, 石屋形脇	"
試料 3	玄室	礫岩
試料 4	玄室左壁前, 石枕脇	白雲母・紅柱石・英雲岩
試料 5	"	黒雲母花崗岩
試料 6	"	珪石

⑤樋口清治「石材の表面の科学的処理方法の研究」

この研究の目的は、彩色顔料の剥落や、石材表面が既に風化して粉末化したり、または石質が脆弱化しているような場合に、石材の表面に合成樹脂処置をして、彩色顔料の剥落止め、および石材表面の風化を強化するためのものである。

装飾古墳の石材表面に対する合成樹脂処置を、このような目的で、王塚古墳を主な対象として行った、調査、研究を報告する。

ベンガラのような顔料がチョーキング化しているときの剥落止めには、顔料が比較的厚いときは、プライマール AC34 (アクリルエマルジョン) の 7~10% 溶液を、筆で押さえるようにして処置するのが適当である。顔料層が薄い場合には、パラロイド B44 (軟質アクリル樹脂の溶液) を 5~6% のキシレン溶液か、又はトリクロールエチレンとジアセトンアルコールを加えたパラロイド B44 の溶液で、石の表面に溶液がた

まらないように剥落どめをする必要がある。

王塚古墳内部の彩色ある石材表面は、剥落どめ処置をした方が、より完全に保存できると考えられる。この剥落どめ処置に適した方法としては、アクリルエマルジョン系、アクリル樹脂溶液等を適材適所に使い分けるとい施工技術上の問題が重要である。建築彩色剥落どめの要領で、王塚古墳の剥落どめをするのは可能だが、施工にあたっては、石の表面に水がたまっていない程度に乾燥する事が必要である。

⑥佐治泰次「構造力学的面からみた王塚古墳の現状」・「古墳の構造力学的調査研究」

石室補強鋼管支柱に加わっている応力の測定；支柱にどの程度の力が加わっているかを測定し、その結果から元来の応力状態と、現状との差異を見出す。1/1000mmのダイヤルゲージによって歪度を測定し、その歪度から応力を求めることとした。測定は合計8本の支柱について実施したが、その他支柱及び、切り張り材（水平方向の支え材）については実施しなかった（図2・3）。

測定結果から；応力を測定した結果からV21、22、31、32の中央の4本はかなりの圧縮力を示しているが、支柱を建てた当初の圧縮力から更に大幅に応力が増加したとは考えがたい。石室の応力状態は鋼管支柱の補強工作後もあまり極端に変化していないと言えるだろう。ただし、他の支柱、特に横架材の応力測定をしていないので、ここで断言することは避けた（表10）。

今後の問題など；石室を構成している積石の各所に亀裂が生じるが、それらの亀裂は明らかにその主な原因が圧縮力によって発生したと認められるものもあり或いは、曲げ応力が主原因ではないかと思われるものもある。種々の要因によってこれらの亀裂が生じたものであろうが、筆者は主な要因として雨水の作用を考えたい。即ち、多量の降雨の際に石室内に地下水となって流入した水のために、目地部分の粘土あるいは目潰し砂利などが流出し、積石相互に局所的な応力が生じ、それらの部分の変形の増大に伴い他の積石へ力が流れ応力の再分配が行われる。その過程で無理な応力が生じて順次積石に亀裂が発生して行ったと思われる。今一つは石室を覆う部分の含水率の変化により複雑な応力変化が起こると考えられる。

今後の対策について；早急に行うべき処置として、流失目地部分の充填、または亀裂の生じている積石の補修補強（亀裂への合成樹脂注入などによる）が急務であろう。このまま放置すれば剥落の恐れのある部分が各所に存在する。長く保存するための処置としては、石室上部に上屋を設けて雨水侵入を防止することが最も良い保護方法と考える。この場合、石室内の湿度、積石の含水率などをどの程度に保つべきかの問題があるが、後円部上部から人為的に散水できるような装置を設けて、水分を調整し含水状態を常に定常の状態に保つのが良いであろう。

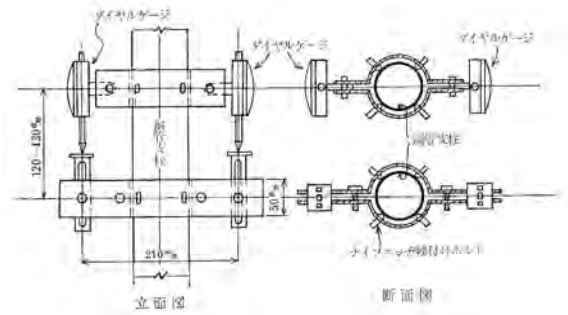


図2：歪測定法説明図

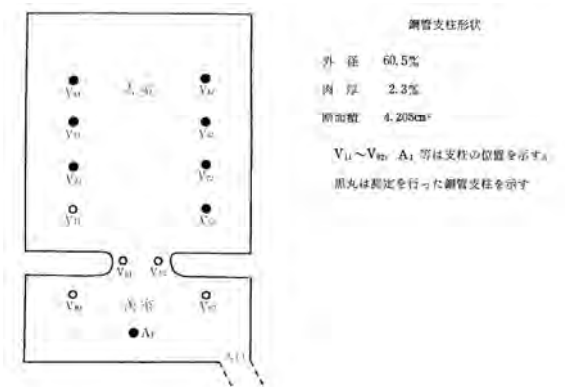


図3：王塚古墳平面見取図

表10：応力測定結果一覧表

記号	ダイヤルゲージ読み	標点間距離 (mm)	重量 (×10 ³)	歪平均値	軸力 (kg)
V12	0	129.1	0	3.8	33.6
	1	131.5	7.6		
V21	8	127.5	62.7	84.7	748.2
	14	131.2	106.7		
V22	16	129.0	124.0	62.0	547.7
	0	130.0	0		
V31	7	131.0	53.4	56.9	502.5
	8	132.5	63.4		
V32	3	130.8	22.9	34.1	300.8
	6	132.8	45.2		
V41	3	128.0	23.4	11.7	103.5
	0	129.4	0		
V42	1	129.4	7.7	11.5	101.2
	2	131.6	15.2		
A1	2	130.0	15.4	19.2	169.8
	3	130.0	20.1		

⑦山内豊聡・巻内勝彦・安原一哉「石室崩壊に関する調査研究」

1. 石室方形の原因についての考察

鉦害沈下の影響；大正末期に、古墳後方（北方）の農地で鉦害による沈下があったということが事実であるとすれば、その際石室に最初のひずみを生じたことも考えられるが、昭和9年当時撮影された古墳周辺の写真からは鉦害沈下がうかがわれないことなどから、それが最近の石室崩壊の原因になっているという確証は得られない（図4・5）。

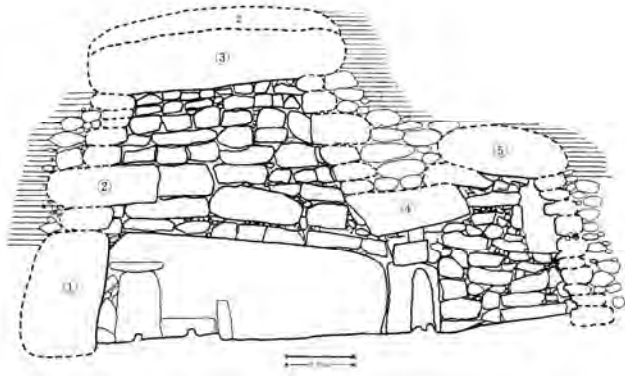


図4：王塚古墳石室中央縦断面における石積みの想像図

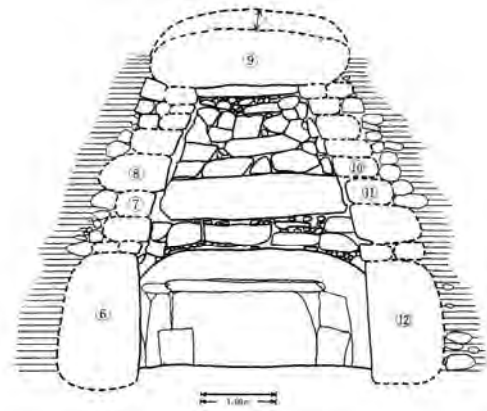


図5：王塚古墳石室、玄室中央横断面における石積みの想像図

盛土切り取りの影響；昭和9年、耕地整理のさい、盛土の前方部分がかなり切り取られ、石室上の盛土の形状が不均衡になったため、石室にかかる応力状態が変化し、石室に新しいひずみを生じたかも知れない。C-D断面（石室の縦方向）において、盛土の不均衡化がもっとも著しい（図6）。

石室への雨水の浸透と石材の強度低下；石室は、近年、過度に水分が多く、籍室内の湿度は一年の大部分を通じてほとんど100%であるのみならず、降雨後はしばしば石室の床に湛水し、最大10cm位になるといわれる。石室への水の浸透は、盛土と石室のクラックからの雨水によるものと判断される。雨水の浸透を防止するため、昭和39年に施された三和土の層は、一、二年のうちにクラックを生じて、最近ではほとんど防水の用を果たしていないように判断される。防水のためには三和土よりはむしろ、土にアスファルト乳剤を混ぜた「ソイルビチューメン」のほうが効果が大きく、しかもクラックを生じない。しかし風化（水分と温度の変化による）による退化は生じるので、永久的なものではない。石室の石材が過度に吸水された状態になることは強度を低下させるので、石室の安定上、悪いことである。

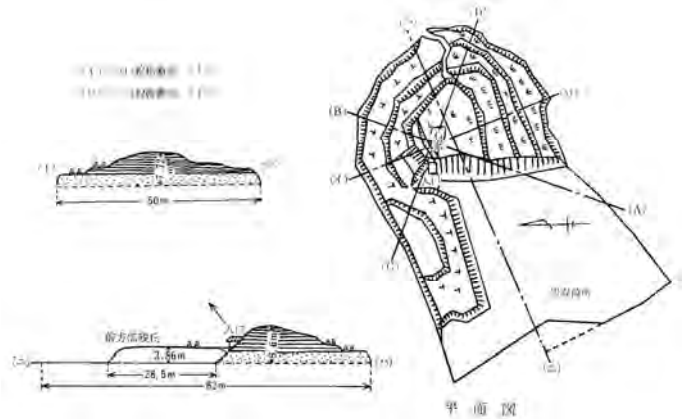


図6：断面図と復元図

石室のパイプによる支保工；昭和42年に、石材の落下を防ぐため、鉄パイプによる支保工が施された。その後の石室のひずみやクリープに起因して、一部のパイプにはかなりの圧力が加わり、これが石材の新しいクラックの原因になったことも考えられる。パイプによる支保工は、石室の応力状態を複雑にして、後日の補修をいっそう難しくするから、対策としては好ましいものとはいえない。

盛土斜面のすべり；三和土処理のまえに、盛土斜面が急勾配のためすべり崩壊する徴候があったかどうかについては、当時、斜面上部にクラックが見られたかどうかが決め手になるが、それに関する資料がないので判断が不可能である。

2. その他の検討事項

- 盛土の熱浸透による水分増加
- 基礎地盤からの水分上昇
- 樹木の根の作用

3. 当面考えられる石室保存のための対策

雨水に対する盛土の防護；古墳上に上家（できれば断熱材のルーフィングを施したもの）を設けることができれば、水分の問題だけでなく、温度変動を少なくするなど、あらゆる意味に多いて大きな効果がある。上家の設置が無理であれば、盛土全体を何らかの方法で防水処理をする。

石室のグラウティング；グラウティング（注入工法）を施して、土や石材のすき間を接着した上で、支保工をとりはずす。しかし、この作業はかなり慎重さを要する。グラウティングは盛土と石室の連続性の復旧を目的とすべきである。いっぽう、注入された材料が後日、滲み出て、壁画を汚損することがないかどうかということや、将来の接着効果の持続性など、

実際には検討すべき事柄が少なからず残されている。壁画そのものを直接樹脂で保存処理することは、今日の技術ではおそらく無理であろう。ことに将来、樹脂自体の変質がおきることがあれば取り返しがつかない。

4. 保存対策を確立するための資料調査

古墳盛土材料の土質工学的性質；土資料のサンプリングを行い、土質力学試験を行った（表 11・図 7）。

古墳基礎地盤ならびに地下水位の調査；古墳石室下の地盤状況、地下水位置を調査した。自由地下水面は石室床面より約 2 m 下に位置していることがわかった。

石室構成石材の位置調査；採取可能であった約 20cm×30cm 大の岩石から、方向の異なる 2 個の供試体を成形し得たので、その引張強度試験を行った。資料は頁岩で、細クラックが内部に深く及んでいる。

樹根の生育状況の調査；前室の石積間げきに樹根の先がはびこっているのが観察される（図 8～10）。

表 11：古墳盛土および基礎地盤盛土の物理的性質

試料	諸試験色	比重Gs	採取時自然含水比wn (%)	コンシステンシー				粒 度			三角座標 土質名
				液性限界WL (%)	塑性指数Ip	流動指数Ir	収縮限界ws (%)	砂分 (%)	シルト分 (%)	粘土分 (%)	
近傍土(表土)	黒褐色	2.60	46.4	53	29	18	38	43	26	31	粘土
深さ 30~40cm	黒色	2.62	64.0	89	34	30	40	30	33	37	〃
50~60	黄 色	2.64	55.3	71	30	23	42	14	19	67	〃
80~90	〃	2.66	60.9	76	27	22	32	35	25	40	〃
150~160	黒 色	2.59	69.0	90	42	28	22	20	31	49	〃
基礎土	黄 色	2.72	32.8	84	34	28	16	38	19	43	〃

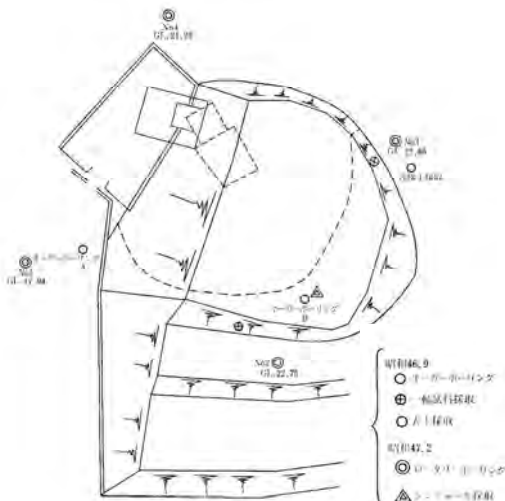


図 7：古墳調査点

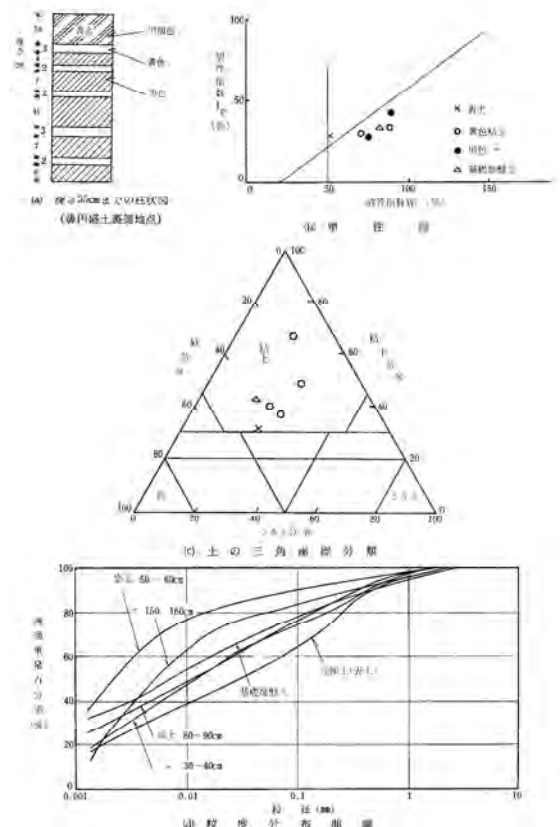


図 8：土の工学的性質

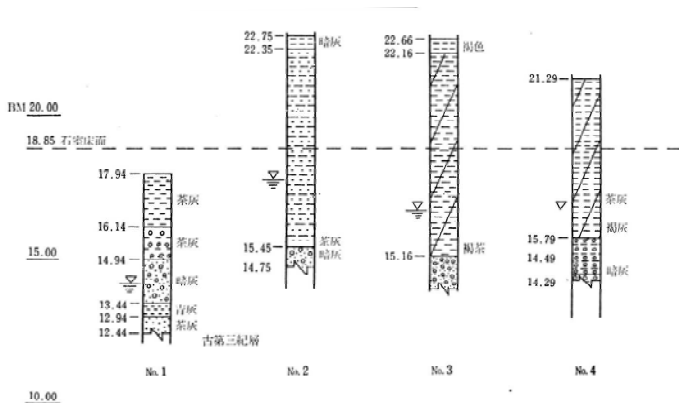


図9：古墳周辺土質柱状図と2/28（掘穿19日後）の地下水面

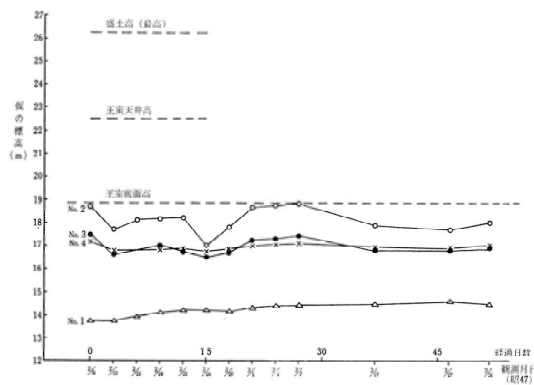


図10：古墳周辺の地下水位変動図

⑧佐治泰次「石室内の環境調整に関する調査研究」

古墳環境保全のための上屋の計画

封土上屋構造設計（図11）

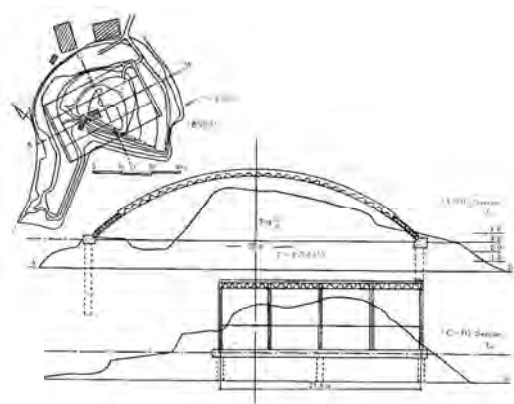


図11：封土上屋配置図及び架椽状態

⑨森貞次郎・岡崎敬・小田富士雄「王塚古墳の考古学的調査」

この地域は麻生鉱業所豆田炭鉱の鉱区。古墳周辺に廃坑道があることは当然考えられる。現在は廃坑に地下水が充満しているために、古墳付近に急激な地盤沈下は見られないのではないかと考えられるが、南方数百mのところの数ヶ所の地盤沈下が起こった事実があるので楽観することはできない。

墳丘は石室の漏水を防ぐため、二回にわたって封土の上積み加工の工事が町教育委員会によって行われた。第一回は昭和30年頃で、封土の雑叢を除き、赤土を約30cmの厚さで被覆し、その上に芝を張った。第二回の事は昭和40年頃で、漏水防止の徹底を期するため、墳丘の全面を三和土で低くしたが、その厚さは墳丘頂部で30cm、裾部で70cmに及ぶ。漏水は約1ヶ年間止まったが、その後三和土に亀裂が入ったらしく、再び漏水がはじまったが、以前に較べれば少い。

石室の石積みの石のうち、特に砂岩の亀裂が顕著になったのは、昭和40年頃の三和土被覆工事以後のことであるので、この現象は、地盤沈下よりもむしろ三和土被覆工事と関係がありそうである。

砂岩を利用している部分にクラックがはいっていることは石材の強度によるものであるが、見るたびにクラックが大きくなっているような個所もある。石室補強のために鉄柱で支えているが、これによる力点の移動によって新たにクラックが生じているところも考えられる（図12～16）。

クラックと剥離は石室の全面に及んでいるが、後室右壁の上部、全室右壁のセメントで補強された所、後室左壁の上部と腰石の上、前室左壁の中央付近、後室奥壁の上部と腰石と大石に挟まれた部分、後室前壁の中央付近、前室後壁の通路上部はことにひどい。砂岩が縦に割れたり、表面が剥離しているのが大部分であるが、ひどいところでは3～4cmも避けているところもある。ことに間につめている小さな石は粉々になっているものも多い。この崩壊の様子をみると、特定の部分に力が集中しているのではなく、全面に力が分散しているような感じを与える。西村二馬氏の話によれば、近年、前室から後室の通路の上部付近の石にクラ

ックが大きくなってきているということであった。

梅雨時には相当の雨水が石室内に流れ込んでいる。このために近年、墳丘にビニールシートをかぶせたところ、雨もりは防げ、季節的な変動が少なくなっている。

基本的には石室内の温度、湿度を季節にかかわらず一定にするようにしなければならない。しかも壁画が最も保存されるような温度、湿度であり、ただ一定にしておけばよいということではなく、外気との交流を遮断することが望ましい。入口までにできるだけ多くの密閉壁をつくることが一つの方法として考えられる。石室内の雨もりは彩色壁画を消滅させることになるので、極力防ぐようにしなければならない。

装飾古墳は重要なものについては何らかの施設が設けられているが、日光が入り壁画をいためているところが多い。窓をとじて日光がはいらないようにすることが必要。

ほとんどの装飾ある石室では、多かれ少なかれクラックがはいっている。そのなかで2、3の石室では樹脂を注入して補強している。

密閉することが最善の方法であることははっきりしている。しかしある程度公開を前提として、保存方法を考えなければならない。公開も期間をきめて最良の時期にするとか、見学する人々にも協力を求めて皆が利用できるような装飾古墳の保存工事をやっていかなければならない。

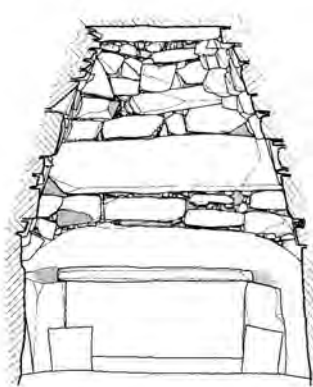


図 12：後室奥壁の破損箇所

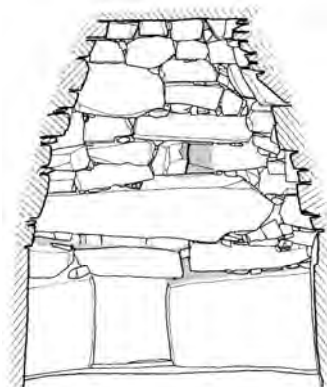


図 13：後室前壁の破損箇所

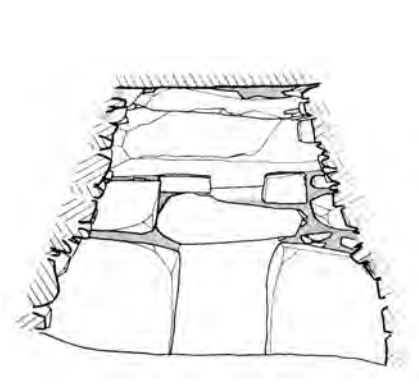


図 14：後室後壁の破損箇所

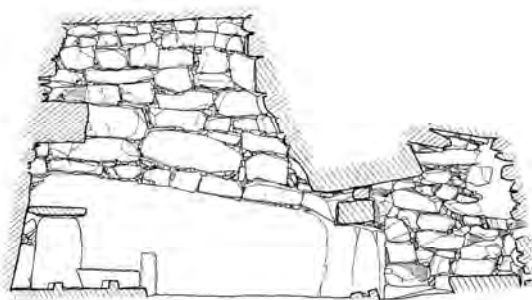


図 15：南側壁の破損箇所



図 16：壁の破損箇所

(2) 『町教委』（抜粋）

本報告書には、保存整備工事に先立って王塚古墳保存整備調査委員や竹中技術研究所が行った保存環境と石室構造に関わる調査と、保存整備工事にともなう調査と平成2年から平成5年までの特別公開時に伴う各種計測データが掲載されている。

1) 保存整備工事に先立つ保存環境と石室構造に関わる調査

- ①元田雄四郎「第3章・第2節 王塚古墳石室内外における気温観測結果（中間報告）」
「付.王塚古墳内外における気象観測計画書」
- ②山内豊聡「第3章・第3節 王塚古墳地下水位等の調査報告書」
「付.王塚古墳地下水等の調査計画書」
- ③新井英夫「第3章・第4節 王塚古墳石室の微生物学的調査報告」
「付.王塚古墳石室内微生物調査について（計画書）」
- ④佐治泰次「第3章・第5節 王塚古墳の石室損傷進行状況調査報告書」
- ⑤佐治泰次「第3章・第6節 王塚古墳補強支柱等の劣化とその対策について」
- ⑥佐治泰次「第3章・第7節 王塚古墳保存支保工補修工事報告書」
- ⑦佐治泰次「別編.特別史跡王塚古墳石材損傷調査－王塚古墳保存支保工補修工事 別冊報告書編－」
「付.特別史跡王塚古墳補強対策計画書」

2) 保存整備工事にともなう調査と平成2年から平成5年までの特別公開時に伴う各種計測データ

- ⑧竹中技術研究所「第4章・第2節 2.設計にさきだつ調査（1）地盤調査」
- ⑨竹中技術研究所「第4章・第2節 2.設計にさきだつ調査（2）古洞調査」
- ⑩竹中技術研究所「第4章・第3節 施工管理に伴う計測調査」
- ⑪桂川町教育委員会「第5章・第5節 公開に伴う石室内温度の変化」

1) 保存整備工事に先立つ保存環境と石室構造に関わる調査

- ①元田雄四郎「第3章・第2節 王塚古墳石室内外における気温観測結果（中間報告）」
「付.王塚古墳内外における気象観測計画書」

①調査の目的

古墳石室内の環境は、主として温度・水分・光の要素からなる。これらの環境要素及びその変動を測定するために調査を行った。

②調査方法

温度測定センサーには白金抵抗測温体、湿度センサーには毛髪湿度計を使用。記録は、マルチチャンネルデジタル記録装置で印字出力。

石室内外の温湿度測定は、図1に示した地点で測定を行った。なお、昭和58年（1983）8月7日の落雷により、記録器が故障し測定不能となったため、4チャンネル記録器で測定し、8月20日からは永久観測点のみで測定を行った。

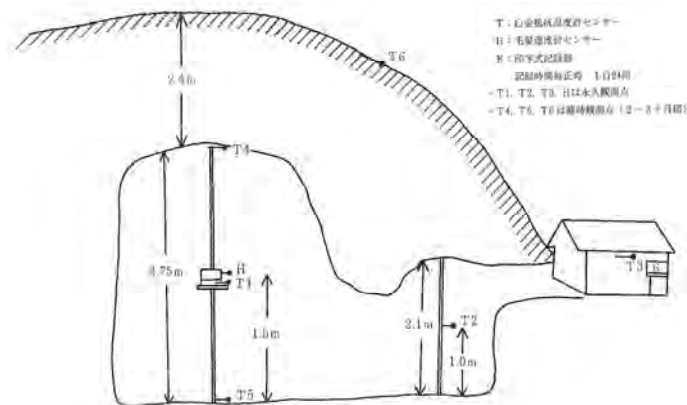


図1：温湿度計位置図

③分析結果

計測記録が入手できた昭和 58 年（1983）7 月 14 日から 8 月 31 日、昭和 59 年（1984）1 月 13 日から 2 月 25 日の分析を行った。計測結果は以下の通りである、

- 1) 図 2 より、外気温が大きい日変化をしても石室内の気温は変化しない。
- 2) 盛夏時には盛土表面温度が 45℃以上となるが、後室天井の温度に変化は生じない。
- 3) 石室内温度は、前室気温が最も高く、後室天井、後室中央部、後室温湿度の順で低くなるが、温度差は 2℃以内。
- 4) 図 3 は、外気温と盛土温度の最高最低を日別に示したものである。外気温が 30℃以上、盛土表面温度が 45℃以上の日でも石室内の温度に短い周期の変化は生じない。
- 5) しかし、石室内の気温はわずかながら高く、測定開始から 45 日頃の 8 月 31 日に約 1.5℃上昇した。
- 6) 湿度の変化は 93%から 95%と殆ど変化しない。
- 7) 図 4 は冬季の記録であるが、外気温が 0℃以下でも、石室内は 16℃前後が維持される。
- 8) 冬季の場合も 45 日間で 1.5℃石室内の気温が低下する。
- 9) 冬季は前室と後室の気温差が少なくなる。
- 10) 冬季石室内の相対湿度は変化が少なく 95%前後となる。
- 11) 図 5 のとおり、石室に入室した時の温湿度変化は、一時的に昇温するが 6 時間単位で旧に復す。一方、湿度の変化は、回復が遅い。
- 12) 資料期間の夏、冬における石室内外の平均的状態は表 1 の通りである。

表 1：夏季・冬季における石室内外の平均気温と湿度

	外 気 温 (旬 平 均)	前 室 気 温	後 室 気 温	湿 度
夏	28℃～30℃	18.0℃～19.5℃	17.0℃～18.2℃	93～95%
冬	3℃～ 5℃	14.2℃～16.0℃	14.0℃～15.5℃	93～95%

4. 今後の観測について

昭和 58 年度（1983）における予備的観測の結果、石室内の気温は外部の気象にはほとんど左右されず、今後は現在測定している 3 地点の気温と後室の湿度を測定し、石室内の温湿度の季節変化を監視することで十分と思われる。

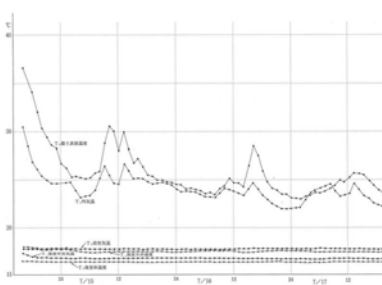


図 2：石室内外の気温の経時変化

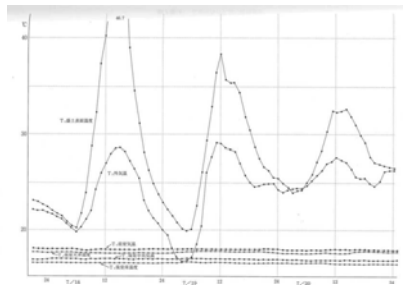


図 3：石室内外の気温の経日変化（夏季）

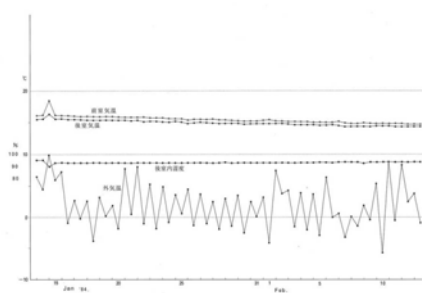
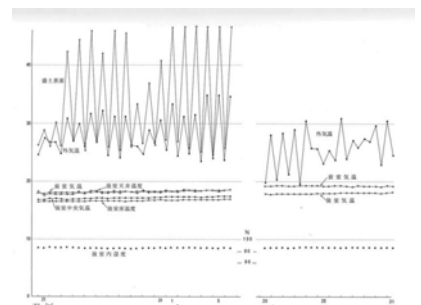


図 4：石室内外の気温の経日変化（冬季）

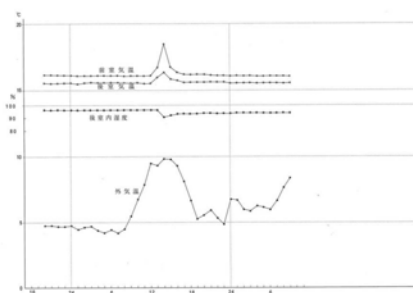


図 5：入室時の気温・湿度の変化

②山内 豊聡「第3章・第3節 王塚古墳地下水位等の調査報告書」

「付.王塚古墳地下水等の調査計画書」

①調査の目的

王塚古墳の基礎地盤の地下水位を実測し、季節変動及び降水量との関連を調べ、原位置透水試験、自然含水量試験と室内諸土質試験を実施することで、古墳、地盤の土質・透水特性及び地下水特性を明らかにし、保存のための基礎資料を得る。

②調査方法

王塚古墳地下水位等調査では、昭和47年(1972)2月にオーガーボウリングで掘削した3地点(No.2~No.3)と、新たに掘削した1地点(No.1)の合計4地点(図6)から、試料による①室内土質試験、オーガーボウリング孔を利用した注水法による②現場透水試験、③地下水位と桂川町で記録した降水量の関係や地下水位の調査が行われた。

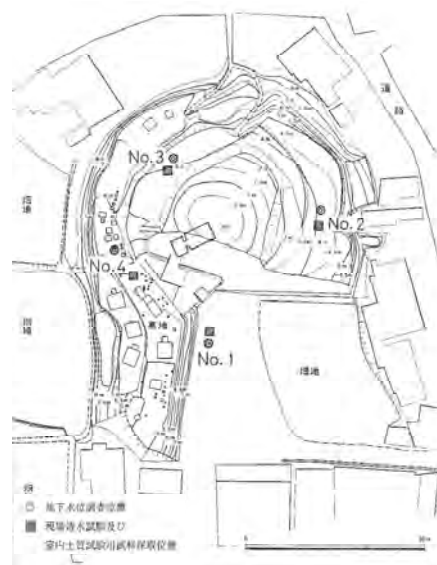


図6：調査位置図

③分析と結果

- 1) 室内土質試験結果(表2、図7)により現地盤ML~CLに分類され、現地透水試験結果(表3)と地下水位の位置関係から求められた透水係数は 1.2×10^{-4} cm/sec程度である。
- 2) 古墳の盛土は、基盤材用を盛り立てた部分と、暗褐色の塑性の強い粘土を盛り立てた部分からなる。
- 3) とくに暗褐色の粘土は、緩い締め固め状態にあると判断され、透水係数も 4.6×10^{-4} cm/secと大きい。
- 4) 盛土の自然含水比は、40%~70%の範囲に分布する。
- 5) 地下水位調査の時期は、異常に少雨な時期と偶然重なったため、降水時期を含む今後の観測が必要である。
- 6) 低下した状態での地下水の流れが明らかとなった。
- 7) 昭和58年(1983)9月~昭和59年(1984)3月の地下水位(図8)は、石室床面から約4.5m~5.0mと考えられる(図9、10)。

表2：王塚古墳試料土質試験結果一覧表

試験項目	試料	深 さ (m)			
		No.1	1.0	2.0	3.0
自然含水比 w _n (%)	1	31.3	26.7		
	1'	30.4	33.6		
	2	27.4	53.8	44.1	60.5
	3	42.0	43.9	50.9	62.5
	4	55.5	55.6		
比重 G _s	1				
	1'	2.65	2.65		
	2	2.69	2.69	2.66	2.67
	3	2.65	2.64	2.64	2.64
	4	2.65	2.65		
液性限界 w _L (%)	1				
	1'	39.8	45.7		
	2	71.5	67.8	67.0	69.3
	3	58.7	64.1	63.3	63.0
	4	63.8	59.2		
塑性限界 w _p (%)	1				
	1'	17.1	24.8		
	2	44.0	35.9	35.7	41.9
	3	32.2	36.9	47.3	45.1
	4	44.2	45.5		
塑性指数 I _p	1				
	1'	22.7	18.9		
	2	27.5	32.8	31.3	27.4
	3	25.5	27.2	16.0	17.9
	4	19.6	13.7		

☆粒径試験結果については、別紙参照

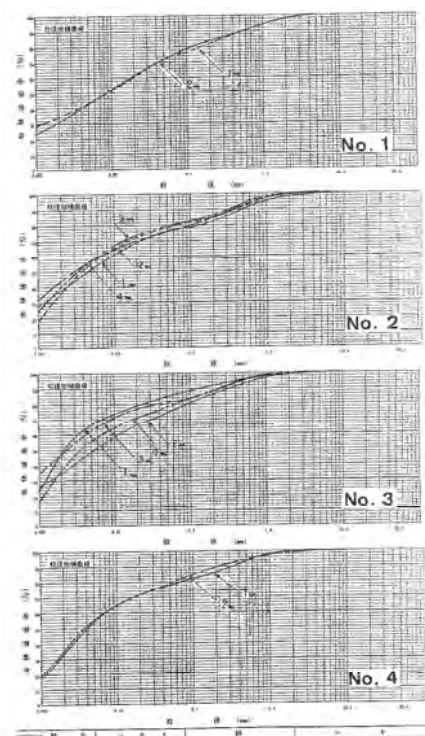


図7：粒径加積曲線(粒度試験結果)

表3：オーガーボウリング孔による現場透水試験結果

(a)		昭和58年9月19日				
調査地点	No.1	測定番号	1	2	3	4
		測定時間 t (s)	300	300	300	300
H_1	3.0cm	透水量 Q' (cm)	970	975	975	
H_2	128.0cm	$Q = Q' / t$ (cm/s)	3.23	3.25	3.25	
H_3	200.0cm	k_v (cm/s)	1.60×10^{-4}	1.51×10^{-4}	1.51×10^{-4}	
h	125.0cm	測定時の水温	21.5°	21.5°	21.5°	
T_v	197.0cm	補正係数 γ_s / γ_u	0.849	0.849	0.849	
r_a	5.35cm	k_a (cm/s)	1.27×10^{-4}	1.28×10^{-4}	1.28×10^{-4}	
$h \leq T_v < 3h$		k_u の平均値 (cm/s)	1.28×10^{-4}			

(b)		昭和58年9月19日				
調査地点	No.2	測定番号	1	2	3	4
		測定時間 t (s)	74	73	74	73
H_1	3.0cm	透水量 Q' (cm)	1000	1000	1000	1000
H_2	125.0cm	$Q = Q' / t$ (cm/s)	13.51	13.89	13.51	13.70
H_3	654.0cm	k_v (cm/s)	5.48×10^{-4}	5.64×10^{-4}	5.48×10^{-4}	5.56×10^{-4}
h	122.0cm	測定時の水温	21.5°	21.5°	21.5°	21.5°
T_v	651.0cm	補正係数 γ_s / γ_u	0.849	0.849	0.849	0.849
r_a	5.35cm	k_a (cm/s)	4.65×10^{-4}	4.79×10^{-4}	4.65×10^{-4}	4.72×10^{-4}
$T_v \geq 3h$		k_u の平均値 (cm/s)	4.70×10^{-4}			

(c)		昭和58年9月30日				
調査地点	No.3	測定番号	1	2	3	4
		測定時間 t (s)	147	145	145	146
H_1	10.0cm	透水量 Q' (cm)	1000	1000	1000	1000
H_2	160.0cm	$Q = Q' / t$ (cm/s)	6.80	6.90	6.90	6.85
H_3	555.0cm	k_v (cm/s)	1.93×10^{-4}	1.95×10^{-4}	1.95×10^{-4}	1.94×10^{-4}
h	150.0cm	測定時の水温	22.0°	22.0°	22.0°	22.0°
T_v	545.0cm	補正係数 γ_s / γ_u	0.839	0.839	0.839	0.839
r_a	5.35cm	k_a (cm/s)	1.62×10^{-4}	1.64×10^{-4}	1.64×10^{-4}	1.63×10^{-4}
$T_v \geq 3h$		k_u の平均値 (cm/s)	1.63×10^{-4}			

(d)		昭和58年9月30日				
調査地点	No.4	測定番号	1	2	3	4
		測定時間 t (s)	267	271	267	
H_1	1.0cm	透水量 Q' (cm)	300	300	300	
H_2	150.0cm	$Q = Q' / t$ (cm/s)	1.12	1.11	1.12	
H_3	418.0cm	k_v (cm/s)	2.49×10^{-4}	2.40×10^{-4}	2.43×10^{-4}	
h	149.0cm	測定時の水温	21.5°	21.5°	21.5°	
T_v	417.0cm	補正係数 γ_s / γ_u	0.849	0.849	0.849	
r_a	5.35cm	k_a (cm/s)	2.06×10^{-4}	2.04×10^{-4}	2.06×10^{-4}	
$h \leq T_v < 3h$		k_u の平均値 (cm/s)	2.05×10^{-4}			

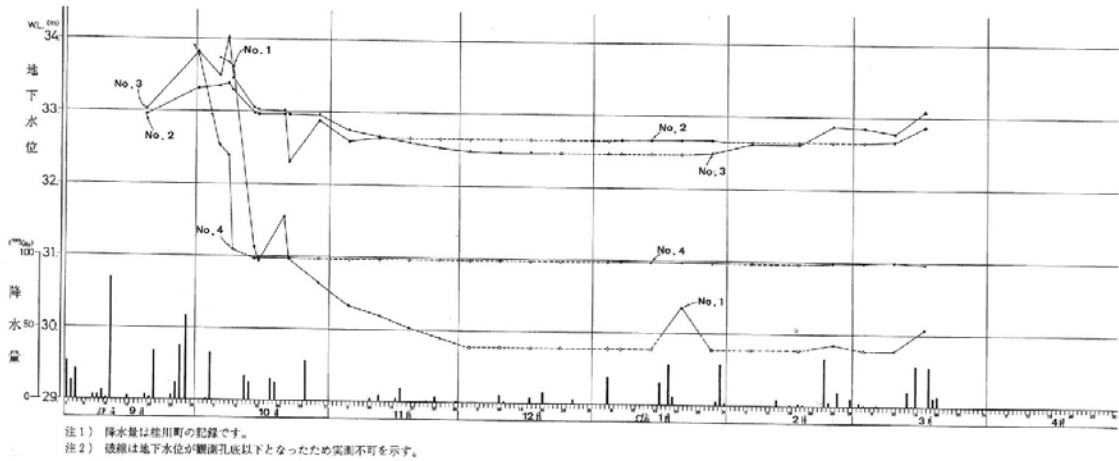


図8：地下水位の測定結果及び降水量

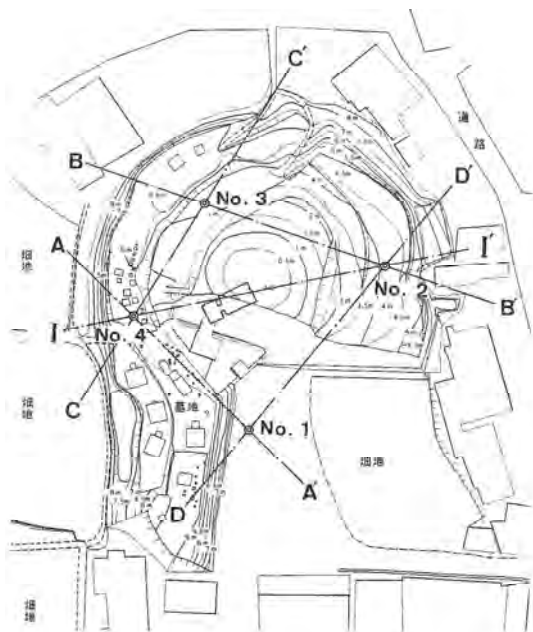


図9：断面位置図

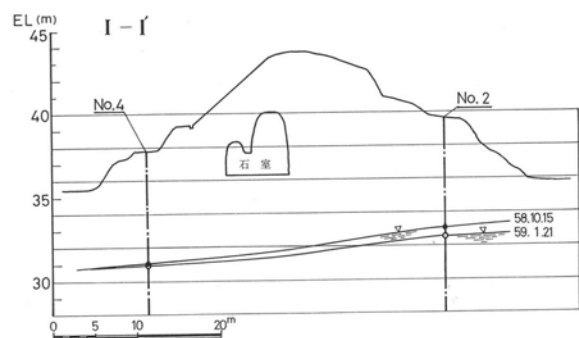


図10：I-I'断面における地下水位と石室の位置

③新井 英夫「第3章・第4節 王塚古墳石室の微生物学的調査報告」

「付.王塚古墳石室内微生物調査について（計画書）」

①調査の目的

王塚古墳保存整備計画における石室内外の観測調査の一環として、昭和58（1983）年度に石室の微生物学的調査を実施した。

②調査の方法

過去の調査に基づき、①石室内空中微生物調査（石室内、墳丘上）、②落下法による（場合によっては吸引法を加える）石室内における壁面等の微生物発生状況調査を行う。また調査結果は、従来の調査結果と比較検討（発生部位、菌種等）を行う。

③分析結果

- 1) トリコデルマ菌（*Trichoderma* sp.）が石室内全体に蔓延している。壁面と鉄柱との間のパッキングに木材片に起因すると考えられる。
- 2) 灯明台石表面および壁面の黒色部位からは、アオカビ（*Penicillium* sp.）が分離されたが、壁面を黒変する直接の原因とは考えられず、別の観点から検討する必要がある。

④微生物防除対策

古墳石室の微生物は、ホルムアルデヒドによる殺菌処理のほか、パラホルムアルデヒドを3～14g/cm³の割合でペトリ皿に分注して石室内に放置し、自然蒸発する方法が取られてきた。しかし、パラホルムアルデヒドが完全に蒸発せず、ペトリ皿内に水浸状態で残存する現象が認められる。石室に影響を与えずに、パラホルムアルデヒドを気化して石室内に導入する微生物処理方法を採用する必要がある。

その他、石室内部の補強に使用する材料は、木材片等微生物の発生源となる材料を使用しない配慮が必要。また石室内の照明は、照明器具が発生する熱で石室内部に影響を与えないようにし、無紫外灯の使用に留意しなければならない。

④佐治 泰次「第3章・第5節 王塚古墳の石室損傷進行状況調査報告書」

①調査の目的

昭和44年～46年度（1969～1971）の装飾古墳保存対策研究会で実施した調査をもとに、昭和59年（1984）までにどの程度、石室の損傷が進んだかを把握するために調査を行い検討した。

②調査の方法

『装飾古墳保存対策研究報告書』の「壁画の老化に関する調査研究」に掲載された「壁画現状写真」等を参考に、同一箇所を撮影して両者を対比し、損傷の進行程度を推定する。

③分析結果

昭和44年～46年度調査より今回の調査までは、石室の石積部分の損傷は、余り進んでないと認められる。このことは保護シートで古墳を覆い雨水の侵入を防ぎ、鋼管支柱によって石室内に支保工を施して積石への荷重を軽減したなど、古墳の劣化作用を制御する処置を行った効果が大いといえる。

⑤佐治 泰次「第3章・第6節 王塚古墳補強支柱等の劣化とその対策について」

①調査の目的

昭和42年（1967）に石室内へ設置された鉄柱の傷みが進行しており、その損傷を把握することを目的に調査を行った。

②調査の方法

いずれの鉄柱にも錆が進行しているが、鉄柱本来の強度を損なうほどではない。しかし、鉄柱と壁面の間に設けられた木製当木は、腐朽劣化がかなり進んでいる。そのため、鳶職用シノの先端を加工した用具を使い、押し込み抵抗の大小から劣化度を定めた。劣化度は、5段階に分け、1段階から5段階に向かい劣化度の割合が大きいことを示す。

③分析結果

表4のとおり、鉄柱の内、鉛直支柱では上部の当木の劣化は少なく、下部の当木は劣化が進んでいる。ランク3、4は、かなり傷んでいるため交換が必要であり、鉛直支柱の下部の当木の約60%は取り換えを要する。また、水平鋼管材の当木は傷んでいるものが多く、ほとんど効いていない鋼管があり、交換が必要である。

④今後の対策

各支柱等の端部に設けた当木の傷みのひどいものを交換することで、当分の間、支柱等の補強効果を回復できる。しかし、鋼管支柱等の錆の問題もあり、鋼管を含め全面的に改める方が好ましい処置である。全面改修方法は別途検討する。

表4：調査結果一覧表

(1) 鉛直支柱

室名	記号	左側列				右側列			
		支柱の効き方		当木		支柱の効き方		当木	
		床	天井	床	天井	床	天井	床	天井
後室	V ₁₁	+	4	2	V ₁₂	+	3	2	
	V ₂₁	+	3	2	V ₂₂	+	3	2	
	V ₃₁	+	2	2	V ₃₂	-	3	2	
	V ₄₁	+	2	2	V ₄₂	+	4	2	
	V ₅₁	+	2	2	V ₅₂	+	2	2	
玄関	V ₆₁	+	3~4	2	V ₆₂	+	4	2	
	V ₇₂	-	3	2	V ₇₂	-	3	2	
前室	V ₈₁	+	2~3	2	V ₈₂	-	3	2	
	V ₉₁	+	2	2	V ₉₂	+	2	2	
	V ₉₁	+	2	2					

(2) 水平鋼管 (その1)

室名	部位	記号	水平鋼管の効き方	当木	
				左側壁	右側壁
後室	上段	H ₁	-	2	4~5
		H ₂	-	3	2
		H ₃	-	4(2)	2
		H ₄	-	2	4~5
前室	下段	H ₅	-	5	2
		H ₆	-	4	4
		H ₇	-	4	3
		H ₈	-	4	2
		H ₉	-	2	2

(3) 水平鋼管 (その2)

室名	部位	記号	水平鋼管の効き方	当木	
				後室側	前室側
後室	上段	H _{1'}	-	4~5	4~5
		H _{2'}	-	2	2
前室	下段	H _{1''}	+	2	2
		H _{2''}	+	2	2
斜材	D	D ₁	-	5	2
		D ₂	-	5	5

+.....効いている
-.....効いていない

⑥佐治 泰次「第3章・第7節 王塚古墳保存支保工補修工事報告書」

①調査の目的

昭和42年(1967)に石室内に設置された鉄柱は、支持力を欠いているため、新たに防錆処理を施した鋼管支柱に交換する補修工事を行った。その際、①鋼管に生じている軸力の測定、②鉛直支持材の変位の計測と水平補強材の移動計測、③地耐力の測定を行った。

②調査の方法

①は12本の鋼管支柱の内、鉛直支持材7本、水平補助材2本にひずみ計を付け(図11)、ひずみ度から応力を求めることで軸力を測定する。②は、連水管を用いて基準鉛直支持材をもとに、それぞれの鉛直支持材に同一レベル点を記して鉛直支持材の変位計測を行った。また水平補強材の移動計測には、鉛直支持材の定点間に糸を張り、水平補強材との交点に定点を記入した。③は、鉛直支持材を徐々に締め付け、基準レベルからの沈下量を計測した。

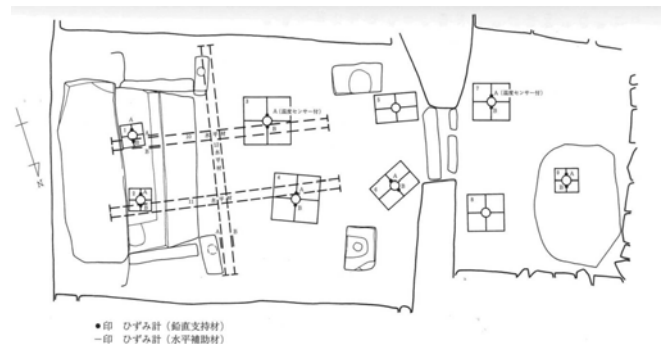


図11：ひずみ計配置図

③分析結果

①の軸力の測定では、昭和59年(1984)12月1日から昭和60年(1985)2月9日と昭和60年(1985)2

月9日から昭和60年（1985）3月23日の2回に分けて行った。その結果、1回目では図12～14の通り、鉛直支持材及び水平補助材が工事終了直後よりかなり緩んでいたことが分かる。2回目は、緩みを締め直して測定した結果、図15～17の通り応力の極端な変化は見受けられない。よって、石室の応力状態は、昭和42年（1967）の鉄柱設置時と同様に、補強工事後も余り変化していないと推測される。

②については、軸力の測定期間の間、変位や移動はなかった。

③の地耐力の測定では、2回の載荷試験を行った結果、図18、19の通りになった。2回目の試験では、締め付け可能な最大圧縮力 $P=1172\text{kg}$ の場合でも、沈下量が 0mm であった。最大圧縮量と鉛直支持材の基礎面積から、 $4.68\text{ (t/m}^2\text{)}$ の降伏地耐力が認められるが、降伏荷重は見いだせない。

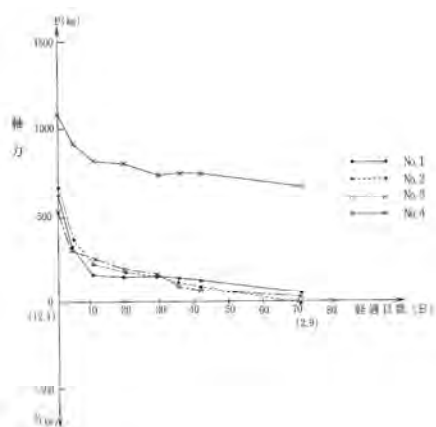


図 12：長柱の軸力変化（1 回目）

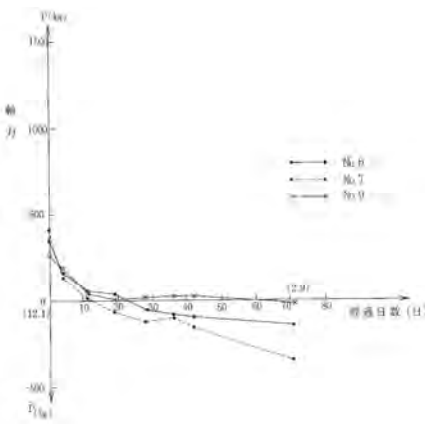


図 13：短柱の軸力変化（1 回目）

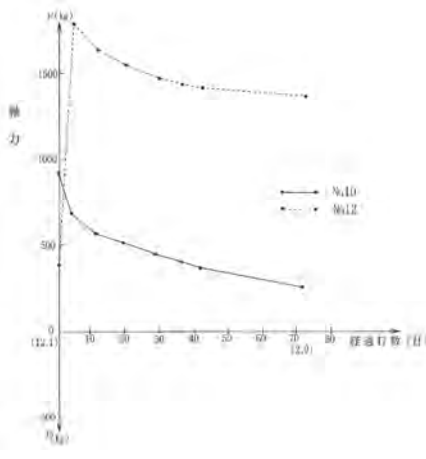


図 14：水平補助材の軸力変化（1 回目）

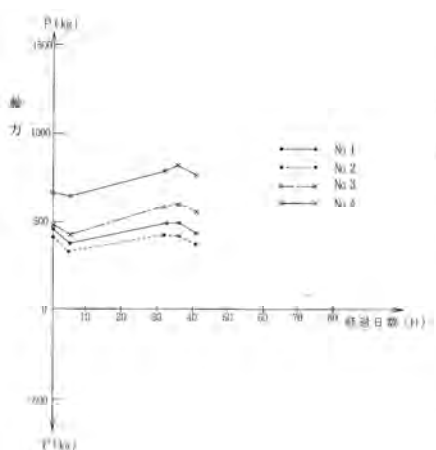


図 15：長柱の軸力変化（2 回目）

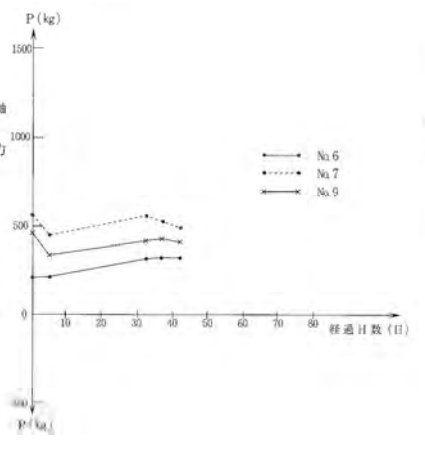


図 16：短柱の軸力変化（2 回目）

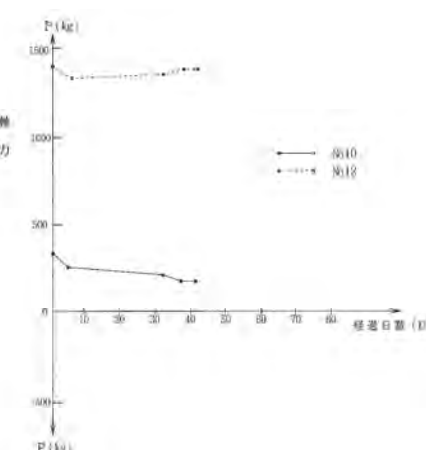


図 17：水平補助材の軸力変化（3 回目）

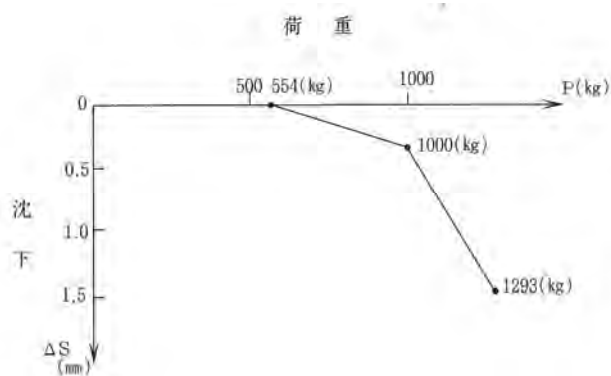


図 18：載荷試験（1 回目）

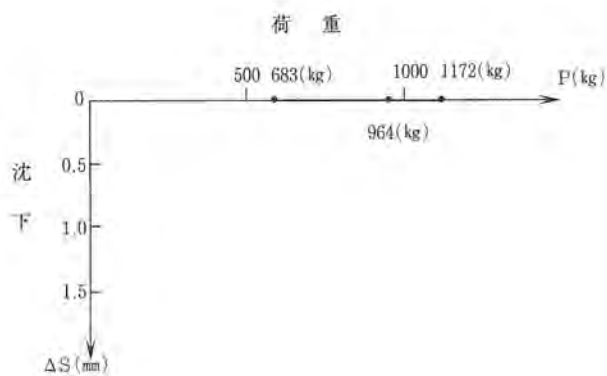


図 19：載荷試験（2 回目）

⑦佐治 泰次「別編.特別史跡王塚古墳石材損傷調査—王塚古墳保存支保工補修工事 別冊報告書編一」

①調査の目的

昭和64(1989)年に実施した、王塚古墳保存支保工補修工事を行うにあたり、『特別史跡王塚古墳の保存』と「王塚古墳の損傷進行状況報告書」をもとに調査考察を進めた。

②調査の方法

「王塚古墳の損傷進行状況報告書」と同じく、同一箇所の写真撮影による比較調査。なお、亀裂の撮影だけでなく、石片の脱落した個所も撮影した。(図20)

③分析結果

- 1) 過去に把握されていた石材の亀裂について、変化はなかった。
- 2) 前回の記録には無く、今回新たに加えた観察箇所がある。
- 3) 今回の支柱を除去したのち、新たに発見された亀裂がある。今後観察を続けて、初めて変化を知ることができる。

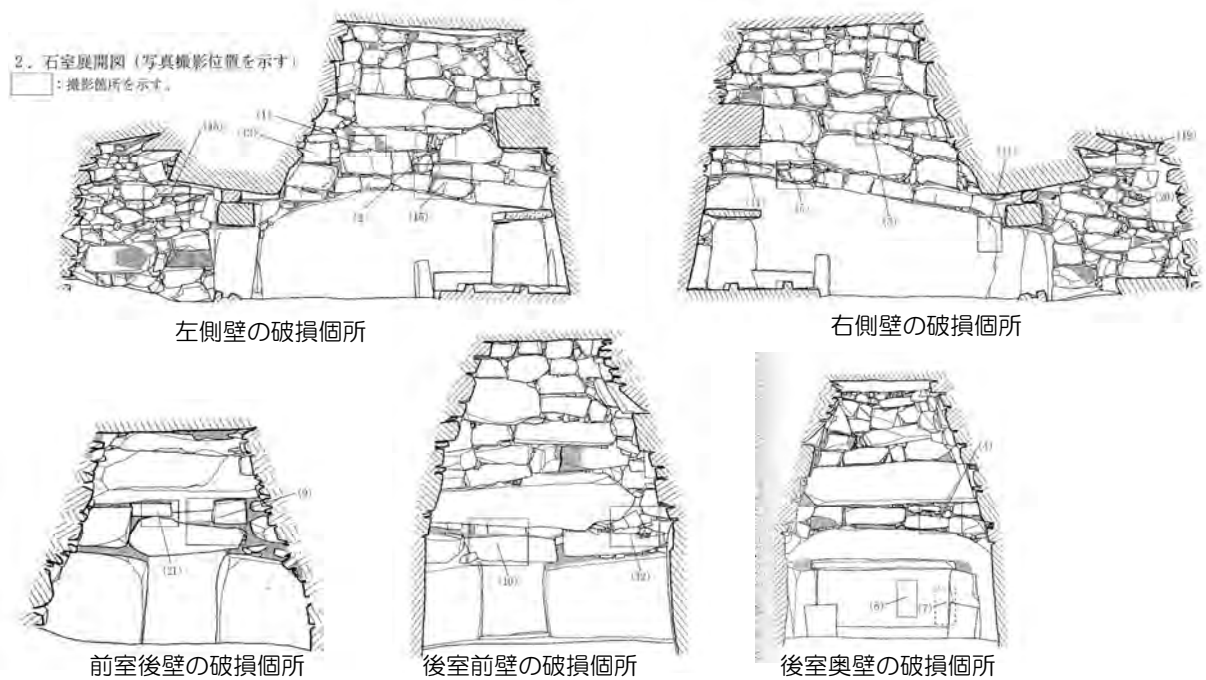


図20：石室の破損箇所

2) 保存整備工事ともなう調査と平成2年から平成5年までの特別公開時に伴う各種計測データ

⑧竹中技術研究所「第4章・第2節 2.設計にさきだつ調査(1)地盤調査」

①調査の目的

保存施設の設計および施行、墳丘の復原を行うため、石室の安定性、地盤の支持力等を検討するために改めて地盤調査を行った。

②調査の方法

図21のとおり、2か所の地点で①ボーリング調査を実施。そこから②標準貫入試験、③サンプリング、④孔内弾性波探査、⑤孔内水位観測、⑥室内土質試験を行った。

③分析結果

石室下部には、1~2mの盛土層、その下に1~1.5mの比較的締まった沖積層、2~2.5mのかなり良く締まった沖積層、5~5.5m以深は砂岩になり、下方程良質である(図22)。

盛土層も普通の沖積粘土に比べればやや弛い性状を示すが盛土地盤としては必ずしも悪い状態ではなく、保護室の基礎地盤として特に問題はないと思われる。

しかし、石室床レベル下方の自然含水比は液性限界が近く、乱される事で著しく強度低下を生じ不安定化する恐れがあるため、保存施設の施行時等には特に注意が必要。



図 21：調査位置図

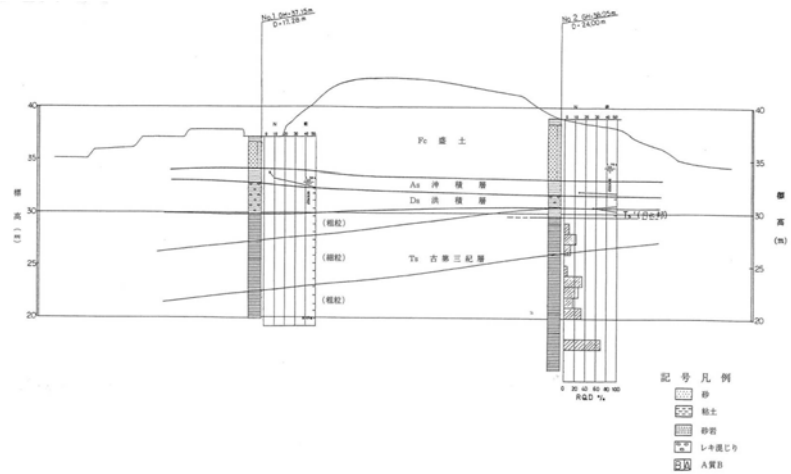


図 22：土層断面想定図

⑨竹中技術研究所「第 4 章・第 2 節 2.設計にさきだつ調査 (2) 古洞調査」

①調査の目的

王塚古墳の周辺では、以前から採炭の跡、いわゆる古洞に起因する地盤陥没が発生しており、王塚古墳への影響が心配されてきた。しかし、明確な事が分からないままであるため、恒久的な保存施設を建設するに際し、古洞の有無、その影響を調査した。

②調査の方法

通産省への資料提供依頼、聞きとり調査、表面波探査、ボーリング調査を行った。

③分析結果

調査地の地質は、古生代の三郡変成岩類を基盤に、古第三紀直方大焼層が覆い、更にその上部を洪積層がかぶっている。大焼層は、主要挟炭層であり、本調査地付近では豆田炭坑として稼働され、その対象層は底八尺炭層、底五尺炭層であることが知られている。

しかし、今回の調査ではいずれも採掘の痕跡は認められなかったため、石室の保存に関して石炭採掘跡の古洞による陥没等の障害が生じる可能性はほとんどないと判断される。

⑩竹中技術研究所「第 4 章・第 3 節 施工管理に伴う計測調査」

・石室及び保存施設の温度変化

①調査の目的

保存施設建設のため、墳丘の一部が掘削され、石室の閉塞石側が一時的に露出される。また建設作業内容も含めると、石室は一時的ではあるが厳しい状況にさらされる、そのため、工事に伴う石室環境への影響を調査するため、工事期間中及び工事完了後の石室及び周辺温度の計測を行った。

②調査の方法

計測位置は、図 23 に示す位置で行い、計測期間は表 5 のとおりである。また、計測期間中に行った作業内は、表 6 に示している。

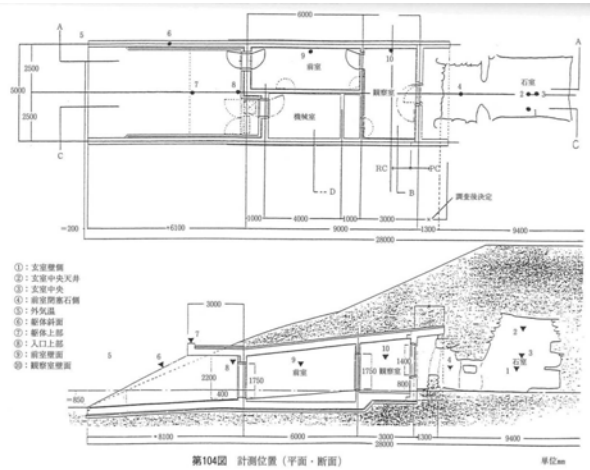


図 23：計測位置図

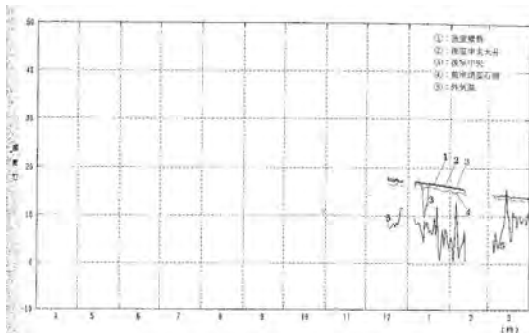


図 24：石室内温度と周辺環境温度 (87年12月～88年3月)

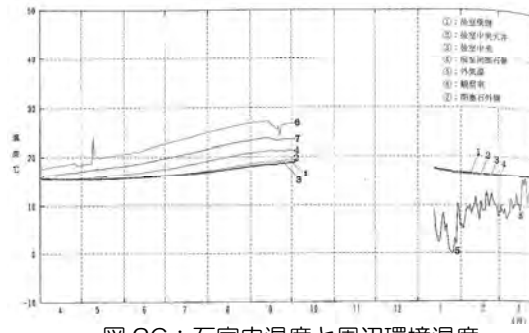


図 26：石室内温度と周辺環境温度 (89年4月～90年3月)

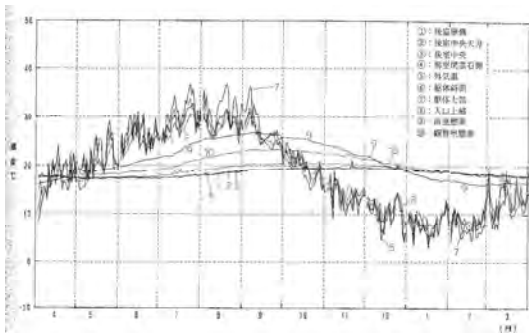


図 28：石室内温度と周辺環境温度 (91年4月～92年3月)

表 5：各計測位置における計測期間

計測位置	計測期間
後室壁	1987年12月～1988年3月
後室中央天井 (共通)	1987年12月～1989年3月
後室中央	1987年12月～1989年3月
前室壁	1987年12月～1989年3月
観音扉	1987年12月～1989年3月
観音扉上部	1987年12月～1989年3月
入口上部	1987年12月～1989年3月
前室壁	1987年12月～1989年3月
外気	1987年12月～1989年3月

⑧ ⑨の測定期間: 1987年12月～1988年1月(前室), 1988年2月中旬～1988年3月(前室), 1988年7月中旬～下旬, 1988年10月(前室)～1988年11月(前室), 1989年7月(前室)～1989年8月(前室)

表 6：各年度における主要工事内容

年度	主要工事内容
昭和62年 (1987年)	保存施設 (ラテン機付による石室封鎖)
昭和63年 (1988年)	付属施設、市議施設
平成2年 (1990年)	増設工事 (1989年11月ラテン機付)
昭和65年 (1990年)	増設工事、石室内照明、外壁 (スチール板)
V期 (1991年)	外壁 (レンガ)、室内換気、計測機器 (サイマ計測)
昭和67年 (1992年)	石室扉 (ラテン機)、閉塞石室扉

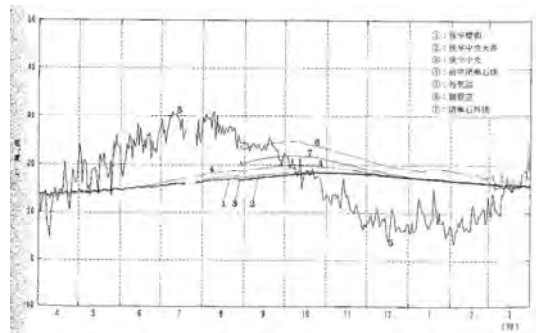


図 25：石室内温度と周辺環境温度 (88年4月～89年3月)

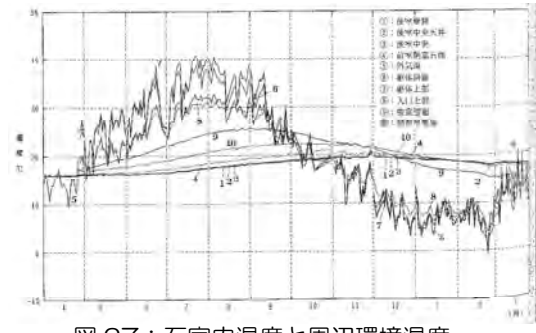


図 27：石室内温度と周辺環境温度 (90年4月～91年3月)

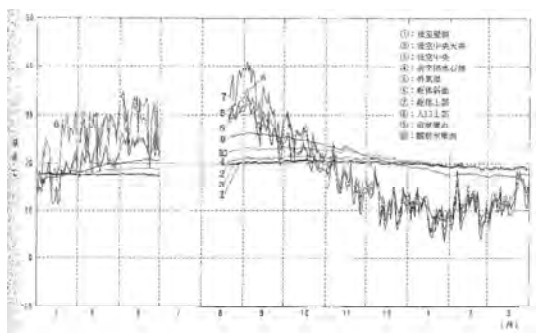


図 29：石室内温度と周辺環境温度 (92年4月～93年3月)

表 7：石室内の最高・最低温度と年間の温度差・平均値

最高温度と最低温度差					年間平均値					最高温度					最低温度				
年度	後室壁	後室中央天井	後室中央	前室	年度	後室壁	後室中央天井	後室中央	前室	年度	後室壁	後室中央天井	後室中央	前室	年度	後室壁	後室中央天井	後室中央	前室
1987	4.30	4.80	8.25	3.75	1987	15.75	15.95	13.73	14.93	1987	17.90	18.35	17.86	16.81	1987	13.60	13.55	9.61	13.06
1988	5.05	5.30	5.00	7.20	1988	15.68	15.80	15.55	16.35	1988	18.21	18.45	18.05	19.95	1988	13.16	13.15	13.05	12.75
1989	3.60	4.20	3.65	5.95	1989	17.15	17.35	17.03	18.28	1989	18.95	19.45	18.86	21.26	1989	15.35	15.25	15.21	15.31
1990	4.30	4.55	4.55	5.30	1990	18.15	18.43	18.23	18.65	1990	20.30	20.91	20.56	21.30	1990	16.00	16.96	16.01	16.00
1991	3.60	3.60	3.85	4.20	1991	19.05	18.95	19.13	19.35	1991	20.85	20.75	21.06	21.45	1991	17.35	17.15	17.21	17.25
1992	3.35	3.55	3.55	4.35	1992	18.93	19.03	19.03	19.68	1992	20.61	20.81	20.81	21.86	1992	17.26	17.26	17.26	17.51

③分析結果

計測結果は図 24～29 である。また石室内の最高・最低温度と年間の温度差は表 7 である。

昭和 63 年 (1988) より、ウレタン樹脂吹付による断熱処理を行った。石室内の温度は、外気温の変化を受けることなく安定し、ゆっくり変化した。最高温度は 11 月頃、最低気温は 3 月～4 月頃で外気温に比べて約 4 ヶ月遅れで変化した。

墳丘盛土工事を開始した昭和 64 年 (1989) より、最低温度は上昇したが、その後の最低温度の上昇は少なくしている。また最高温度も少しずつ上昇し、平成 4 年 (1992) の 20.6℃～21.9℃で安定してきている。年間の温度差は墳丘整備着手後その差は小さくなっている。

保存施設は、日照による変化と思われる温度変化は見られない。ただ保存施設前室は外気温の温度変化より約 1 ヶ月遅れで変化し、観察室は石室と同じ遅れであった。

・降水と地下水位の変化

①調査の目的

地下水位の変化は、石室内湿度に変化を与える可能性があり、壁画の保存にも影響を与える恐れがあり、重要な測定項目の一つである。

②調査の方法

地質調査時のボーリング孔を用いて、地下水位を計測し、飯塚測候所が計測した降水量をもとに調査を行った。

③分析結果

地下水位は、梅雨時期等に 100m/m 近い雨が連続すると急激に上昇し、機械室床面を超える場合があった。また地下水位は、梅雨になれば必ず床面より上がるのではなく、1992 年などは長雨でないためか、床面までの上昇は見られなかった。このため、水位上昇の水は、墳丘上部からの流入水ではないかと考えられるため、継続した調査が必要である。なお、工事による地下水位への影響は無かったと思われる。

・支保工荷重の計測結果

①調査の目的

昭和 59 年 (1984) に石室内へ設置した支保工に、荷重を計るためのひずみ計が取り付けられ、継続的に計測されている。工事には、墳丘復原工事もあり、石室への影響を与える恐れがあるため、支保工の荷重の計測を行った

②調査の方法

支保工に働く軸力を測定するため、ひずみを計測して応力を求める方法で調査した。計測位置は図 30 に示した通りであるが、今回の調査では新たに No.5 と No.8. の支保工でも応力計測を行い、合計 11 本の支保工で計測した。

③分析結果

支保工荷重の計測結果は、図 31～42 の通りである。

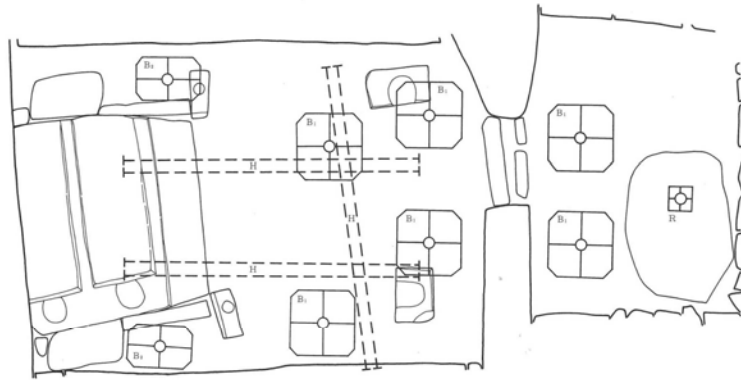
支保工荷重は、計測結果にばらつきが見られ、計測機器を点検した結果、高湿度下で長期間さらされたことによる絶縁性能等の不良が見られたため、平成 2 年 (1990) 1 月に不良部品の交換を行ったところ、計測結果は安定した。

平成 2 年 (1990) 1 月～3 月には盛土工事が実施されたが、No.9 以外の支保工では大きな変化は見られなかった。No.9 の支保工は一時的に除荷へ約 -3 t へ変化し、この原因は定かではないが、支保工が歪んでいた可

能性が考えられる。

平成2年(1990)10月には、No.2の支保工の荷重が急激に上昇したが、この時は墳丘上部で計測用配管工事が実施されていたことによる。

支保工の荷重はその後、平成3年(1991)8月から変化し現状に至っているが、この変化は機器の絶縁不良のためで、その処置をとった後は安定している。



鉛直支柱 V 9本、水平補強材 H 3本
 基礎 B1: R-12×600×600 4ヶ
 B2: R-12×400×600 2ヶ
 R: 脚部が直接着岩する R-12×250×250 1ヶ

図30: ひずみ計設置位置図

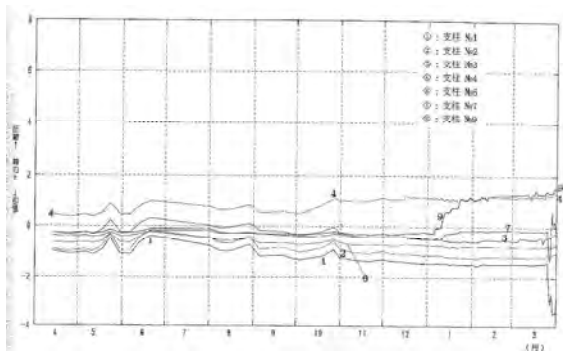


図31: 支柱軸力 [垂直] (87年4月~88年3月)

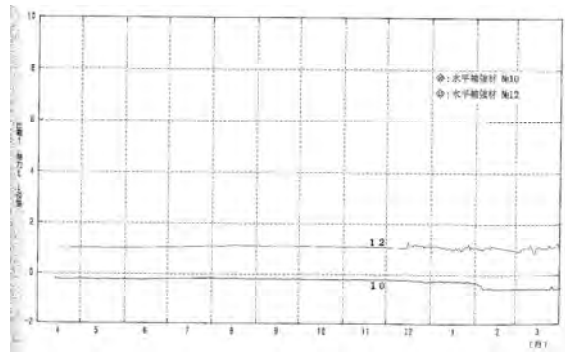


図32: 水平補強材軸力 (87年4月~88年3月)

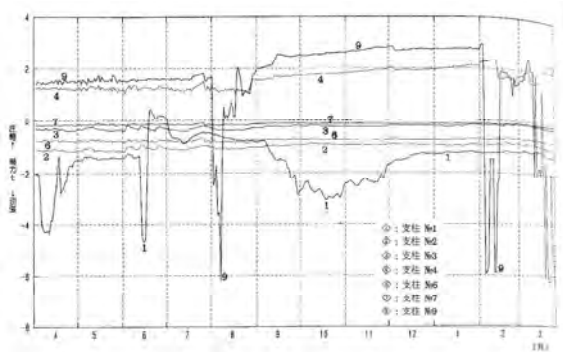


図33: 支柱軸力 [垂直] (88年4月~89年3月)

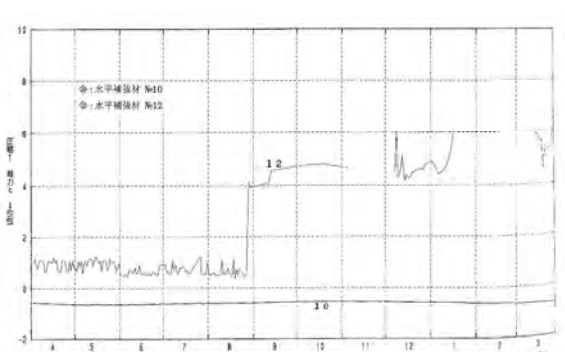


図34: 水平補強材軸力 (88年4月~89年3月)

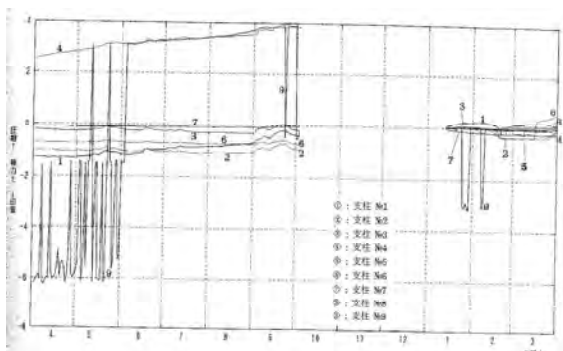


図35: 支柱軸力 [垂直] (89年4月~90年3月)

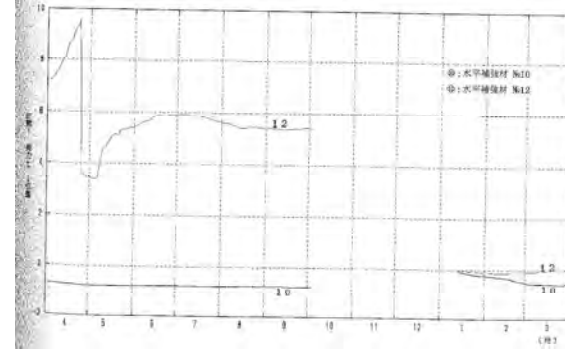


図36: 水平補強材軸力 (89年4月~90年3月)

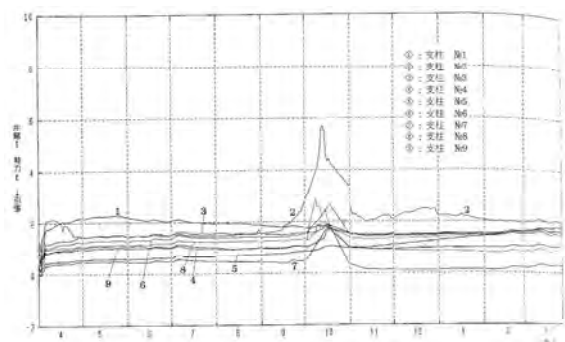


図 37： 支柱軸力 [垂直] (90 年 4 月～91 年 3 月)

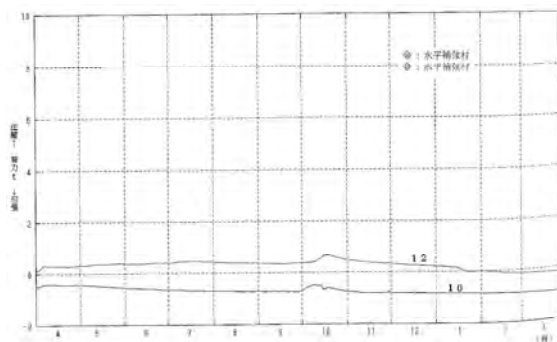


図 38： 水平補強材軸力 (90 年 4 月～91 年 3 月)

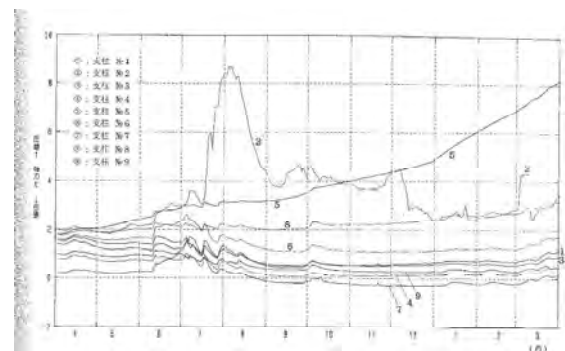


図 39： 支柱軸力 [垂直] (91 年 4 月～92 年 3 月)

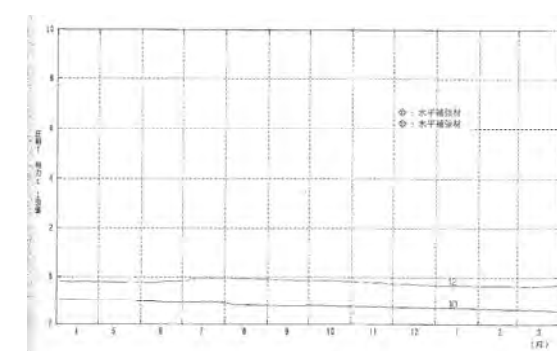


図 40： 水平補強材軸力 (91 年 4 月～92 年 3 月)

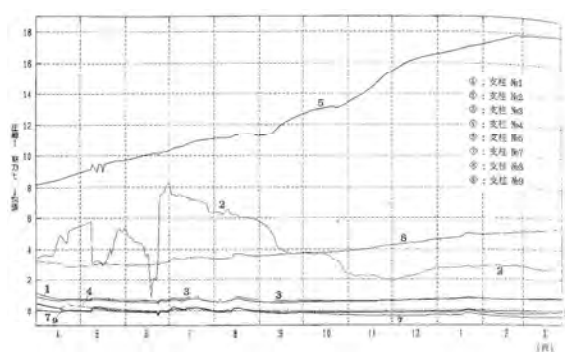


図 41： 支柱軸力 [垂直] (92 年 4 月～93 年 3 月)

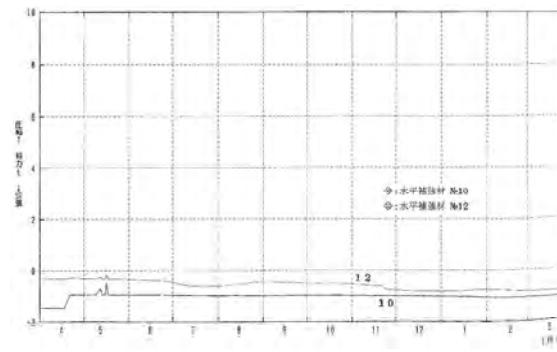


図 42： 水平補強材軸力 (92 年 4 月～93 年 3 月)

⑪桂川町教育委員会「第 5 章・第 5 節 公開に伴う石室内温度の変化」

①調査の目的

公開時は、多人数が連続して観察室に入り、また光ファイバー照明が公開時間中点燈されているため、石室内の温度情報が予想された。これらを防止するため、空調施設があるが、これらの温度方法等について現在までの公開時の計測結果を用いて検討した。

②調査の方法

公開期間中の温度設定を、①石室前室に合わせ方法、②公開前の自然状態での観察室に合わせ方法で行った。

③分析結果

公開時の温度記録は図 43～51 の通りである。

①では、公開終了後、公開前に比べ数日間の温度変化が見られた。

②では、石室内の温度変化は、全く見られなかった。

また、公開時には 1 日最大 1,900 名が入場したが、石室の温度変化はなく、空調の能力は十分であったと考える。

以上より、現在行っている春、秋の公開では、石室への影響は無く、またその時の温度調節は観察室に合わせるのが良いと考える。

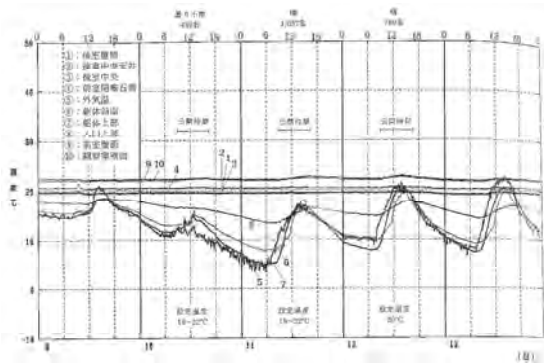


图 43：石室内と周辺環境温度
(90年11月9日~13日)

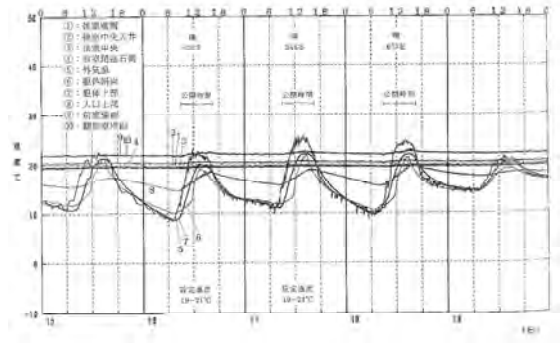


图 44：石室内と周辺環境温度
(90年11月15日~19日)

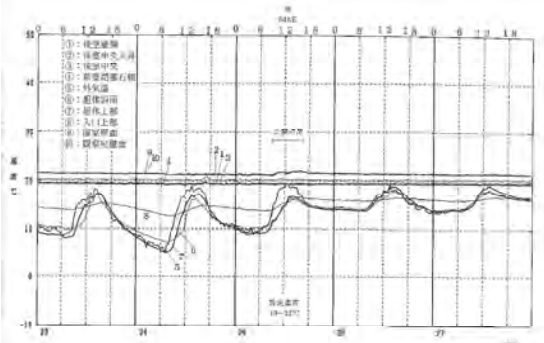


图 45：石室内と周辺環境温度
(90年11月23日~27日)

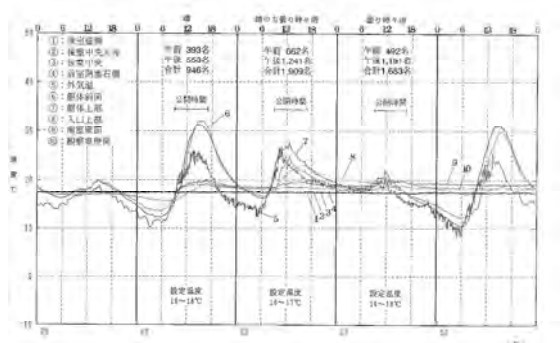


图 46：石室内と周辺環境温度
(91年4月26日~30日)

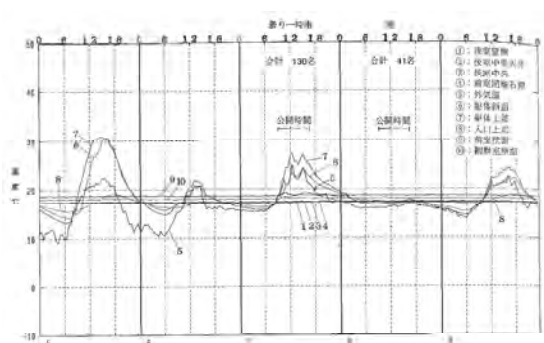


图 47：石室内と周辺環境温度
(91年5月5日~9日)

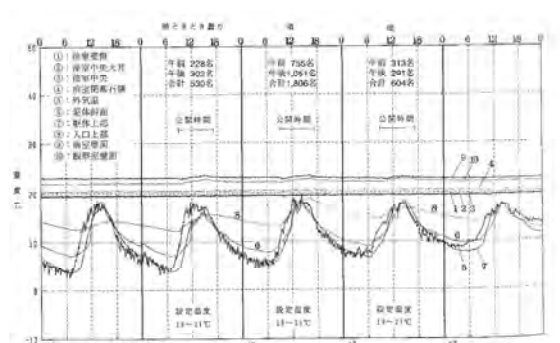


图 48：石室内と周辺環境温度
(91年11月15日~19日)

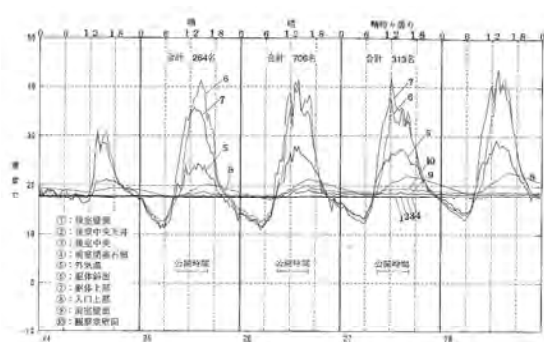


图 49：石室内と周辺環境温度
(92年4月24日~28日)

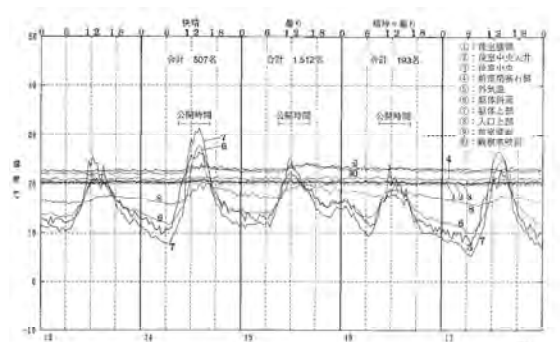


图 50：石室内と周辺環境温度
(92年11月13日~17日)

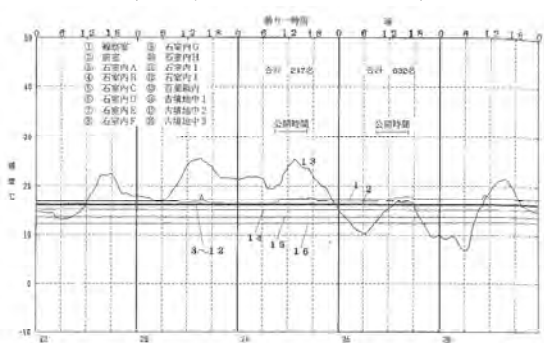


图 51：石室内と周辺環境温度
(93年4月22日~26日)

活用イメージ①
タブレット端末を用いた指定地内の見学（本質的価値の普及啓発、学ぶ機会の創出）



活用イメージ②
サイクリングロードやウォーキングコースの設定、回遊を促すサインの整備（回遊の促進）



活用イメージ③
キッチンカーなどのイベント、遊具や憩い空間の整備等（王塚古墳テーマパークにおける日常的なにぎわいの創出）



	主要課題		構成要因		方法		施策		評価項目		パターン	評価指標
	保存管理	活用	第6章 保存管理	第7章 活用	第10章 施策の実施計画の策定・実施	第11章 経過観察						
保存管理	石室や、本来の墳丘の形状を含めた王塚古墳の確実な保存と、指定範囲のみならず周辺と一体となった文化財の保全が必要	石室内部が見えづらい	石室内部の公開頻度の拡充が求められる	(1) 日常的な保存管理	継続的なモニタリング手法の確立	データ解析に基づいた日常的な保存管理手法の確立	点検、清掃、植栽管理等の日常的な保存管理の実施	モニタリング機器の更新	C	—		
		周辺の構造物や樹木が眺望を阻害している	王塚古墳テーマパークの見学環境を充実させる必要がある					地震や豪雨等の災害に対する防災対策と、被災した場合の対応策が不十分である	王塚装飾古墳館の展示内容が古い	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	緊急時の対応体制の構築	史跡地における現状変更の確認・許可
活用	王塚古墳の価値に触れる手段が少なく、地域内外において価値を十分に理解してもらえていない	「桂川町王塚古墳テーマパーク」の見学環境を充実させる必要がある	王塚装飾古墳館の展示内容が古い	(2) 危機管理	地震や豪雨等の災害に対する防災対策と、被災した場合の対応マニュアルの確立	緊急時の対応体制の構築	史跡地における現状変更の確認・許可	特別公開時における入室者数、滞在時間等の記録	A	4日/年		
		多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	情報発信やPR戦略が求められる	(3) 現状変更に関する取扱い基準	緊急性の高い利用を促すための利用規則の見直し	九州北部の装飾古墳や、遠賀川流域の古墳・遺跡、町内の文化財等との広域観光としての連携	ガイドツアーやモデルコースの設定など、観光や回遊を促すプログラムの開発	特別公開時における入室者数【総合戦略におけるKPI1】	A	4,000人/年		
活用	王塚古墳の価値に触れる手段が少なく、地域内外において価値を十分に理解してもらえていない	情報発信やPR戦略が求められる	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	(4) 指定地外、周辺環境の保存管理の方法	王塚古墳の周辺環境や景観の保全	前年度及び周溝部の調査・復元	前年度の追加指定、公有化の推進	特別公開開催回数	A	4日/年		
		地域内外の多様な人を巻き込み、王塚古墳及び王塚装飾古墳館を活用した取り組みやイベントのさらなる展開が求められる	九州北部の装飾古墳や、遠賀川流域の古墳・遺跡、町内の文化財等との広域観光としての連携	王塚古墳と桂川駅のつながり強化や、周辺の回遊促進が求められている	(5) 追加指定、公有化	前年度及び周溝部の調査・復元	前年度の追加指定、公有化の推進	前年度の追加指定、公有化の推進	特別公開見学者数【総合戦略におけるKPI1】	A	4,000人/年	
活用	王塚古墳の価値に触れる手段が少なく、地域内外において価値を十分に理解してもらえていない	情報発信やPR戦略が求められる	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	(6) 調査・研究	遺構の詳細な内容解明及び出土品の研究をはじめとした王塚古墳の総合的な調査・研究	遺構の詳細な内容解明及び出土品の研究をはじめとした王塚古墳の総合的な調査・研究	遺構の詳細な内容解明及び出土品の研究をはじめとした王塚古墳の総合的な調査・研究	景観デザインを目的とした計画的な植栽管理	C	—		
		新たな担い手の確保が求められる	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	(1) 石室の見学	石室の見学環境改善	石室内部の公開頻度の拡大	石室内部の公開頻度の拡大	整備基本計画の策定及び該当箇所の実設計画	C	—		
活用	王塚古墳の価値に触れる手段が少なく、地域内外において価値を十分に理解してもらえていない	関心を持ってもらうきっかけづくりや参画意識の醸成を図るような仕組みが求められる	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	(2) 王塚古墳テーマパーク	王塚古墳の見学環境改善	石室内部の公開頻度の拡大	王塚古墳テーマパーク及び周辺エリアの整備	上記計画及び設計に基づく園路等の付帯施設の整備	C	—		
		新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が流行した場合への対応策の検討が求められる	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	(3) 王塚装飾古墳館の展示	石室の見学環境改善	石室内部の公開頻度の拡大	王塚古墳テーマパーク及び周辺エリアの整備	王塚装飾古墳館の展示内容の更新	上記計画及び設計に基づく解説板等のサイン整備	C	—	
活用	王塚古墳の価値に触れる手段が少なく、地域内外において価値を十分に理解してもらえていない	地域内外の多様な人を巻き込み、王塚古墳及び王塚装飾古墳館を活用した取り組みやイベントのさらなる展開が求められる	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	(4) 情報発信	情報発信やPR戦略の拡充	情報発信やPR戦略の拡充	情報発信やPR戦略の構築	展示内容の更新	C	—		
		九州北部の装飾古墳や、遠賀川流域の古墳・遺跡、町内の文化財等との広域観光としての連携	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	(5) 観光やイベント等の地域活性	自由度の高い利用を促すための利用規則の見直し	九州北部の装飾古墳や、遠賀川流域の古墳・遺跡、町内の他の文化財等との広域観光としての連携	ガイドツアーやモデルコースの設定など、観光や回遊を促すプログラムの開発	既存メディア等の多言語化対応による外国人入館者数の増加【総合戦略におけるKPI1】	A	50人/年		
活用	王塚古墳の価値に触れる手段が少なく、地域内外において価値を十分に理解してもらえていない	学校教育の中で王塚古墳について学ぶ機会を拡充することが求められる	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	(6) 学校教育	学びの場の拡充に向けたプログラムの実施	汎用性の高い教材、情報ツールの制作	汎用性の高い教材、情報ツールの制作	既存メディア等の視覚障がい、聴覚障がいへの対応	C	—		
		新たな担い手の確保が求められる	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	(7) 社会教育	歴史学習プログラムの継続及び拡充	歴史学習プログラムの継続及び拡充	歴史学習プログラムの継続及び拡充	空間のバリアフリーに対する対応	C	—		
活用	王塚古墳の価値に触れる手段が少なく、地域内外において価値を十分に理解してもらえていない	関心を持ってもらうきっかけづくりや参画意識の醸成を図るような仕組みが求められる	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる	(8) その他	感染症が流行した場合等への対応	感染症が流行した場合等への対応	感染症が流行した場合等への対応	既存メディア等の効果検証(アンケート調査)	D	情報伝達評価		
		新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が流行した場合への対応策の検討が求められる	多言語対応、バリアフリー対応の拡充が求められる					情報発信やPR戦略の構築	C	—		

整備
運用体制

主要課題	構成要因
「保存管理に係る整備」及び「活用に係る整備」に向けた、手法、財源、人材確保等の具体的な実施方針、見通しが無い	前方部及び周溝部の長期的な復元に向けた方針がない
	保存に関わる設備や機器の改修に向けた調査方針がない
	価値を構成する要素以外の構成要素の整備・改善に向けた方針がない
	鋼管支柱の効果に関する構造工学的検証及び代替工法の検討が未実施である
	照度確保を行う場合の保存科学的観点での検証が未実施である
	王塚古墳テーマパーク内における見学環境向上に向けた具体的な検討がなされていない
	王塚装飾古墳館の解説文章や図、写真等の展示内容更新および内容を拡充するための実施方針がない
	王塚古墳と桂川駅を結ぶ周辺環境整備や、回遊を促すウォーキングやサイクリングコースの整備が求められる
王塚古墳単体としても広域観光プログラムとしても、活用の戦略、観光への展望、方針が必要	観光やまちづくりにおける各課の連携が求められる
	広域での活用展開戦略、体制の拡充が求められる
	地域の担い手の確保が求められる
	検証を行うための専門委員会の立ち上げが求められる
	保存活用事業推進のための体制強化が求められる

方法	
第8章 整備	(1) 保存管理に係る整備
	(2) 活用に係る整備
第9章	(1) 庁内体制
	(2) 周辺市町村との連携
	(3) 地域や町民の参画
	(4) 調査研究体制
	(5) 保存活用事業の運営・体制

施策	
第10章 施策の実施計画の策定・実施	調査に基づく墳丘全体の復元
	石室の環境を計測するためのモニタリング機器の更新
	調整が必要な要素（樹木や附属施設など）の撤去・移設など、史跡地内の環境整備
	構造工学的検証及び現代的な工法の検討に基づいた鋼管支柱の改善
	石室内の保存科学的検証及び検討に基づいた照度確保
	公園内のルート設定やサインの再配置等、王塚古墳公園内の見学環境の改善
	王塚装飾古墳館について、展示方法のリニューアルやデジタルコンテンツの導入検討
	王塚古墳と桂川駅を結ぶ周辺環境整備や、ウォーキングやサイクリングコースの整備
第9章	観光やまちづくりにおける各課の連携体制の構築
	広域での装飾古墳、その他文化財の活用のための体制の拡充
	地域や町民の参画機会の創出、地域の担い手の確保
	保存・活用を行う専門的な調査研究体制の構築
	事業進捗の評価及び検証の実施

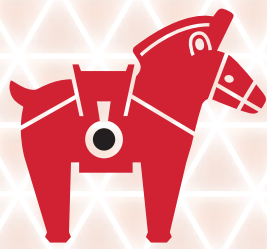
評価項目	パターン	評価指標	
第11章 経過観察	公有化に向けた具体的な相談	B	—実施回数
	対象となる地権者への説明会の実施	B	—相談件数
	温度計及び計測システムの更新	C	—
	湿度計及び計測システムの更新	C	—
	整備基本計画の策定及び該当箇所の実施設計	C	—
	上記計画及び設計に基づく樹木の撤去及び移設	C	—
	上記計画及び設計に基づく附属施設の撤去及び移設	C	—
	荷重計及び計測システムの更新	C	—
	上記観測結果の分析及び評価	C	—
	鋼管支柱の改善に向けた対応策の検討	C	—
第11章 経過観察	石室内環境における照度の許容値の科学的検証	C	—
	照明設備の改修	C	—
	整備基本計画の策定及び該当箇所の実施設計	C	—
	上記計画及び設計に基づく園路等の付帯施設の整備	C	—
	上記計画及び設計に基づく解説板等のサイン整備	C	—
	上記計画及び設計に基づく展示内容の更新	C	—
	公園エリアの整備	C	—
	エリア周辺の整備（散策ルート、サイン整備等）	C	—
	王塚プロジェクトの推進に向けた庁内ワーキングの開催	B	実施回数
	各種協議会の開催と連携	B	実施回数
第11章 経過観察	小学生の古墳館入館者数【総合戦略におけるKPI】	A	1,200人/年
	コダイムふるさと講座の参加人数	A	80人/年
	学識経験者等を含んだ専門委員会の設置	C	—
	各種専門委員会による検討	B	実施回数
	王塚古墳テーマパーク運営企画委員会における事業進捗の確認	A	1回/年

とくべつしせきおうづかこふんほぞんかつようけいかく
特別史跡王塚古墳保存活用計画

発行年 : 令和3年3月
編集・発行 : 桂川町教育委員会
編集協力 : (株)エスティ環境設計研究所

所在地 : 〒820-0696
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居424番地1

TEL : 0948(65)1100
FAX : 0948(65)3424



王塚古墳

◎ U Z U K ▲

K ♀ F U N